

官報

令和元年六月七日

○第百九十八回 参議院会議録第二十四号

令和元年六月七日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第二十四号

令和元年六月七日

午前十時開議

第一 國務大臣の報告に関する件(平成三十一年度以降に係る防衛計画の大綱及び「中期防衛力整備計画(平成三十一年度)」「平成三十五年度」に関する報告について)

第二 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(第百九十六回国会内閣提出、第百九十八回国会衆議院送付)

第四 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 民法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件

一、日程第一

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第二より第五まで

令和元年六月七日 参議院会議録第二十四号

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、検査官、原子力委員会委員、公認会計士・監査審査会委員、預金保険機構理事、日本放送協会経営委員会委員、労働保険審査会委員、中央社会保険医療協議会公益委員、社会保険審査会委員及び原子力規制委員会委員の任命について、本院の同意を求めまいりました。

これより採決をいたします。

まず、検査官に田中弥生君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、全会一致をもって同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

国家公務員等の任命に関する件(國務大臣の報告に関する件(平成三十一年度以降に係る防衛計画の大綱及び「中期防衛力整備計画(平成三十一年度)」「平成三十五年度」に関する報告について))

○議長(伊達忠一君) 次に、原子力委員会委員に中西友子君を、日本放送協会経営委員会委員に明石伸子君、堰八義博君及び村田晃嗣君を、労働保険審査会委員に鈴木麻里子君を、原子力規制委員会委員に石渡明君及び田中知君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 次に、公認会計士・監査審査会委員に勝尾裕子君を、預金保険機構理事に内藤浩文君及び手塚明良君を、労働保険審査会委員に室井純子君を、中央社会保険医療協議会公益委員に荒井耕君及び秋山美紀君を、社会保険審査会委員に高野伸君を任命することについて採決をいたします。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、全会一致をもって同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

国家公務員等の任命に関する件(國務大臣の報告に関する件(平成三十一年度以降に係る防衛計画の大綱及び「中期防衛力整備計画(平成三十一年度)」「平成三十五年度」に関する報告について))

○議長(伊達忠一君) 次に、日本放送協会経営委員会委員に高橋正美君及び渡邊博美君を任命することについて採決をいたします。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第一 國務大臣の報告に関する件(平成三十一年度以降に係る防衛計画の大綱及び「中期防衛力整備計画(平成三十一年度)」「平成三十五年度」に関する報告について)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 防衛大臣から発言を求められております。発言を許します。防衛大臣岩屋毅君。

〔國務大臣岩屋毅君登壇、拍手〕

○國務大臣(岩屋毅君) 政府は、昨年十二月十八日、国家安全保障会議及び閣議において、新たな防衛計画の大綱及び「中期防衛力整備計画」を決定いたしました。

以下、これらについて御報告申し上げます。

我が国を取り巻く安全保障環境は、前防衛大綱

令和元年六月七日 参議院会議録第二十四号

の策定時に想定していたよりも、格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増しています。特に、国際社会におけるパワーバランスの変化により、国家間の競争が顕在化するとともに、グレイゾーンの事態が長期にわたって継続する傾向にあります。

また、宇宙、サイバー、電磁波といった新たな領域の利用が急速に拡大したことで、国家の安全保障の在り方は根本から変わらうとしています。さらに、我が国の周辺には、質、量に優れた軍事力を有する国家が集中し、軍事力の更なる強化や軍事活動の活発化の傾向が顕著となっています。

こうしたこれまでに直面したことのない安全保障環境の中で、我が国が平和国家として更に力強く歩んでいくためには、我が国自身が、国民の生命、身体、財産と領土、領海、領空を主体的、自主的な努力によって守る体制を強化する必要があります。このような認識の下、専守防衛を前提に、従来の延長線上ではない、真に実効的な防衛力のあるべき姿を見定め、新たな防衛大綱と中期防衛策定いたしました。

新たな防衛大綱では、まず、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出すること、また、我が国に脅威が及ぶことを抑止すること、そして、万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ被害を最小化することという、防衛の目標を明確に示し、この達成に必要な三つの手段をそれぞれ強化することとしています。

第一に、我が国の防衛体制の強化です。防衛力は、安全保障の最終的な担保です。これまでに直面したことのない安全保障環境の現実の下で、国家として存立を全うするため、我が国の主体的、自主的な努力によって防衛力の質、量を強化していかなければなりません。宇宙、サイバー、電磁波を含む全ての領域の能力を有機的に融合させる領域横断作戦を行うことができ、また、平時から有事までのあらゆる段階において、柔軟かつ戦略的な活動を常時継続的に実施でき

る、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力を構築してまいります。

第二に、日米同盟の強化です。

日米安全保障体制を中核とする日米同盟は、我が国のみならず、インド太平洋地域、さらには国際社会の平和と安定及び繁栄に大きな役割を果たしています。日米防衛協力のための指針の下、日米同盟の抑止力、対処力の強化や、自由で開かれた海洋秩序の維持強化を含む幅広い分野における協力の強化、拡大を行ってまいります。

また、在日米軍再編を着実に進め、特に、沖縄については、近年、米軍施設・区域の返還等、負担軽減を一層推進してきておりますが、引き続き、普天間飛行場の移設を含む在沖縄米軍施設・区域の整理、統合、縮小、負担の分散等により、地元の負担軽減を図ってまいります。

第三に、安全保障協力の強化です。

自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、防衛力を積極的に活用しながら、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、多角的、多層的な安全保障協力を戦略的に推進します。この際、日米同盟を基軸とし、普遍的価値や安全保障上の利益を共有する国々との緊密な連携を図ってまいります。

これらの実現に向けた防衛力の強化は、格段に速度を増す安全保障環境の変化に対応するため、従来と異なる速度で行わなければなりません。新たな防衛大綱及び中期防衛では、特に優先すべき事項を可能な限り早期に強化するため、既存の予算、人員の配分にとらわれず、資源を柔軟かつ重点的に配分することとしています。

具体的には、領域横断作戦に必要な能力を優先的に強化することとしており、特に、宇宙、サイバー、電磁波の領域における能力、海空領域における能力、スタンドオフ防衛能力、総合ミサイル防衛能力、機動展開能力、防衛力の持続性、強靱性を重視してまいります。

同時に、人的基盤の強化、装備体系の見直し、

技術基盤の強化、装備調達の最適化、産業基盤の強化、情報機能の強化にも優先的に取り組んでまいります。

あわせて、訓練・演習、衛生、地域コミュニティとの連携、知的基盤にもしっかりと取り組んでまいります。

これらに必要な事業を積み上げた結果、令和元年度から五年間の新たな中期防における防衛力整備の水準は、おおむね二十七兆四千七百億円程度を目標としています。その上で、装備体系の見直しや装備調達の最適化を含め、一層の効率化、合理化を進めることによって実質的な財源の確保を図り、おおむね二十五兆五千億円を目途に、各年度の予算編成を実施することとしています。また、新たな中期防においては、新規後年度負担に係る国民への説明責任を果たす観点から、新たな事業に係る物件費の契約額を明確にすることとし、おおむね十七兆一千七百億円の枠内として示しています。

以上申し述べました新たな防衛大綱及び中期防の下、真に実効的な防衛力を構築し、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うすることともに、国民の生命、身体、財産、そして、領土、領海、領空を守り抜くため、防衛省・自衛隊は今後とも全力を尽くしてまいります。

議員各位の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。三宅伸吾君。

〔三宅伸吾君登壇、拍手〕

○三宅伸吾君 自由民主党の三宅伸吾です。

私は、自由民主党・国民の声を代表し、ただいま議題となりました防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画について質問いたします。

平成の時代、我が国を取り巻く安全保障環境は、厳しさと不確実性を増してきました。残念な

がら、令和になっても状況は好転していません。二度目の米朝首脳会談の後も、北朝鮮の核・ミサイル問題は未解決のままです。金正恩委員長は、検証可能かつ不可逆的な非核化について明確にしています。本年四月には戦術誘導弾兵器、五月には短距離飛翔体、さらには短距離弾道ミサイルを発射しました。進展しない米朝関係を背景に、揺さぶりを掛けているとの見方もあります。いずれにせよ、間違いなく国連安全保障理事会の決議に反します。

不確定要素は北朝鮮だけではなく、六月六日現在、沖縄県尖閣諸島周辺の接続水域で中国公船の航行が五十六日連続で確認されています。米国と中国の関係を見ても、両国は新冷戦とも呼ぶべき対立局面に入ったと分析する向きもあります。

そこで、今回の大綱、中期防の策定では、このような我が国を取り巻く安全保障環境の変化についてどのように捉えているのか、安倍総理にお伺いいたします。

次に、岩屋防衛大臣にお伺いいたします。情報通信分野における著しい技術革新により、政府機関やインフラの機能を麻痺させ、経済、産業、場合によっては安全保障、防衛にまで致命的な打撃を与えるサイバー攻撃が可能となりました。さらに、人工知能、AIを活用し、セキュリティ・対策を無力化する攻撃手法もあると言われています。

そこで、領土、領海、領空に直接物理的に侵入することなく、我が国に甚大な被害をもたらすおそれがあるサイバー攻撃のような新たな脅威に対し、新たな大綱、中期防の下、どのように対応していくのか、岩屋防衛大臣にお伺いします。

先ほどの尖閣諸島の例を引くまでもなく、我が国の島嶼部は、国境の最前線であり、海洋資源等を守る上でも極めて重要な領土です。また、多様な文化、産業を彩る生活の場でもあります。島嶼部については、上陸を試みる侵略部隊が領海や領

空の外から攻撃を始める構図が想定されます。我が国の島々が攻撃されているにもかかわらず、侵略を試みる側が日本の領土、領海、領空内に入ってくるまでは我が国の実力行使部隊が何もできないというのでは、やすやすと侵略部隊に上陸を許してしまうこととなりかねません。

そこで、今回の大綱、中期防では、我が国島嶼部の防衛のためにどのように対処していくこととしているのか、防衛大臣にお伺いします。

中国による太平洋、東シナ海への進出の動きが強まっています。特にインド太平洋地域において、自由で開かれた海洋秩序を維持強化し、望ましい安全保障環境を創出することが求められています。

我が国は、米国とともに、インド太平洋地域の平和と安定のために、周辺各国に対し、様々な場を通じ、安全保障や経済連携に関する対話を進めてまいりました。同時に、広大な太平洋をにらみ、防衛力を増強するためには、パートナー国との防衛協力を進めていくことが必要です。

そこで、海域及び空域の防衛力の増強を図っていく上で、常時の運用とはせず、必要な場合にのみ、短距離離陸・垂直着陸戦闘機、STOVL機を運用することと考えている「いずも」型の護衛艦の運用をどのように考えているのか、防衛大臣にお尋ねします。

あわせて、インド太平洋地域を包括した安全保障ビジョンの下、中国への懸念を共有する東南アジア諸国と、共同訓練を含めてどのように防衛協力の輪を広げていくお考えなのか、防衛大臣に伺い、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 三宅伸吾議員にお答えをいたします。

我が国を取り巻く安全保障環境の変化についてお尋ねがありました。
今、国際社会のパワーバランスは大きく変化しつつあります。また、北朝鮮の核・ミサイル開

発、中国の透明性を欠いた軍事力の強化、東シナ海や南シナ海における力を背景とした一方的な現状変更の試み、大量破壊兵器等の拡散や国際テロの深刻化、サイバー空間や宇宙空間などの新たな領域における課題の顕在化など、グローバルな安全保障上の課題が広範囲かつ多様化していることなどを踏まえれば、我が国を取り巻く安全保障環境は戦後最も厳しいと言っても過言ではなく、格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増しています。特に、宇宙、サイバー、電磁波といった新たな領域は死活的に重要になっており、陸海空での対応を重視してきたこれまでの安全保障の在り方を根本から変えようとしています。

このような認識の下、防衛大綱を見直したところであり、我が国として、自らを守る体制を主体的、自主的な努力により抜本的に強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図っていく考えです。

未来の礎となる国民を守るために真に必要な防衛力の構築に向け、従来とは抜本的に異なる速度で変革を図ってまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣岩屋毅君登壇、拍手〕
○国務大臣(岩屋毅君) 三宅伸吾議員にお答えいたします。

まず、サイバー攻撃への対応についてお尋ねがありました。

社会全体のサイバー空間への依存度が高まるとともに、サイバー攻撃の態様は一層高度化、巧妙化しており、今後、サイバー攻撃によって極めて深刻な被害が発生する可能性も否定できず、サイバー攻撃への対応は我が国の安全保障に関わる重要な課題であります。

そのような認識の下、サイバー攻撃に対して常時十分な安全を確保し得るよう、防衛省・自衛隊として、サイバー防衛能力を抜本的に強化することとしております。

具体的には、サイバー防衛隊を始めとするサイ

バー関連部隊等の拡充、有事において相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力の保有、部内教育の拡充や部外の優れた知見の活用等によるサイバー人材の確保、育成、関係機関や諸外国との協力の強化など、様々な取組を通じてサイバー防衛能力を抜本的に強化していく考えであります。

次に、島嶼防衛についてお尋ねがありました。我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえれば、我が国島嶼部の防衛は極めて重要な課題であります。島嶼防衛のため、常時継続的な情報収集、警戒監視、部隊の迅速な機動展開を実施し、海上優勢、航空優勢を確保するとともに、侵攻部隊の接近、上陸を阻止し、万が一占拠された場合には、あらゆる措置を講じて奪回をしなければなりません。

このような自衛隊の役割について、新たな防衛大綱では、海空領域における能力や機動展開能力の強化、地対艦誘導弾部隊や島嶼防衛用高速滑空弾部隊の保持、自衛隊配備の空白地域となつていく島嶼部への部隊配備などの方針を掲げておりまして、こうした方針の下で防衛力の強化を推進してまいります。

次に、「いずも」型護衛艦の運用についてお尋ねがありました。

政府としては、新たな防衛大綱の下、我が国自身の防衛体制の強化、日米同盟の抑止力及び対処力の強化とともに、自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、多角的、多層的な安全保障協力を戦略的に推進していくこととしています。

「いずも」型護衛艦は、これまでも、米国を始めとするインド太平洋地域の海軍との共同訓練などを通じて各国との安全保障協力を進めてきましたが、政府としては、今後、「いずも」型護衛艦からSTOVL機を運用できるよう所要の改修を行い、その多機能な護衛艦としての特性を最大限生かしつつ、我が国と地域の平和と安定に一層寄与

していく考えであります。
最後に、東南アジア諸国との防衛協力についてお尋ねがありました。

インド太平洋地域は、世界人口の半数以上を養う世界の活力の中核であり、この地域を自由で開かれた国際公共財とすることにより、地域全体の平和と繁栄を確保していくことが重要であります。このような自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、防衛省としては、これまでも、東南アジア諸国を始めとする地域のパートナー国との間で様々な防衛協力・交流を行ってまいりました。

今後とも、新たな防衛計画の大綱の下で、地域協力の要となるASEANの中心性、一体性の強化の動きを支援しつつ、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力、能力構築支援などの具体的な二国間、多国間協力を一層推進していく考えであります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 白眞勲君。
〔白眞勲君登壇、拍手〕

○白眞勲君 立憲民主党・民友会・希望の会の白眞勲です。

早速、会派を代表して質問させていただきます。まず、イージス・アショアについて質問いたします。

一昨日、イージス・アショアの配備地について、秋田県付近の候補地としてほかに適地はなかったという根拠データに九か所もの誤りがあったことが判明しました。とんでもないことであります。政府に対する信頼性が全くなくなつてしまつたのではないかと。地元イージス・アショアが配備されることで住民の方々がどれだけ不安に感じておられるのか、総理は理解されているのでしょうか。総理の地元である山口県付近の候補地のデータは大丈夫なんでしょうか。総理の明確な答弁を求めます。

令和元年六月七日 参議院会議録第二十四号

国務大臣の報告に関する件(平成三十一年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画(平成三十一年度、平成三十五年度)に関する報告について)

四

防衛省は、イージス・アショアの取得経費等の総額について、約四千三百八十九億円と見積もっておりますが、この中に弾代は含まれていません。弾がなければ意味ないじゃないですか。今、秋田、山口ですから、最低弾は二つ必要です。さらに、北朝鮮は我が国のほぼ全土を射程に収める弾道ミサイルを二、三百発は保有しているということでもあります。ということは、一発の弾道ミサイルに二発撃つとすれば六百発必要じゃありませんか。ということは、一発四十億円として、ざっと弾代だけで二兆四千億円掛かってしまいます。また、保管場所の警備、対空防備、さらには、敵の迫撃砲など発射時の人家の防備を考えたら、天文学的な費用が実際に掛かるのではないのでしょうか。防衛大臣の見解をお聞きいたします。そもそも、それだけの弾を準備できるのでしょうか。

また、今回防衛省が選定した搭載レーダーはまだ開発中のもので、むしろ、イージス艦に搭載される既存のレーダーの方が、信頼性も高いし、メンテナンスやアップグレードなどにも優越性があるのではないのでしょうか。米政府は日本側に一部負担を求めているとも報じられているのですが、事実関係とともに、選定した理由を、防衛大臣、教えてください。

さらに、電磁波による人体や環境への悪影響について、イージス艦は入港する際にレーダーのスイッチを切るそうですが、その位置は何海里でしょうか。少なくとも、安全性の観点からそれぐらいの距離は必要でないかと思いますが、いかがでしょうか。防衛大臣、お答えください。

今回の大綱、中期防では、宇宙、サイバー、電磁波といった新領域における能力の獲得、強化も強調しています。しかし、実際には、イージス・アショアのような正面装備品の導入に多額のコストを費やす計画となっており、果たして本気で強化しようとしているのか、疑問でもあります。例えば、諸外国のサイバー関連部隊の人員につ

いては、米国は六千二百人、中国は三万人、北朝鮮は六千八百人と言われておりますが、我が国のサイバー防衛隊につきましては、今年度の増員はたったの七十名、合計でも二百二十名しかないじゃないですか。これでサイバー防衛能力の抜本的強化と言えるわけじゃないじゃないですか。この点について総理はどのような見解をお持ちなのか、お答えください。

また、これらのIT関係の人材は、野原を駆け巡ったり、あるいは泳ぎがうまい必要は全くありません。専門性が極めて高いわけで、どの業界も引く手あまたです。そういう中、これまでの採用とは全く別物のやり方で募集しなければならんと思います。防衛大臣の認識を伺います。さらに、この装備品導入による後年度負担の増加により、補正予算への計上も常態化しています。本来、補正予算とは、災害など年度途中に予期し得ない事態が発生した場合であり、これら費用は当初予算で手当てするべきものじゃないですか。総理、御所見をお伺いいたします。

今回の大綱では、安全保障環境は厳しさと不確実性が增大しているとされています。そういう中で、大綱には、韓国との間では幅広い分野で防衛協力を進めるとありますが、レーダー照射の問題についてはどうなっているのでしょうか。六月一日に韓国の国防大臣と会っていますよね。解決したんですか。防衛大臣、お答えください。

また、総理は、北朝鮮の金正恩委員長に対し、条件を付けずに向き合わなければならないという考えを明らかにしました。拉致問題の解決に資する会談でなければならぬという条件を今まで付けていたわけですから、明らかに矛盾しているじゃないですか。これは、拉致問題の解決に資さなくても会いましょうという誤ったメッセージになりはしませんか。総理の御認識をお聞きいたします。さらに、今後、北朝鮮にどういうアプローチを考えているのか、その戦術を全てを明らかにする

必要はないにせよ、変わった以上、国民に少しは説明すべきじゃないでしょうか。総理、お答えください。

総理があらゆるチャンスを逃さないという決意で臨んでいるのであるならば、トランプ大統領が金正恩委員長と次の三回目の首脳会談を行う際に、同席してみたらどうでしょうか。次のG20サミットでトランプ大統領に頼んでみたらどうでしょうか。一緒に相撲まで見た仲よしのトランプ大統領が隣に座っていれば、拉致問題の解決も含め、核・ミサイル問題において、こちらの主張を言いつつ、トランプ大統領に晋三の言うとおりでと相づちを打ってもらえば、極めて効果的だと思います。晋三と次は一緒に会うとトランプ大統領が言えば、金正恩氏も断れないと思いますよ。

ちなみに、この提案を、去年、予算委員会が私が出したところ、総理は、「まず順番としては、南北北として米朝が行われ、そしてもちろん日米朝という形の首脳会談というものも私はこれは否定するものでももちろんありません」と答弁しました。まさに今、そのタイミングじゃないですか。防衛省は、「いずも」型護衛艦の改修とSTOV機機の搭載により、戦闘機の離発着が可能な飛行場が硫黄島のみである太平洋側の防空体制の強化に資すると説明しています。

ここで一つお聞きしたいのが、硫黄島等に残された戦没者の遺骨の問題です。平成二十八年三月に全会一致で議員立法、遺骨収集推進法を成立させ、令和六年度までを集中実施期間として取組を推進することになっていますが、予算は、平成二十九年、二十四億四千三百万円から令和元年度二十三億六千万円と、どんどん減っているじゃないですか。これ、おかしくないですか。安倍総理、しつかり予算を増やして対応すべきだと思いますが、いかがでしょうか。この遺骨につきましては、DNA鑑定で本人確認ができるようになりましたが、遅々として進ん

でいません。この件では、今年の三月二十二日、私、予算委員会でも根本厚労大臣にお聞きしましたところ、南方等の地域で収容した御遺骨のDNA鑑定については、まさに専門家の御意見を聞きながら、今年度末までに一定の方向性をお示しする予定でありますとの答弁でした。私聞いたの、三月二十二日なんです。今年度末とおっしゃったって、一週間しかありませんよ。一定の方向性得られたんでしょうか。厚労大臣、お答えください。

先日、お父様を南方戦線で亡くしたある御遺族からも、指一本でも帰ってきてほしいという切実な言葉をいただきました。赤紙一枚で家族から引き離され、一片の遺骨も戻ってこない。御高齢になった御遺族の心情は察するに余りあります。そういう中で、このDNA鑑定をお願いしているのは大学等なんです。私が、ボランティアで、ほとんど実費でお願いしているのではないのかと予算委員会でも聞いたら、政府参考人は、ボランティアという言葉が適切かどうか分かりませんが答弁しましたが、先日の検討会議は、委員の方からボランティアだと発言がありました。だから私がボランティアだと言っているんですよ。厚労大臣、これボランティアですよ。お答えください。

そもそも、ボランティアでは駄目です。アメリカみたいのに予算と人員を付けて専門の鑑定機関をつくる必要は感じませんか。総理と厚労大臣、御答弁お願いいたします。トランプ大統領は先日、訪日の際、我が国の護衛艦に史上初めて乗艦されました。この乗艦した「かが」は、ミッドウェー海戦において沈没した当時の日本海軍の最高レベルの正規空母「加賀」と同じ名前ですが、何と両艦の長さが二百四十八メートル、びつたり、全く一緒なんですよ。調べていてびっくりしました。防衛大臣、まさかわざとと同じ寸法にしたんじゃないでしょうか、お答えください。

ところで、本年二月七日の参議院予算委員会において岩屋防衛大臣は、核兵器等の大量破壊兵器を搭載する能力を持つものが攻撃型空母に当たる旨答弁しておりますが、過去の攻撃型空母の定義に関する政府答弁において具体的に言及のなかった核兵器等の大量破壊兵器を例示した理由はなぜでしょうか。これ重要です。総理、お答えください。

新大綱の閣議決定と同日、「F35—Aの取得数の変更について」が閣議了解され、F35Aの取得数を四十二機から百四十七機とし、今年度以降の取得は完成機輸入によることとされました。ということは、国内メーカーの生産ラインの整備費、これどうなつちやうんですか。約一千九百九十七億円も投じていますよね。防衛大臣、お答えください。

トランプ大統領は「かが」において、同盟国の中でも最大規模のF35戦闘機群を持つことになることと述べました。防衛省はSTOVL機の正式な機種選定はこれからであると説明していますが、総理はトランプ大統領にF35Bを購入すると約束したんでしょうか。総理の明確な答弁を求めます。

また、このFMSという購入方式、つまり相手の言い値で取引するなど、もつてのほかです。さらに、財務省の審議会において機関統の調達価格が米国の約七倍になっていたことが指摘されるなど、装備品の調達には問題点が多々ありますが、相手も我が国の製品を購入するといった、いわゆるオフセット取引の仕組みを活用するなどの柔軟な発想が今こそ求められているのではないのでしょうか。総理、お答えください。

今回、F35の墜落事故が発生しましたが、そういう中、米国会計検査院が最近公表した報告書は、F35が深刻な欠陥を抱えたまま、危機的で安全性や重要な性能を危険にさらすに分類された欠陥だけでも、昨年報告書で指摘された百十一件中、未解決が十三件、さらには新たに昨年十二月以降四件判明という驚くべき状況です。これでは

パイロットの命を危険にさらすものと言わざるを得ません。総理、どう思われますか。

また、このF35はレーダーに映らない、いわゆるステルス性があるそうですが、私、疑問なのは、今回の事故でレーダーから機影が消えたとの報告。あれっ、ステルスじゃなかったのと私は思ったんです。レーダーに映っている、レーダーに映っているじゃありませんか。これ、何かスイッチを入れるとステルスになるということらしいんですね。ということは、ステルス状態のときに万が一の事故が起きたらレーダーによる解析はできないわけで、大丈夫なんですか。防衛大臣、お答えください。

また、この新たに追加取得となる百五機のF35については、高いステルス性能のため、飛行機のおなかにしかミサイルは積めないんだそうで、つまり武器は少なくなるそうです。忍びみないな戦闘機なんですね。ですから、このF35がスクランブル発進に従事するのとかどうか疑問です。仮にそうならば、機密の塊とも称される機体の性能に関する情報を相手方にさらすことになるのではないのか。スクランブルの場合は、ステルス性よりも要撃能力の方が重要なのではないのでしょうか。例えば、戦国時代の足軽がみんな日中に忍者スタイルだったら、武器も少ないし、大体、丸見えです。忍者は見えないから価値があるんじゃないんでしょうか。防衛大臣、お答えください。

そのようなことを考えますと、まず、欠陥の指摘があるF35の新規取得を一時中断し、例えば、最近、空対空戦闘能力に秀でたF15で米空軍が採用したタイプなど、新たな戦闘機体系の整備を検討するべきではないかと思いますが、総理の見解をお伺いいたします。

岩屋防衛大臣は、本年、外交防衛委員会において、F35を活用した弾道ミサイル発射直後の迎撃について、他国の領域における武力行動であつても、自衛権発動の三要件に該当するものがあるとするれば、憲法上、法理上許されないというわけで

はないとの見解を示しました。つまり、F35などの有人機、特にステルス性のある有人機はもとより、無人機によるブースト段階、相手国が発射したときのミサイル、これを弾道ミサイル迎撃が可能となった場合、法理上、相手国の領域に入つて迎撃することは可能ということなんじゃないでしょうか。これが大変重要です。総理、お答えください。

最後に一言。北方領土で、戦争を、取り返す是非について言及した衆議院議員については言語道断です。私たち政治家は、相手がどういう国であれ、戦争だけは絶対に避ける、その知恵を絞るのが我々政治家の役割じゃないんでしょうか。それを強調したいと思います。

さらに、我々が先般来、参議院規則にのっとって強く要求しております予算委員会がなぜ開催されないんでしょうか。これは国会のルールそのものを否定しているものと断ぜざるを得ません。与党に強く抗議します。

質問を終えるに当たり、答弁がちゃんとなつていなければ再質問もさせてもらうことを申し上げて、取りあえず私の質問は終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣安倍晋三君 白眞敷議員の御質問にお答えをいたします。

多数の御質問をいただきましたが、答弁漏れのないようにしっかりと答えをさせていただきます。と思います。

北朝鮮問題についてお尋ねがありました。北朝鮮の核、ミサイル、そして何よりも重要な拉致問題の解決に向けて、相互不信の殻を破り、次は自分自身が金正恩委員長と向き合うとの決意を私は従来から述べてきました。条件を付けずに向き合うとは、そのことをより明確な形で述べたものです。向き合うとは、金委員長と会い、率直に、また虚心坦懐に話し合うということです。当然、最重要課題である拉致問題についても話し合います。

これまでも申し上げているとおり、我が国として、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を目指す考えであり、この方針に変わりはありません。

三回目の米朝首脳会談や日米朝首脳会談については、予断を持つてお答えすることは差し控えて

とお尋ねがありました。

自衛隊のサイバー関連部隊等については、五年後を目途に、全体として千数百名の規模まで拡充するよう努めてまいります。また、組織の拡充に加え、有事において相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力の保有など、様々な取組を通じて自衛隊のサイバー防衛能力の抜本的強化を図つてまいります。

なお、諸外国の軍のサイバー部隊については、具体的な任務や能力など、その詳細が必ずしも明らかでないため、一概に比較することはできないものと考えています。

補正予算に関するお尋ねがありました。

ます。G20大阪サミットの際のトランプ大統領との会談については調整中ですが、トランプ大統領とは、先般の日米首脳会談を始め、北朝鮮問題に関して方針を綿密にすり合わせてきており、引き続き、日米で、拉致、核、ミサイル問題の解決に向け、緊密に連携してまいります。

特に、我が国にとって最も重要な拉致問題の解決に向けては、我が国自身が主体的に取り組むことが重要です。日朝首脳会談について、現時点でめどが立っているわけはありませんが、御家族も御高齢となる中で、一日も早い解決に向け、あらゆるチャンスを見逃さず、果敢に行動していきます。

戦没者の遺骨収集についてお尋ねがありました。現在、私たちが享受している平和と繁栄は、祖国を思い、家族を案じつつ、戦場に倒れ、あるいは戦後、遠い異郷の地で亡くなられた戦没者の尊い犠牲の上に築かれたものであると認識しております。

政府としては、御遺骨が一日も早くふるさとにお戻りになるよう全力を尽くしているところであり、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、遺骨収集に必要な予算を確保してきております。御指摘の予算額については、資料収集、分析に要する経費について、平成二十九年度に集中的な取組期間が終了したため、昨年度及び今年度は減額となっておりますが、遺骨収集自体に要する経費については毎年増額しているところであります。

また、収容した戦没者の御遺骨のDNA鑑定については、現在、国内の十一の大学等と契約し、必要な費用を支出した上で鑑定を実施していただいております。

なお、今後のDNA鑑定の在り方につきましては、厚生労働省において、有識者で構成される戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議を開催して議論していただいていると承知しており、その結果も踏まえ、必要な検討を行うこととしております。

ます。

いわゆる攻撃型空母に関するお尋ねがありました。政府としては、従来から、性能上専ら相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる兵器については、自衛のための必要最小限度を超えるため、保持することが許されないと考えており、その例として攻撃型空母を挙げているところであります。

また、政府としては、かつて、核攻撃が可能な航空機を搭載した米国の空母を攻撃型空母の例として示したことがあります。

二月七日の防衛大臣の答弁は、従来の政府の見解を述べる上で、このようなかつての経緯も踏まえ、分かりやすい一つの例をお示しをし、できるだけ具体的に説明したいとの趣旨で述べたものと承知しております。

いずれにせよ、政府として、憲法上保持し得ない装備品に関する従来の政府見解については、何らの変更もありません。

STOVL機の機種選定についてお尋ねがありました。

昨年十二月にF35Aの追加調達を閣議了解しており、これを踏まえれば、我が国は米国に次ぐF35Aの保有国となる見込みです。一方、このうちの一部はSTOVL機に替え得るものとされていいますが、現時点では具体的な機種は決定していません。

今後、我が国の防衛に必要な能力を有する機種を決定する予定であり、いずれにせよ、トランプ大統領との間で特定の機種の購入を約束しているとの事実はありません。

FMS調達の改善とF35の安全性、新規取得の中断と戦闘機体系についてお尋ねがありました。

FMS調達については、防衛省において、米国と協力し、改善に取り組んでいるところであります。装品の効果的、効率的な調達は極めて重要であり、今後とも様々な方策を幅広く検討してまいります。

米国会計検査院のF35に関する指摘については、その内容を米国政府に確認しており、我が国が導入しているF35Aについては飛行の安全に影響する問題はないことを確認しています。

今般のF35の事故については、防衛省において事故原因等について調査を進めているところであります。このため、現時点でF35に係る今後の方針について予断を持つてお答えすることは差し控えたと思います。

その上で申し上げれば、我が国の将来の戦闘機体系は、F35の導入だけでなく、F15についても能力向上を図るなど、バランスの取れたものとする計画であり、現時点でこれを見直すことは考えていません。

他国の領域における弾道ミサイルの迎撃についてお尋ねがありました。

御指摘の岩屋防衛大臣の答弁は、純粋に法理上の観点からいえば、他国の領域における武力行動で武力行使の三要件に該当するものがあるとするれば、他国の領域における武力の行使が憲法上許されないわけではないとの従来からの一貫した政府の立場を述べたものであると承知しています。

他方、新たな防衛大綱の下では、他国の領域におけるブースト段階での迎撃を行う装備の導入は検討しておらず、また、他国の領域における迎撃に関する具体的な憲法上の評価についても検討していないため、現時点で御指摘のような仮定のケースについてお答えすることは困難です。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣岩屋毅君、拍手)

○国務大臣(岩屋毅君) 白眞勲議員にお答えいたします。

まず、イージス・アショアに搭載する迎撃ミサイルの数や関連する費用についてお尋ねがありました。

我が国の防衛に必要な迎撃ミサイルの数については、その整備の考え方も含め、我が国の手のうち

を明らかにすることから、お答えを控えさせていただきます。

迎撃ミサイルの取得や関連施設の整備等のために要する経費につきましては、現時点でお答えできる段階にありませんが、今後、各年度の予算編成などの機会に適切な形で公表してまいります。

いずれにいたしましても、我が国の防衛力整備は中期防に定められた所要経費の範囲内で実施されるものでありまして、イージス・アショアの整備についても、他の防衛力整備とバランスを取りつつ的確に実施してまいります。

次に、イージス・アショアに搭載するレーダーの選定理由と試験施設についてお尋ねがありました。

イージス・アショアに搭載するレーダーにつきましては、基本性能、後方支援、経費及び納期を基準として評価した結果、LMSRRを選定したところであります。

このレーダーは、従来型レーダーと比較をいたしまして、探知能力に優れ、同時対処能力やロフトッド軌道への対応能力等が飛躍的に向上しています。また、信頼性及び整備性、補給支援体制等についても選定過程において高い評価を得たところであります。

我が国が導入するイージス・アショアの性能の確認方法については、現在、米国と協議中です。お尋ねの試験施設の要不要も含めまして協議しているところであります。要する費用についてお答えできる段階にはありません。

次に、イージス・アショアの電磁波による人体や環境への影響についてお尋ねがありました。

イージス艦が入港する際のレーダーの運用につきましては、部隊運用に直結する事柄でありますので、お答えは控えます。

一方、イージス・アショアにつきましては、米政府から入手した出力などの数値を用いて算出した結果、二百三十メートル以遠、二百三十メー

トル以上離れていれば人体等に影響を及ぼすことはございません。

次に、サイバー要員の採用についてお尋ねがありました。

防衛省・自衛隊として、新たな防衛大綱の下、サイバー防衛能力の抜本的強化を達成するためには、優秀なサイバー人材の確保が不可欠だと考えております。平素から、部内における教育や部外の高次元人材の活用を行うことなどによって、サイバー人材の育成、確保に努めているところであります。

また、防衛省・自衛隊におきましては、高度な人材を隊員として採用する方策として、例えば、民間企業における実務経験を積んだ者を採用する官民人事交流制度や、専門的な知識、経験又は優れた識見を有する者の任期を定めて採用する任期付隊員制度などの仕組みがあり、こういった制度の活用を含めまして、サイバー人材の確保の在り方については不断に検討してまいり所存でございます。

次に、韓国との関係についてお尋ねがありました。

六月一日に鄭景斗韓国国防部長官とシンガポールでお会いした際には、リーダー照射事業に関する我が国の立場は本年一月の最終見解のとおりであると述べた上で、事業の再発防止を強く求めたところであります。

大事なことは、先般のような事業が今後二度と生じないようにすることであると思っております。今般、大臣レベルで率直な意見交換を行ったことで、互いにそれぞれの立場は主張しつつも、今後、日韓間で課題を解決するために建設的な話し合いを続けていくための環境づくりにつながったものと考えております。

次に、護衛艦「かが」の全長についてお尋ねがありました。

海自護衛艦「かが」につきましましては、多機能な護衛艦として運用するために必要な大きさを建造し

たものでありまして、全長を含め、旧海軍の空母「加賀」の大きさと何ら関係はございません。

なお、海自護衛艦「かが」は、「いずも」型護衛艦の二番艦でございます。その全長は一番艦の「いずも」と同じ二百四十八メートルでございます。これは、民主党政権下の平成二十二年九月に確定したものと承知をしております。

次に、F35Aの取得方法の見直しとこれまでに要した費用についてお尋ねがありました。

F35Aの国内最終組立て、検査等の実施のために、平成二十五年から平成三十年まで国内企業との間で国が直接契約した事業の契約額については、本年三月末時点で約二千四百十四億円です。この費用は、F35の運用、整備基盤の確保や、戦闘機関連の技術基盤の維持、育成、高度化に資するものでありまして、意義があつたものと考えております。

また、この費用により整備された施設等により、今後四年程度は機体の国内製造が継続されることとなります。また、リージョナルデポとしてF35Aの整備に活用することが見込まれるところでございます。

次に、F35がステルス状態で事故を起こした場合にはリーダー解析ができるのかというお尋ねがございました。

F35がステルス状態のときに事故を起こした場合はという仮定の質問についてお答えすることは控えたいと思っております。

その上で、一般論として申し上げれば、F35Aは、リーダーの記録のみではなくて、共に飛行するF35Aとの間で情報の共有が可能なデータリンク、MADLを搭載しております。その情報や隊員からの聞き取り等の様々な手段によって事故原因の調査を行うことができます。

いずれにいたしましても、防衛省としては、機体の点検、整備を着実に実施し、航空機の飛行の安全性を確保してまいります。

最後に、F35の対領空侵犯措置への従事について

とお尋ねがありました。

F35の具体的な運用については今後決定することになりますが、将来、我が国の航空戦力の過半をF35が占める計画であることを踏まえれば、F35も対領空侵犯措置に従事することはあり得ると考えております。

対領空侵犯措置におきましては、状況によって、相手方の航空機に自らの存在を示す必要がございます。F35が対領空侵犯措置に従事する場合には、その任務に適した運用となるように、ミサイルを外装するなどして、あえてステルス性能を落とすことで能力の保全を図るなど、適切な措置を講ずることになると考えております。(拍手)

(国務大臣根本匠君登壇、拍手)
○国務大臣(根本匠君) 白眞勲議員にお答えをいたします。

南方等の戦闘地域で収容された戦没者遺骨のDNA鑑定のための今後の方針についてお尋ねがありました。

今、私たちが享受している平和と繁栄は、国民のためにかけがえのない命をささげられた皆様の尊い犠牲の上に築かれたものであり、このことを決して忘れてはならないと考えております。

御遺骨のDNA鑑定については、沖縄では、今年度からは試行的取組を拡充し、県が未焼骨で保管している御遺骨や県内の慰霊塔内の御遺骨についてDNA鑑定の対象となるものを調査する、南方等の戦闘地域については、有識者、御遺族及び遺骨収集の担い手や専門家の意見を伺いながら、今年度の夏をめどに検討するとの方針を三月二十六日に公表したところであり、五月二十三日に第一回戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議を開催し、検討を進めております。

今年の夏をめどに一定の方向性を示す予定であり、検討会議における議論も踏まえ、御遺骨を一日も早く御遺族にお返しできるよう、しっかりと取り組んでまいります。

戦没者遺骨のDNA鑑定の現行の体制と専門機

関の設置についてお尋ねがありました。

日本人戦没者の身元を特定し、遺族へお返しするためのDNA鑑定は、専門的な常設の機関ではありませんが、十一の大学等と契約し、必要な経費を支出した上で実施しております。

五月二十三日に開催した第一回戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議で議員御指摘のような御発言がありました。この御発言は、戦没者の御遺骨の身元特定を進める上での様々な御苦勞を例えた発言と理解しております。

DNA鑑定の体制については、検討会議における議論も踏まえ、必要な体制の確保に努めてまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) ただいま理事が協議中でございますので、少々お待ち願います。

白眞勲君。

(白眞勲君登壇、拍手)
○白眞勲君 再質問させていただきますけれども、本来だったら、予算委員会開けば、予算委員会です。予算委員会開こうじゃありませんか。それをまず言いたいと思っております。

まず、総理にちよつと御質問したいんですけれども、北朝鮮の問題で、総理は、相互不信の殻を破りというふうな、これ、かねてからおっしゃっているんですけど、私、不思議なのは、我々には不信感を持っていらっしゃるんですけど、相手側の何で不信感まで我々言及しなきゃならないんですか。こちら側が言及する必要がある、相手の不信感については必要ないんじゃないでしょうか。相手は不信感を持つようなことを日本はしてありません。これについてお聞きしたい。

そして、具体的に日朝平壤宣言という言及がありましたけれども、日朝平壤宣言のどこに相手を守っているところがあるのか。全部、日朝平壤宣言、違反しているんじゃないか。これについて総理にお聞きしたいと思います。

それともう一つ、攻撃型空母について、核兵器

について言及がありましたけれども、相手方の、相手の国土を壊滅的に破壊するほどの能力と言うけど、核兵器、今、小型化しています。そういう中でいうと、「いずも」型護衛艦に小型の核兵器を搭載すれば攻撃型空母ということになるんじゃないか。だから、なぜ政府としては「いずも」型護衛艦を改修する方針を決定したタイミングで核兵器等の大量破壊兵器を国会答弁で例示することにしたのか、そのタイミングが分からないんです。是非教えていただきたい。

それから、防衛大臣にお聞きいたします。

このFACOについてですね、要は、FACOにおいては、二千四百四十億円というふうにお話がありましたけれども、戦闘機の製造技術に習熟できたとか答弁をしているような気がしましたけれども、単なる最終組立てで、その中身はブラックボックスなのではないでしょうか。本当に習熟できたのか極めて疑わしいんじゃないでしょうか。つまり、その今まで投じてきたコストに見合うものなのかどうかについてお聞きしたいと思えます。

それから、根本大臣、三月二十六日の私も方針見ましたけれど、有識者、遺族などの専門家から意見を伺いながら、令和元年度夏をめどに検討となっておって、三月二十二日、私が聞いたとき、根本大臣の答弁、専門家等の御意見を聞きながら、一定の方向性、同じ言葉言っているんですよ、これ、三月二十二日と二十六日。つまり、意味ないんです。ただの先延ばしにしかならないじゃないですか。だから私は聞いています。もう一度、この四点についてきちんと答弁願います。

また答弁が駄目な場合には、再々質問もさせていただきます。よろしく願います。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(安倍晋三君) ただいま白眞勲議員から再質問をいただきましたが、新たな質問を加えられたというふうに私は受け取ったわけでござ

います。

本会議においては、基本的に質問通告されたものについてお答えをするわけでございまして、この相互不信の殻を破りということについて新たな質問を加えられたわけでございまして、それについてはお答えのしようがないところでございまして、こう思うところでございまして、北朝鮮の核、ミサイル、そして何よりも重要な拉致問題の解決について、相互不信の殻を破り、次は私自身が金正恩委員長と向き合うとの決意を私から従来から述べてきたところでありまして、条件を付けずに向き合うとは、そのことをより明確な形で述べたものでありまして、私が今申し上げた以上の意味でも以下の意味でもないわけでございまして、このメッセージを……。ちよつと白議員、聞いてください。このメッセージを送っているということでございます。条件を付けずに向き合うとは、そのことをより明確な形で述べたものでありまして、金委員長と会い、率直に、また虚心坦懐に話し合うということでありまして、当然、最重要課題である拉致問題についても話し合うということでございます。

そして、さらには、これまでも申し上げているとおり、我が国として、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決をし、不幸な過去を清算して、国交正常化を目指す考えであり、この方針に変わりはないということでございます。

済みません、もう一ついたしておりました。先ほどの岩屋大臣の答弁についてでございます。この答弁についての私の答弁についての再質問があったところでございますが、これは先ほど答弁したとおりでございますが、政府としては、従来から、性能上専ら相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる兵器については、自衛のため必要最小限度を超えるため、保持することが許されないと考えており、その例として攻撃型空

母を挙げているところであります。また、政府としては、かつて、核攻撃が可能な航空機を搭載した米国の空母を攻撃型空母の例として示したことはあります。

二月七日の防衛大臣の答弁は、従来の政府の見解を述べる上で、このようなかつての経緯も踏まえて、分かりやすい一つの例をお示しをし、できるだけ具体的に御説明したいという趣旨で述べたものと承知をしております。(拍手)

〔国務大臣岩屋毅君登壇、拍手〕

○国務大臣(岩屋毅君) 白眞勲議員からは、F35Aの国内最終組立て、検査等の仕組み、枠組み、FACOについて、今後にどう生かされるのかという趣旨の再質問があったと認識をしております。

先ほどもお答えさせていただきましたように、今後四年程度は機体の国内製造が継続されることとなります。また、今後百五機のF35Aを追加で調達をするという中であって、このF35Aの整備にもこういった知見、経験というものが活用されるということを見込んでおられるところでございます。(拍手)

〔国務大臣根本匠君登壇、拍手〕

○国務大臣(根本匠君) 南方等の戦闘地域で収容された戦没者遺骨のDNA鑑定は今後の方針についてのお尋ねについて、改めてお答えいたします。

御遺骨のDNA鑑定については、沖縄では、今年度からは試行的取組を拡充し、県が未焼骨で保管している御遺骨や県内の慰霊塔内の御遺骨についてDNA鑑定の対象となるものを調査する、南方等の戦闘地域については、有識者、御遺族及び遺骨収集の担い手や専門家の意見を伺いながら、今年の夏をめどに検討するとの方針を三月二十六日に公表いたしました。五月二十三日に第一回戦没者の御遺骨収集の推進に関する検討会を開催し、検討を進めております。

り、検討会議における議論も踏まえ、御遺骨を一日も早く御遺族にお返しできるよう、しっかりと取り組んでまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 防衛大臣から発言を求められております。発言を許します。防衛大臣岩屋毅君。

〔国務大臣岩屋毅君登壇〕

○国務大臣(岩屋毅君) 冒頭の大綱、中期防の御報告の中で、既存の予算、人員の配分にとらわれずと発言をいたしましたけれども、これを既存の予算、人員の配分に固執することなく訂正させていただきます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 川合孝典君。

〔川合孝典君登壇、拍手〕

○川合孝典君 国民民主党・新緑風会の川合孝典です。

私は、会派を代表し、防衛大綱並びに中期防衛力整備計画について、この度発覚したイージス・アショア配備をめぐる調査データの改ざん疑惑の問題も含めて、総理並びに防衛大臣に質問を行います。

東西冷戦の終結によって、我が国本土への上陸作戦を想定する蓋然性は大きく低下しております。それにもかかわらず、冷戦下で構築された基盤的防衛力構想はその後維持され続け、自民党政権下で作られた一六六大綱は、基盤的防衛力構想を変更する必要性を認めながらも実現できませんでした。その後、民主党が作成した二二大綱は、冷戦時代の戦略を見直す画期的な大綱となり、動的防衛力構想がこのとき打ち立てられました。

ところが、政権交代を契機にして安倍政権はこの大綱を凍結し、あろうことが、一年にわたり我が国の防衛戦略に空白を生じさせました。のみならず、一年後に示された二二大綱では、結局、民主党が作成した二二大綱における動的防衛力が、名前だけ変更し、統合機動防衛力として復活して

おりました。この空白の一年間は一体何だったのか。防衛戦略には一瞬たりとも遅滞を生じさせてはなりません。

このことを指摘し、まず、複雑化する安全保障環境下での防衛大綱の今後の在り方についてお伺いします。

防衛の大綱はこれまで、主として防衛省が所管する分野を対象としてきました。しかし、我が国を取り巻く安全保障環境を俯瞰すれば、核、ミサイル交渉での外務省の役割やサイバー分野での内閣官房や総務省との連携、グレーゾーン対処における海上保安庁との協力等、防衛省の所管だけでなく、守ることはできません。それ以上に、今回の大綱、中期防では、領域横断作戦の重要性に触れています。そこには、新たな領域とともに、従来の領域における能力の一体化が強調され、従来の純軍事的な分野以外での領域横断的な新技術なども含まれております。

私は、これを契機に、防衛省の所管分野にとどまらず、真に日本の安全保障に必要なオールジャパンの対応を記す防衛大綱に変更すべきであると考えますが、この点について安倍総理の見解を伺います。

我が国の隣国の中には、国際法や秩序を無視し、敵対的な言動をいとわない国があります。また、核を保有し、軍事力増強に傾倒する国もあります。このような周辺情勢の下、我が国は、善隣共生外交を旨としながらも、万一の場合に国民の生命と財産を守る体制をつくらなければなりません。

しかも、この体制は隣国を必要以上に刺激しないような歯止めを伴う必要があります。こうした観点から、東アジアにおける我が国の安全保障体制の在り方について質問をいたします。

防衛研究所は、中国の国際戦略には二つの柱があるとして述べています。一つは、経済力を背景にして、地域や国際的秩序の形成において主導的な役割を果たすこと、そして、いま一つは、中国が核

心的利益と捉える領土、主権や海洋権益確保に向けて、平時でも有事でもないグレーゾーン事態を作為的につくり出し、利用することであります。

このグレーゾーン事態について、自民党は、政権交代選挙の際に、領海警備法の検討を進めると公約しておられます。あれから七年、法制化の検討が進んでいるようには見えません。

既に国民民主党は、領域警備法案を提出し、グレーゾーン対処を示しております。自民党は、公約を果たせないのであれば、我が党の法案を審議するか、あるいは政府として我が党の法案をベースにした法案をお出しになればよいと考えますが、いかがでしょうか。

領域警備法の整備の必要性について、安倍総理の認識を伺います。

次に、陸上イージスについて質問をいたします。

言うまでもなく、隣国からの脅威の一つに弾道ミサイルがあります。この対応策としてイージス・アショア設置の論議がなされていますが、一昨日、配備候補地の調査データに誤りが見付かりました。初歩的なミスとの説明でありますが、そもそも、国土地理院への支援まで行っている地理情報専門部隊、中央地理院を有する自衛隊の説明として到底信じられません。

データ修正の結果、新たに四か所、配備可能地域があることが判明いたしました。これでは、新屋敷場への配備ありきで、ほかの候補地を排除するために調査データを改ざんしたのではないかと疑われても仕方ありません。もはや安倍政権のお家芸とも言えるデータ不正疑惑ではありませんが、今回のことに秋田県民の皆さんは怒っていらつしやいます。

防衛大臣は、なぜこのような問題が生じたのか、国民が納得いくよう事実関係の説明と今後の対応方針を御説明ください。

イージス・アショアの配備については、ほかに懸念があります。

我が国の安全保障上極めて重要な中距離弾道ミサイルを制限するINF条約、これはトランプ大統領の破棄宣言によりその実効性を失いました。従前よりロシアは、中距離攻撃ミサイル発射装置としてイージスシステムを構成するMK41キャニスターを挙げ、これをINF条約違反と主張しております。これに対して、既に防衛省も国会において、イージス・アショアを構成するMK41がロシアの主張に当たることを認めております。

問題は、ブーチン・ロシア大統領は、このミサイル発射システムを領土内に展開する国がある場合には攻撃対象にするとして、我が国の秋田、山口に展開する予定のイージス・アショアはロシアの攻撃対象となります。

安倍総理は、この問題をどのように認識しておられるのでしょうか。イージス・アショアがロシアの攻撃対象にならないとお考えになるのであれば、その根拠をお示しください。

防衛省は、これまでイージス・アショアは純粋的に防衛的なものとしてきましたが、問題は相手側の認識であります。また、配備地の選定プロセスにおいても疑義が生じました。配備候補地の住民が納得できる説明を行うとともに、ロシアの理解が得られるまでイージス・アショアの展開は延期すべきではありませんか。防衛大臣の認識を伺います。

イージス・アショアの配備に伴い、防衛大臣は防空部隊の展開にも言及していますが、このほかにもテロ対策として警察や海上保安庁の展開も恐らく必要になるでしょう。防衛大臣は、これまでイージス・アショアの必要性を説明する際、イージス艦の場合には人手とコストが高いと、このことを理由にしておられますが、イージス・アショア配備に伴って追加コストが発生することが分かっております。

ロシアの主張のように攻撃目標にされるリスク

に鑑みれば、イージス・アショアではなく、海上におけるイージスシステムの展開に発想を転換すべきではありませんか。この点について防衛大臣の認識を伺います。

次に、装備について質問します。

近未来の防衛では、ネットワークを重視した構想、NCWが不可欠になるものと考えております。今後、我が国は、「まや」型イージス艦に巡航ミサイル対処のための共同交戦能力、CECを付与、また、遠隔操作での迎撃ミサイル発射システムを含むF35のデータリンク機能の活用、さらには、二機以上の次期早期警戒機E2Dがネットワーク連携することによりステルス機を感知する等の能力を近い将来保持することが恐らく可能になるでしょう。

それにもかかわらず、今回のイージス・アショアに共同交戦能力を付与しないのは一体なぜでしょうか。これは、ロシアに対するそんなくたないでしょうか。また、同様に、アメリカから新たに導入する早期警戒機E2Dにも共同交戦能力を付しません。わざわざ米国仕様からダウングレードさせている理由が一体何なんでしょうか、防衛大臣にお伺いします。

最後に、サイバー対応について質問します。

サイバー対応は喫緊の課題であり、伝統的な武力攻撃と相まった攻撃を始め、多くの想定を行う必要があります。そこで、我が国が未知のウイルスや潜伏型ウイルスに適切な対応を行えるかについては大きな疑問が残ります。我が国は、米英を中心とした諜報機関の情報を共有するファイブアイズのメンバーでもなく、世界の情報インフラの中核を占める国々と自動的に情報共有できる環境にはありません。

こうしている現在もサイバー攻撃は続き、そして日々進化しています。我が国のサイバー安全保障の万全を期するため、サイバーセキュリティ体制の更なる強化が必要と考えますが、安倍総理の所見を求めます。

結びに、日米地位協定の問題について指摘します。

多くの日本人は何も知らされておりませんが、日米地位協定は実是在日米軍に対する日本の警察権行使を否定してはおりません。にもかかわらず、現在まで米軍に対して日本の警察権は一切行使できないことになっております。その根拠は、一般国際法上、駐留を認められた外国軍に日本の国内法は適用されないという政府見解に基づいていますが、同じ敗戦国であるドイツ、イタリアや米軍関係者を含めて、このような一般国際法の解釈をしてはおりません。

なぜ治外法権とも言える特権を米軍に認めているのか。警察が国民を守ることをできない現状が安倍総理の言う美しい国の姿なのでしょうか。安倍総理はこの疑問について、参議院議員選挙を通じて国民に明確に説明をする必要があるということを描き、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 川合孝典議員にお答えをいたします。

防衛大綱の今後の在り方についてお尋ねがありました。

我が国の安全保障と防衛に関しては、政府全体の取組を定める国家安全保障戦略と、その下での防衛大綱という二つの文書によって基本的な指針が示されています。

安倍政権においては、我が国として初めて策定した国家安全保障戦略では、我が国を守り抜く総合的な防衛体制の構築、領域保全に関する取組の強化、サイバーセキュリティの強化等の包括的な分野につき、政府一体となつて取り組むべき指針を示しています。

防衛大綱は、こうした国家安全保障戦略の下で、我が国の防衛のあるべき姿についての具体的な内容の指針を示すものであり、その性質上、防衛省の所管分野が中心になっています。

その一方で、今回の大綱においては、我が国の防衛の目標を確実に達成するために、防衛省の所管分野にとどまらず、宇宙、サイバー、電磁波、海洋、科学技術といった分野における取組や協力等につき、関係省庁が連携し、政府一体となつて進めるべきことも明確化しています。

政府としても、今後とも、我が国の安全保障にとつて真に必要なオールジャパンの体制のあるべき姿について不断に検討していく考えです。

いづゆるグレイゾーン事態に対する法整備の必要性についてお尋ねがありました。

政府においては、平成二十七年五月、武力攻撃に至らない侵害に際し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するため、海上警備行動、治安出動等の発令手続の迅速化のための閣議決定を行ったところです。また、警察や海上保安庁などの関係機関において、対応能力の向上、情報共有、連携の強化、各種訓練の充実など、必要な取組を一層推進しているところです。

切れ目のない対応を確保する上で大切なことは、意思決定、判断が迅速、的確に行われ、それに従つて関係機関が整々とその役割を果たすことができる体制をしっかりと整えることです。その意味において、現下の安全保障環境において、武力攻撃に至らない侵害に際し、切れ目のない十分な対応に必要な体制を整備しているところであり、現時点では新たな法整備が必要であるとは考えていません。

イギリス・アシオアについてお尋ねがありました。

我が国が導入するイギリス・アシオアは、我が国に飛来する弾道ミサイルの脅威から国民の生命、財産を守るために必要な純粋に防衛的なシステムです。その構成装置として御指摘のマーク41を使用する予定ですが、対地攻撃用のミサイルを発射する能力は有しておらず、またそのような能力の付与は検討しておりません。

また、米軍が運用するシステムを我が国に配備するといふものではなく、我が国自身が導入し、主体的に運用するシステムです。ロシアを含む周辺諸国に脅威を与えるものではありません。したがって、攻撃対象となるとの御指摘は当たらないものと考えています。

サイバーセキュリティ体制の更なる強化についてお尋ねがありました。

我が国におけるサイバー空間の活用は広範にわたっており、この安定的な利用が妨げられれば、国民の命と平和な暮らしに重大な影響が及ぶおそれがあります。このため、政府としては、我が国の安全保障を脅かすようなサイバー空間における脅威に対し、関係省庁が一体となつて、取り得る全ての有効な手段と能力を活用し、断固たる対応を取るものと考えています。

また、常時継続的な監視能力や被害の局限、被害復旧等の必要な措置を迅速に行う能力を引き続き強化してまいります。同時に、米国を始めとする諸外国との間で、脅威認識の共有、サイバー攻撃対処に関する意見交換、多国間演習への参加等により連携協力を強化していく考えです。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

〔国務大臣(岩屋毅君)登壇、拍手〕

○国務大臣(岩屋毅君) 川合孝典議員にお答えいたします。

まず、イギリス・アシオアの各種調査の結果におけるデータの誤りについてお尋ねがありました。

イギリス・アシオアの配備候補地に関する調査につき、配備候補地の可能性のある国有地の有無に関する検討の結果について、関係自治体、住民に対する説明資料に誤りがございました。

この検討過程におきましては、様々な条件の一つとして、国有地の周囲に遮蔽物がないかを確認し、遮蔽物となり得るものがある場合には遮蔽物との角度を計算しておりますけれども、この角度の数値が誤っていることが分かりました。これ

は、角度を計算するために用いた断面図におきまして、高さや距離の縮尺が異なっていることに気が付かなかつたという人為的なミスによるものでございます。

このようなミスが発生したことを大変申し訳なく思っております。二度とこのようなことが生じないように再発防止策を徹底するとともに、地元の皆様の御理解が得られるよう、各種調査の結果及びそれを踏まえた具体的な措置につきまして、丁寧で分かりやすい説明を尽くしてまいります。

次に、イギリス・アシオアの配備とロシア並びに地元への理解についてのお尋ねがございました。我が国の防衛のために必要な装備品を我が国の主体的な判断として導入することは当然のことでございます。イギリス・アシオアにつきましても、弾道ミサイルの脅威から我が国を守る上で必要であると考えておりまして、政府としてその可及的速やかな導入に全力を尽くす考えであります。

このイギリス・アシオアのシステムは、あくまでも我が国防衛のための防衛的なものでございまして、そのことはさきの日ロ2プラス2並びに日口防衛相会談を通じて説明をしたところであります。今後とも説明を尽くしてまいります。

他方、配備先の地元の方々の御理解と御協力を得ることは、配備に当たつての前提でございます。配備候補地の関係自治体や住民の皆様の御不安や御懸念を払拭できるように、今後とも具体的に分かりやすい説明を尽くしてまいります。

次に、海上におけるイギリスシステムの展開についてお尋ねがありました。

イギリス・アシオアのような重要な装備品の配備に当たりましては、万が一の場合にあつても、イギリス・アシオアや周辺地域を防護するために万全な警備体制を構築することは当然のことと考えております。

御指摘の海上におけるイギリスシステム、すな

わちイージス艦につきましては、弾道ミサイルの発射兆候を早期に把握することが困難となつてきているという状況の変化を踏まえ、整備、補給で港に戻る期間が生じることは避けられず、切れ目のない防護体制を構築することは困難でございます。これに對しまして、イージス・アショア二基の導入によりまして、我が国全域を二十四時間三百六十五日、長期にわたつて切れ目なく防護することが可能となり、また隊員の負担も大きく軽減されると考えているところであります。

最後に、共同交戦能力、CECについてお尋ねがありました。

CECは巡航ミサイル等の対処能力向上を主眼としたシステムでありまして、弾道ミサイル防護能力の向上のために導入するイージス・アショアに搭載する考えはございません。E2Dへの搭載は、対空ミサイルなどの装備品等との関係も踏まえまして、効率的かつ効果的な取得方法を追求するため、機体の取得後に追加的に搭載する考えであります。

なお、E2Dの取得に当たつて、CECを搭載しないことにより、そのための追加費用は発生しておらず、CECの取得費用が全体の価格から低減しているところでございます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 谷合正明君。

〔谷合正明君登壇、拍手〕

○谷合正明君 公明党の谷合正明です。

私は、公明党を代表して、防衛大綱及び中期防衛力整備計画に関して、安倍総理及び岩屋防衛大臣に質問いたします。

先月末、米国トランプ大統領が訪日され、安倍総理との日米首脳会談が行われました。厳しさを増す安全保障環境の中で、我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟の重要性はこれまで以上に高まっています。

北朝鮮は、五月九日に、国連安保理決議に違反

する短距離弾道ミサイルの発射を強行しました。我が国は、米国を始めとする関係国と緊密に連携しつつ、北朝鮮に対し、安保理決議の完全な履行を求めていくべきです。拉致問題については、我が国が主體的に解決すべき課題ではありますが、米国との緊密な連携は必要不可欠であり、今後も米国の力強い協力を求めていくべきです。

さて、北朝鮮の拉致、核、ミサイル問題の解決に向けた日米首脳会談の成果及び今後の方針について総理に伺います。

新防衛大綱、新中期防は、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさと不確実性を増していることを踏まえ、策定されました。新大綱では、宇宙、サイバー、電磁波などの新領域を含む全領域における能力を有機的に融合する領域横断作戦を可能とする多次元統合防衛力といった概念が示されました。

この多次元統合防衛力の構築に際しては、国民への説明や対外的に不信を招かないようにする視点が欠かせません。新大綱においても、特定の国を仮想敵や脅威とみなし、これに軍事的に對抗していくという発想、脅威対抗論には立たないという点は堅持されているのか、防衛大臣の答弁を求めます。

次に、「いずも」型護衛艦の改修について伺います。

新大綱、新中期防では、「いずも」型護衛艦を改修し、必要な場合には短距離離陸、垂直着陸が可能となるSTOVL機の運用を可能とすることとされました。公明党は、「いずも」型護衛艦を改修しても憲法上保有が認められない攻撃型空母とはならない旨の確認書と与党間で交わし、その趣旨は新中期防の本文にも明記されました。

そこで、総理に対し、自衛のための必要最小限度の実力の具体的な限度、憲法の下で保有が許されない攻撃型空母の定義について答弁を求めるとともに、改修後の「いずも」型護衛艦が憲法と専守防衛の理念に反するものではないということについて、国民に分かりやすい説明を求めます。

次に、安全保障協力について伺います。

新大綱では、自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、多角的、多層的な安全保障協力を戦略的に推進するとの考えが示されましたが、その背景は何か。また、今後は、普遍的価値や安全保障上の利益を共有するオーストラリア、インド、東南アジア諸国等のみならず、中国、ロシア等との間での相互理解の増進に向けた安全保障協力を推進するといった視点も重要ではないでしょうか。あわせて、防衛大臣の答弁を求めます。

次に、自衛隊員の確保について伺います。

少子化、有効求人倍率の上昇等によつて、自衛官の募集は厳しい状況にあります。自衛官の確保は、国民の暮らしを守る観点からも早急な対策が必要です。また、昨年、女性自衛官の配置制限が全面的に見直されましたが、プライバシー保護やセクハラ、パワハラ防止、自衛隊施設における保育施設の整備など、女性自衛官が活躍しやすい環境の整備が重要です。

隊員の確保と女性隊員の活躍推進策について、大臣の答弁を求めます。

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 谷合正明議員にお答えをいたします。

北朝鮮問題についてお尋ねがありました。先般の日米首脳会談では、北朝鮮の核・ミサイル問題に関して、最新の情勢を踏まえ、十分な時間を掛けて方針の綿密なすり合わせを行い、日米の立場が完全に一致していることを改めて確認しました。

安保理決議は、北朝鮮に対して、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの、完全、検証可能なかつ不可逆的な方法での廃棄を求めています。我が国としては、米国を始めとする関係国と緊密に連携しつつ、引き続き関連する安保理決議の完全な履行を求めてまいります。

我が国にとつて最も重要な拉致問題に関しては、トランプ大統領御夫妻に再び拉致被害者の御家族と面会いただき、御家族の皆様を励まし、勇気付けていただきました。首脳会談では、私から、条件を付けずに金正恩委員長と会つて、率直に、虚心坦懐に話をしたい旨を述べ、これに対しトランプ大統領から、全面的に支持をする、あらゆる支援を惜しまないとの力強い支持をいただきました。

拉致問題の解決に向けては、我が国自身が主体的に取り組むことが重要です。御家族も御高齢となる中、一日も早い解決に向け、引き続き日米で緊密に連携しながら、あらゆるチャンスを見逃さず、果敢に行動していく決意です。

今後とも、我が国として、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決をし、不幸な過去を清算して国交正常化を目指してまいります。

攻撃型空母の定義と「いずも」型護衛艦の改修についてお尋ねがありました。「いずも」型護衛艦の改修については、与党で大変充実した御議論をいただきました。与党間の確

認書の内容は、政府としても同じ考えであり、その趣旨は全て大綱、中期防に反映されています。政府としては、従来より、性能上、専ら相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃的兵器を保有することは、自衛のための必要最小限度を超え、憲法上許されないと考えています。

また、いわゆる攻撃型空母とは、空母のうち、そのような兵器に該当するものと考えています。「いずも」型護衛艦における航空機の運用と所要の改修は、専ら防衛の下、新たな安全保障環境に対応し、広大な太平洋を含む我が国の海と空の守りについて、隊員の安全を確保しつつ、しっかりとした備えを行うものであり、今後の我が国の防衛上、必要不可欠なものであります。

また、その性能は航空機を十機程度運用し得るにとどまるものであり、性能上、専ら相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる兵器でないこと、また攻撃型空母でないことは明らかであり、憲法や専ら防衛に反するものではありません。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣岩屋毅君登壇、拍手)
○国務大臣(岩屋毅君) 谷合正明議員にお答えいたします。

まず、我が国の防衛政策や防衛力整備の在り方についてお尋ねがありました。

我が国の防衛政策や防衛力整備は、もとより、特定の国や地域を脅威とみなして、これに軍事的に対抗していくという発想には立っておらず、この方針は今般の防衛大綱及び中期防においても引き続き堅持をしております。

政府としては、我が国を取り巻く安全保障環境の現実を踏まえ、いかなる事態に際しても国民の命と平和な暮らしを守るため、新たな大綱、中期防の下に多次元統合防衛力の構築をしっかりと進めてまいります。

次に、安全保障協力についてお尋ねがありました。

我が国を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増す中で、各国との安全保障協力の強化は安全保障にとって不可欠でございいます。

このような考え方の下に、新たな大綱に従って、望ましい安全保障環境を創出するため、今後は、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力、能力構築支援、軍種間交流等の防衛協力・交流を多角的、多層的に組み合わせて戦略的に実施していくことが一層重要だと考えております。

安保協力を進めていく上では、防衛省としては、自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、豪州、インド、東南アジア諸国等との防衛協力・交流を推進してまいります。中国やロシアとの間でも、日ロ2プラス2や日ロ防衛相会談、日中防衛相会談のような機会も通じて様々な対話や交流を進め、相互理解と信頼関係の増進を図ってまいります。

最後に、隊員の確保と女性隊員の活躍推進策についてお尋ねがありました。

近年の少子化の進行によって採用対象人口が減少する中、自衛隊員の人材確保と能力、士気の向上は防衛力の強化に不可欠であります。このため、新たな大綱、中期防では、人的基盤の強化を優先事項と位置付け、採用の取組を強化しつつ、女性活躍を推進するなど、人材の一層の有効活用を図ることとしてまいります。

女性自衛官の全自衛官に占める割合は、昨年度末で約7%ですが、直近の採用では女性自衛官の割合を約一六%に伸ばしております。女性自衛官が働きやすい環境の整備がますます重要となっております。現在八か所ある庁内託児所につきましても、今後ともニーズに応じた拡充を図っていくほか、自衛隊の建物の女性用区画や施設の整備にしっかりと取り組んでまいります。

そのような中で、セクハラ、パワハラ防止対策

を積極的に進めることも重要でございいます。最近では、管理職隊員への研修等を強化しているほか、パワハラ防止に関する部外有識者の意見を聴取することによって、効果的な施策を検討し、実施に移していきたいと考えております。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 浅田均君。

(浅田均君登壇、拍手)
○浅田均君 日本維新の会、浅田均です。

私は、日本維新の会・希望の党を代表して、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画について質問いたします。

日本維新の会は、具体的な問題を現実的かつ合理的に解決することを活動原則としております。与えられた状況の中で、国民の生命と財産を守るために最も効果的、効率的な安全保障の手段は何か検討し、決定しなければなりません。ODA予算を有効活用し途上国との経済安全保障を促進することや、自由貿易圏を拡大することにより安全保障体制を強化することも重要ですが、同時に、軍事、防衛についても、タブー視することなく、冷静な現実認識の下に議論されるべきものと考えております。

さて、我が国を取り巻く安全保障環境は、さきの防衛大綱が策定されました平成二十五年当時と比べて、厳しさを増しております。具体的には、中国が空母の運用を始め、海洋進出を着々と進めております。北朝鮮は、大量破壊兵器の拡散と非対称脅威を象徴する国と言つてよいと思います。が、核兵器と弾道ミサイルの開発を進め、既に実戦配備段階にあると思われまます。さらには、各国の政府機関や重要インフラなどを狙うサイバー攻撃が頻発しており、我が国も新たな脅威に対する防衛体制を整備する必要性に迫られております。

平成二十五年の防衛計画の大綱で掲げられた総合機動防衛力を深化させながら、サイバー、宇宙、電磁波といった新しい領域への取組とともに、人工知能、ロボット、無人機などの新しい脅

威から日本の平和と安全を守るために最も効果的、効率的な安全保障の手段は何か検討し、決定しなければなりません。

総理に質問します。

新防衛大綱では、優先事項として、領域横断作戦に必要な能力の強化、つまり、宇宙領域、サイバー領域、電磁波領域における能力の強化を図るとしております。宇宙領域としては、宇宙領域専門部隊の創設や宇宙状況監視システムの整備が盛り込まれております。我が国は、様々な地球観測衛星、通信衛星を運用しています。

我が国の人工衛星に対し、他国による意図的な破壊行為が行われた場合には、国家としてどのような対応が選択肢の中にあるのでしょうか。その理由も併せてお答え願います。

有事を想定した場合、例えば、我が国の政府機関やインフラ等に対するサイバー攻撃が先行し、続いて武力行使が行われる二段階の攻撃が考えられます。武力攻撃があり、武力行使の前三要件を満たす場合は、自衛隊法第七十六条一項の規定に基づいて防衛出動命令が出され、自衛隊は我が国を防衛するために必要な武力を行使することができようになりますが、別のケースとして、相手側からの武力攻撃を伴わず、サイバー攻撃だけである場合の対処について、総理に確認します。

日本の政府機関や重要インフラが他国又は他国の団体からのサイバー攻撃を受け、機能が麻痺し無力化されたが武力攻撃は受けていない場合、自衛隊にどのような対応を命じられるとお考えでしょうか、お答え願います。

新防衛大綱の優先事項として、電磁波領域における能力の強化を挙げています。我が国への侵攻を企図する相手方のレーダーや通信等を無力化する能力を強化するとしておりますが、相手方のレーダーや通信機器は、当然ながら、相手国の基地内や航空機、船舶にあります。

そこで、総理に質問いたします。

相手国の基地内又は相手国の航空機、船舶に搭

載されたレーダーや通信機器の無力化は専守防衛の範囲に含まれるとお考えでしょうか、見解を伺います。

次に、海空領域における能力向上について伺います。

新防衛大綱には、海上自衛隊のヘリコプター搭載護衛艦「いずも」型を改修して、短距離離着陸・垂直着陸機であるF35B戦闘機を離着艦できるよう改修することが盛り込まれました。

しかし、「いずも」型護衛艦の主目的は、搭載ヘリコプターによる潜水艦の哨戒です。潜水艦哨戒能力を犠牲にして、代わりに固定翼機を搭載することは、「いずも」型護衛艦の対潜水艦能力を失われるとともに、相手国潜水艦の格好の標的になることを意味します。

米国の場合、ミサイル巡洋艦、ミサイル駆逐艦、攻撃型潜水艦によって空母を守りながら機動力を発揮させる手段を取っております。しかし、新防衛大綱では、改修した「いずも」型の具体的な運用方法は不明確です。

総理に質問します。

改修された「いずも」型護衛艦にF35Bを搭載して運用する場合、この護衛艦をミサイルや潜水艦から守るため、他の護衛艦、潜水艦等で護衛することをご想定しているのでしょうか。どのようにして運用していくつもりなのか、お伺いします。また、空母とも呼ぶべき護衛艦と他の護衛艦、潜水艦とを組み合わせた艦隊運用も専守防衛の範囲にあるとお考えでしょうか、見解を伺います。

戦闘機パイロットは、航空自衛隊において育成されてきました。海上自衛隊は、哨戒ヘリコプターの操縦士や固定翼哨戒機のパイロットを育成しますが、戦闘機パイロットは育成しません。改修後の「いずも」型を運用するに当たり、搭載されるF35Bの所属はどうするのか、また、そのパイロットの訓練、育成について、航空自衛隊と海上自衛隊のどちらが行うのか、防衛大臣にお尋ねいたします。

政府は、二〇一四年四月に定めた装備移転三原則で、日本の安全保障に資するなどの条件を付けて、共同開発の、輸出のハードルを下げました。今回の新防衛大綱でも、国際競争力の不足などの課題を克服し、産業基盤を強化することが必要であるとしております。

しかし、政府が防衛装備移転三原則を定め条件を緩和したにもかかわらず、新たな原則の下で始まった共同開発はありません。国産完成品の輸出もゼロが続いています。日本は厳しい現実を突き付けられているわけであり、この現状を打破し、防衛装備の協力を通じて日米同盟を一段と強化することにも、他の友好国と安全保障分野で協力を深めるといふ当初の目的をどのようにして実現していくのか、総理大臣にお尋ねいたします。

アメリカからは、多くの装備品を、多くはライセンス輸入という形で取り入れております。アメリカの都合で部品供給に支障が出ると装備品の稼働率低下につながります。ここで、そのカウンターバランスとして勢力を均衡させるために、こちらが輸出を停止したらアメリカが困るような日本独自の高度な技術開発を進め、アメリカに提供できるようなことが重要であると考えますが、総理大臣のお考えをお聞かせください。

日本維新の会は、現実的な外交防衛政策を取ることを主張しております。防衛力は、国の安全と平和、国民の生命と財産を守るためにある、どのような防衛力によって日本の平和と安全を守ることが、不断に問われている必要があるというところを改めて申し上げまして、質問を終わります。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 浅田均議員にお答えいたします。

我が国の衛星に対する破壊行為への対応についてお尋ねがありました。

我が国が運用する衛星に対し他国が意図的な破壊行為を行った場合の対応については、個別具体的な状況に応じて判断することとなるため、一概にお答えすることは困難です。

その上で、一般論として申し上げます、我が国としては、宇宙空間の安定的利用を確保するため、宇宙空間の状況を地上及び宇宙空間から常時継続的に監視する体制を構築するとともに、我が国の人工衛星を様々な脅威から回避、防護し、抗堪性を高める取組を進め、同時に、武力攻撃が発生した場合に、相手方の指揮統制、情報通信を妨げる能力の構築を図るなど、平時から有事までのあらゆる段階において宇宙利用の優位を確保するための能力の強化に取り組む考えであり、こうした能力を適切に組み合わせいくことなどにより、とり得る最善の措置を講ずる考えです。

武力攻撃に至らない状況でのサイバー攻撃への対応についてお尋ねがありました。

我が国に対する武力攻撃とは認定できない場合であっても、我が国の安全保障を脅かすようなサイバー空間における脅威に対しては、同盟国、有志国とも連携し、脅威に応じて、政治、経済、技術、法律、外交その他の取り得る全ての有効な手段を活用し、対応することとしています。

こうした政府の具体的な対応要領については、事態の状況により異なるため、一概に述べることは困難ですが、政府一体となった対処措置をとることとしています。

防衛省・自衛隊も、こうした政府全体の取組の中で、脅威の分析、評価や被害の局限、被害復旧等において積極的な役割を果たすものと考えています。

相手国のレーダーや通信機器の無力化についてお尋ねがありました。

新たな大綱においては、我が国に対する侵襲を企図する相手方のレーダーや通信等を無力化するための能力を強化することとしております。

対象となるレーダーや通信機器の所在や無力化をする地理的な範囲については、相手方の攻撃態

様など、生じた事態の個別具体的な状況により異なるため、一概に申し上げることは困難です。

その上で、そうした無力化はあくまでも武力の行使の三要件に該当する場合にのみ行われるものであり、憲法の精神にのっとりた受動的な防衛戦略の姿勢である専守防衛の範囲内であることは言うまでもありません。

改修後の「いずも」型護衛艦の運用方法と専守防衛についてお尋ねがありました。

「いずも」型護衛艦の改修は、新たな安全保障環境に対応し、広大な太平洋を含む我が国の海と空の守りに対して、自衛隊員の安全を確保しながら、しっかりとした備えを確保するものです。

「いずも」型護衛艦は、改修後も多機能な護衛艦として、対潜水艦作戦や災害対処を含め、様々な事態に応じて保有する機能を十分に発揮できるよう適切に運用していく考えです。

また、必要に応じ、他の護衛艦や潜水艦などと共に運用することを考えており、そのような運用が専守防衛との関係で問題を生じるものとは考えていません。

防衛装備の海外移転についてお尋ねがありました。

これまで、防衛装備移転三原則の下で防衛装備の海外移転に取り組む中で、各種の課題が明らかになっていますが、特に、関係省庁が一体となり、関係企業とも緊密に連携して、相手国のニーズを的確に把握し、我が国装備品についての情報発信や案件形成を図る体制を整備することが極めて重要であると考えています。

こうした取組を通じ、我が国の安全保障を確保し、日米同盟の強化、平和貢献、国際協力を推進し、ひいては防衛産業基盤の強化に資するよう、防衛装備移転三原則を踏まえた適切な装備移転を実現してまいります。

日本独自の高度な技術開発の推進についてお尋ねがありました。

宇宙、サイバー、電磁波といった新たな領域が

令和元年六月七日 参議院会議録第二十四号

国務大臣の報告に関する件(平成三十一年度以降に係る防衛計画の大綱及び「中期防衛力整備計画(平成三十一年度、平成三十五年度)」に関する報告について)

一四

死活的に重要となつてゐる安全保障環境の下、技術的優越を確保することは、我が国の抑止力の向上に不可欠なものです。このため、ゲームチェンジャーとなり得る最先端技術を始めとする重要技術に對して重点的な投資を行い、我が国として、世界をリードし得る優れた技術を獲得していくことが重要と考えております。

こうした高度な技術基盤を背景に、米国等との共同開発や装備協力を積極的に進める考えです。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣岩屋毅君登壇、拍手)

○国務大臣(岩屋毅君) 浅田均議員にお答えいたします。

STOVL機の所属、パイロットの育成、訓練についてお尋ねがありました。

STOVL機につきましては、現在、機種選定を実施しているところでございまして、具体的な機種はまだ決定しておりません。

その上で申し上げれば、STOVL機は航空自衛隊の装備として導入する予定でございまして、空自のパイロットが運用する予定であります。このため、基本的には空自においてパイロットの育成、訓練を行います。その詳細につきましては、引き続き検討してまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 井上哲士君。

(井上哲士君登壇、拍手)

○井上哲士君 日本共産党を代表して、新防衛大綱及び中期防衛力整備計画について質問します。質問に先立ち、予算委員会の開催を強く求めます。

日米首脳会談でトランプ米大統領が言及した日米貿易交渉の八月合意や、消費税増税と景気動向など、政府が国民に説明すべき課題が山積みです。ところが、参議院では、野党が参議院規則に基づき予算委員会開催を求めてから六十日近くたっているにもかかわらず、与党が審議拒否をす

るといふ異常な事態です。

総理、参議院選挙の重要争点について国民の前で議論することからなぜ逃げるのですか。自民党総裁として、予算委員会の開催に応じるべきではありませんか。

新防衛大綱と中期防は、新ガイドラインと安保法制に基づき日米軍事一体化を推し進め、ステルス戦闘機、イージェス・アシヨア、長距離巡航ミサイルの導入、増強などを盛り込んでいます。さらに、宇宙領域専門部隊、サイバー部隊などを新編するとしています。安倍内閣の戦争する国づくりを加速させる危険な計画にほかなりません。

まず、F35ステルス戦闘機について聞きます。日本で組み立てた初号機である航空自衛隊のF35が、四月、青森沖で墜落しました。今朝、パイロットの遺体の一部が発見されたとの発表がありました。お悔やみを申し上げます。まだ機体の大半もメモリーも発見されておらず、事故後、飛行は中止されています。

ところが、岩屋防衛大臣は、四日の会見で、機体の搜索を打ち切ったことを明らかにし、速からず原因の絞り込みができるのではないかとした上で、原因がある程度特定でき、安全の確保が確認できれば飛行を再開させたいと述べました。とてもないことです。

これまでの搜索で何が明らかになり、事故原因はどこまで判明しているのか、示していただきたい。

昨年二月に、自衛隊のAH64D戦闘ヘリコプターが佐賀県で墜落しましたが、飛行は再開されていません。陸上幕僚長は、今年一月末の会見で、アウトボードボルトの破断が原因だと判明しているとした上で、なぜボルトが破断したのかはいまだ結論に至っていない、原因が明らかにならない限り飛行は再開できないと述べています。

一方、F35は、墜落後僅か二か月で、事故原因のある程度の特で飛行再開を口にする。明らかにダブルスタンダードではありませんか。なぜ、

原因が明らかでなくても、ある程度特定できれば飛行再開できるのか、明確に答えていただきたい。

米政府監査院が四月末に公表した報告書は、F35は深刻な欠陥を抱えたままで、今後数年間は解決しない問題もあると指摘し、昨年の報告書で指摘された機能的で安全性や重要な性能を危険にさらす欠陥のうち十三件が未解決で、新たに四件が判明したとしています。

政府は、この欠陥リストを米側に求めているのですか。入手し、調査すべきではありませんか。以上、防衛大臣の答弁を求めます。

トランプ大統領は、来日中、墜落原因が究明されない中、日本がF35を百五機追加購入すること歓迎しました。総理、結局、貿易赤字解消というトランプ大統領の要求に応じて米国製武器を爆買いすることを、パイロットや住民の安全より優先したのではないですか。F35の調達計画は見直すべきです。

海上自衛隊の護衛艦「いずも」と「かが」をF35Bが搭載できるよう改修するのは憲法違反の攻撃型空母化だとの指摘に対し、総理は、あくまで日本の防衛のためだと述べてきました。

ところが、総理は、トランプ大統領と共に「かが」に乗船し、西太平洋からインド洋に及ぶ広大な海で米海軍と密接に連携してきた、地域の公共財として役割を果たすと述べました。トランプ大統領も、この地域と、より離れた地域で複雑な脅威から我々を守るのに役立つと述べました。

これらの発言は、改修の狙いは地球規模の様々な紛争や脅威へ日米一体で介入することにあることを明らかにしているではありませんか。憲法違反の空母化はやめるべきであります。

この間、沖縄、東京では、米軍機からの危険なパラシュート降下訓練が繰り返され、オスプレイの墜落や部品落下、民間空港への緊急着陸、騒音被害が沖縄から全国へと広がっています。さらに、米軍機の低空飛行訓練被害も重大で

す。五月末には、長野県佐久市の市街地上空を米軍横田基地所属のC130輸送機二機が超低空飛行訓練をしました。現地を視察して住民の皆さんと懇談すると、墜落するかと思つた、こんな低く飛ぶのを初めて見たと口々に恐怖が語られました。

九四年以降、四度の墜落事故を経験した高知県では、四月十一日、山間部の本山町でドクターヘリの患者搬送が行われた僅か四十分前に、同じ空域で米軍機による突然の低空飛行訓練が行われました。高知県知事は、翌日、外務、防衛両大臣に對して、住宅地上空で繰り返される超低空飛行は強い恐怖を与えているとして、危険な訓練の中止を要請しました。

また、昨年四月には、青森、岩手両県で、米軍三沢基地所属のF16戦闘機による最低安全高度を大きく下回る超低空飛行が発覚し、岩手の県議会では訓練中止の請願を採択しました。

米国では、このような危険な訓練は指定区域に限られ、住宅密集地の上空で行うことはありません。そんな訓練を日本上空で許してきた政府の姿勢は、およそ主権国家としてあるまじきものであり、改めるべきであります。

以上、総理の答弁を求めます。

そもそも、全国どこでも米軍が訓練できるとは地位協定のどこにも書かれていません。にもかかわらず、日本中で自由勝手な訓練がまかり通ってきました。このような米軍の行動の権利は、いつ、どこで取り決められ、日米間にどんな合意が存在するのか、明確にしたいです。

政府は、米軍機の訓練を容認しつつ、公共の安全に妥当な考慮を払い、安全性が最大限確保されるべきと言ってきましたが、傍若無人な訓練は繰り返されてきました。国民の安全に責任を負う政府として必要なのは、米軍への配慮の要請ではなく、規制することではないですか。

以上、外務大臣、お答えください。今年、沖縄県が実施、公表した海外の米軍地位

協定に関する調査では、ドイツ、イタリア、ベルギー、イギリスは、いずれも米軍の自由勝手な訓練を認めています。全国知事会は、日米地位協定の抜本改定を要求しています。

総理、日米地位協定を抜本改定し、米軍機の訓練規制に踏み出すべきです。

トランプ大統領の来日直前に明らかになった米国による二月の米韓核実験は、核兵器禁止条約の早期発効を願う世界の流れへの重大な挑戦です。これに対し、広島、長崎の県知事や市長が抗議文を送るなど、全国から怒りの声が上がっています。爆発はなくても、核兵器を使うための実験であり、許されない、これが被爆者の声です。ところが、総理は、来日したトランプ大統領に抗議もしませんでした。

総理、米韓核実験は核不拡散条約第六条の核軍縮義務に反すると認識をしていますか。また、北朝鮮の核問題の解決と朝鮮半島の非核化の実現に逆行するものではありませんか。明確にお答えください。

被爆者の声を受け止め、米國に抗議をするべきです。

最後に、核兵器禁止条約の批准を求め、核兵器廃絶への決意を述べて、質問を終わります。

(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 井上哲士議員にお答えいたします。

予算委員会の開催についてお尋ねがありました。

予算委員会を始め、国会の運営については、国会において決定されるものと認識しております。参議院の委員会の開会日時については委員長が定めることとされており、私は決定を行う立場にはありません。

政府としては、国会より出席を求められれば誠実に対応してまいりたいと考えております。

F35の調達計画についてお尋ねがありました。

F35の追加導入は、我が国の防衛体制に万全を期すべく、我が国の主権的判断で決定したものです。トランプ大統領の要求に応えたとか、パイロットや住民の安全より優先したとの御指摘は当たりません。

今般のF35の事故については、防衛省において事故原因等について調査を進めているところであります。このため、現時点でF35に係る今後の方針について予断を持つてお答えすることは差し控えたと思います。

トランプ大統領と私の護衛艦「かが」訪問時の発言についてお尋ねがありました。

御指摘の私の発言は、昨年、護衛艦「かが」が、そして今年「いずも」が、インド太平洋に展開し、米国と密接に連携しながら平和と安定のための活動をしていることを念頭に、改修後も一層の活躍することへの期待を込めたものであり、トランプ大統領の発言も同様の趣旨であったと認識しています。

「いずも」型護衛艦の改修は、専守防衛の下、新たな安全保障環境に対応し、広大な太平洋を含む我が国の海と空の守りについて、隊員の安全を確保しつつ、しっかりと備えを行うものであり、今後の我が国の防衛上、必要不可欠なものです。地球規模の様々な紛争や脅威へ日米一体で介入するといった御指摘は全く当たりません。

米軍機の訓練についてお尋ねがありました。

米軍は、我が国で全く自由に訓練を行ってよいわけではなく、接受国である我が国の法令を尊重し、日本国民の安全に妥当な考慮を払って活動すべきものであることもありません。

同時に、米軍が訓練を通じて各種技能の維持向上を図ることは、即応態勢を維持する上で不可欠であり、我が国を防衛するとの日米安保体制の目的達成のために極めて重要です。

いずれにせよ、地域住民の方々の安全確保は前提であり、事件、事故はあってはなりません。在日米軍によるパラシュート降下訓練や低空飛行

訓練等、御指摘の諸点については、政府としては、引き続き米側に對して、安全面に最大限配慮するとともに、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう求めていきます。

日米地位協定の改定についてお尋ねがありました。

そもそも、日米地位協定と米國が第三国と締結している地位協定の比較については、地位協定そのものの規定ぶりのみならず、細部の取決め、実際の運用や背景等も含めた全体像の中で検討する必要がありますと考えられ、一律な比較は難しい面があるものと承知しています。

例えば、御指摘のドイツ、イタリア、ベルギー、英国は、NATOの加盟国ですが、接受国と派遣国との関係や米軍基地の在り方について、相互防衛義務を負うNATOの諸國での在り方と日米のそれとを一律に比較することは難しいものと考えています。

その上で、日米地位協定は大きな法的枠組みであり、政府として、事案に応じて、最も適切な取組を通じ、具体的な問題に対応してきています。

安倍政権の下では、環境及び軍属に関する二つの補足協定の策定が実現しました。国際約束の形式で得たこの成果は、日米地位協定の締結から半世紀を経て初めてのものであります。

今後とも、このような目に見える取組を一つ一つ積み上げていくことにより、日米地位協定のありべき姿を不断に追求してまいります。

米國の米韓核実験についてお尋ねがありました。

我が國は、唯一の戦争被爆國として、核兵器のない世界の実現に向けた国際社会の取組をリードしていく使命を有しています。これは、私の揺るぎない信念であり、我が國の確固たる方針であります。

我が國は、非核兵器國のみならず、核兵器國をもしっかりと巻き込んだ核軍縮の取組を進めていくことを重視しています。

米韓核実験は、包括的核実験禁止条約、CTBTで禁止される核爆発を伴うものではなく、核兵器のない世界の實現を目指して核軍縮に取り組んでいく中で、核兵器不拡散条約、NPT第六条も踏まえて、その扱いを検討すべき課題であると考えています。

日本は、我が國を取り巻く厳しい安全保障環境の中で、米國の核兵器を含む抑止力に自國の安全保障を依存しているとの現実があります。

その中で、北朝鮮の核問題については、安保理決議は、北朝鮮に對して、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの、安全、検証可能かつ不可逆的な方法での廃棄を求めています。

我が國としては、米國を始めとする關係國と緊密に連携しつつ、関連する安保理決議の完全な履行を求めてまいります。

残余の質問につきましては、關係大臣から答弁させます。(拍手)

〔國務大臣岩屋毅君登壇、拍手〕

○國務大臣(岩屋毅君) 井上哲士議員にお答えいたします。

空自F35A墜落事故の搜索及び事故原因についてお尋ねがありました。

その前に、この度死亡が確認されたパイロットの御冥福を心よりお祈りし、御遺族の、御家族の皆様にご心からお悔やみを申し上げたいと思います。

事故後の搜索では、当該機の部品が散在する一帯の搜索、揚収活動を徹底的に実施し、六月三日に終了いたしました。しかし、保全の観点から、範囲を広げ、搜索は継続してまいります。フライトデータレコーダーの一部やエンジンの一部などを揚収しましたが、揚収品はいずれも激しく破損をしております。

他方、共に飛行するF35Aとの間で情報の共有が可能なデータリンク、MADLから得られる情報や地上レーダーの航跡記録やパイロットとの通信記録などの分析が今相当進んできております。

事故原因はまだ調査中ではありますが、まとまり次第、適切な形で公表する考えでございます。次に、F35の飛行再開についてお尋ねがありました。

御指摘の陸自ヘリA H64DにせよF35Aにせよ、その飛行再開に当たりましては、飛行の安全が確保されることが前提でございます。

この点、F35Aについては、今申し上げたように、データリンクや地上レーダーから得られる情報等の分析が相当進んでおります。こうした調査の中で、事故原因の絞り込み、特定を行い、これに対する再発防止策を講じることで飛行の安全を確保することが可能だとの判断に至れば、飛行を再開することはあり得ると考えております。

最後に、F35の欠陥リストを入手し、調査すべきではないかというお尋ねがございました。

米国会計検査院のF35に関する指摘については、その内容を米政府に確認しており、特に飛行の安全や任務の遂行に重大な影響を与え得る事項として区分された課題につきましては、米政府から既にリストを入手し、我が国が導入しているF35Aについて飛行の安全に影響する問題はな

いということを確認しております。

今後引き続き、米軍と緊密に連携し、F35Aの飛行の安全の確保に努めてまいります。(拍手)

(国務大臣河野太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(河野太郎君) 米軍の訓練の根拠についてお尋ねがありました。

日米安全保障条約に基づき我が国が米軍の我が国への駐留を認めていることは、軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことを前提としています。

一般に、米軍が飛行訓練などを通じて各種技能の維持向上を図ることは、即応態勢という軍隊の機能を維持する上で不可欠の要素であり、日米安保体制の目的達成のために極めて重要です。

しかし、このことは、米軍機が全く自由に飛行訓練等を行ってよいことを意味するものではありません。

国務大臣の報告に関する件(平成三十一年度以降に係る防衛計画の大綱及び「中期防衛力整備計画(平成三十一年度、平成三十五年度)」に関する報告について、議事日程追加の件) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

ません。例えば、在日米軍による低空飛行訓練や夜間飛行訓練については、関連する日米合同委員会合意等に従って行うこととされております。

政府としては、地元住民の方々に与える影響が最小限となるよう、こうした合意等への遵守を米側に對して働きかけを続けてきており、引き続き適切に対応してまいります。

米軍機の飛行訓練についてお尋ねがありました。

日米安全保障条約が我が国の安全並びに極東の平和及び安全の維持に寄与するため米軍の我が国への駐留を認めていることは、米軍が飛行訓練を含む軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことを前提としています。

一方、米軍は、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきことは言うまでもありません。

政府としては、安全面に最大限の考慮を払うとともに、地元住民に与える影響を最小限にとどめるよう、これまでも米側に申し入れており、先般の日米2プラス2においても、飛行安全及びこの問題に係る国民の懸念に対処する重要性について、四閣僚の間で認識の一致を見たところであります。

今後とも、適正に、適切に対応してまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて質疑は終了いたしました。

これにて午後一時まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時一分開議

○議長(伊達忠一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、日程に追加して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。国務大臣宮腰光寛君。

(国務大臣宮腰光寛君登壇、拍手)

○国務大臣(宮腰光寛君) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、いわゆる独占禁止法の課徴金制度は、昭和五十二年に成立した一部改正法により導入されました。その後、平成十七年に成立した一部改正法により課徴金減免制度が導入されるなど、所要の見直しが行われてきました。しかし、現行の課徴金制度は、一律かつ画一的に算定、賦課するものであるため、事業者が公正取引委員会の調査に協力した度合いにかかわらず一律の減算率となることから事業者による調査協力が促進されず、また、違反行為の実態に応じて適切な課徴金を課することができないものとなっております。

このため、事業者による調査協力を促進し、適切な課徴金を課することができるものとするなどにより、不当な取引制限等を一層抑止し、公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進を図るため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、課徴金減免制度について、新たに事業者が公正取引委員会との合意により事件の解明に資する資料の提出等をした場合に課徴金の額を減額することができる制度を導入するとともに、減額対象事業者数の上限を廃止することとしております。

第二に、課徴金の算定方法について、課徴金の算定基礎額の追加、算定期間の延長、卸売業又は小売業の場合に適用する算定率の廃止、繰り返し違反行為をした事業者及び主導的役割を果たした

事業者に対して割増し算定率を適用する場合の見直し等を行うこととしております。

第三に、検査妨害等の罪に係る法人等に対する罰金の上限額を引き上げるなど罰則規定の見直しを行うこととしております。

なお、これらの改正は、一部を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。発言を許します。浜口誠君。

(浜口誠君登壇、拍手)

○浜口誠君 国民民主党・新緑風会の浜口誠で、ただいま議題となりました法律案に対して、会派を代表して質問します。

質問に入る前に、一言申し上げます。

これまで野党が予算委員会開催を繰り返して求めているにもかかわらず、政府・与党は拒否しています。トランプ大統領との首脳会談で一体何が話し合われたのか、農業分野で大幅な市場拡大を国民には一切説明なしに密約したのではないのか、八月に日米通商交渉の結果が示されるとのツイートは本当か、発生から十か月もたつ豚コレラ終息に向けた対策強化をどうしていくのか、拉致問題はどうか対応していくのか、元徴用工賠償問題で混乱する日韓関係、景気が悪化する中で消費税の引上げを中止しないのか、年金財政検証はいつ国民に示すのか、百年安心年金はどこに行つたのかなど、予算委員会で議論すべき政治課題はめじろ押しです。

開催権限を持つ予算委員長、独立した立法院の責任において、政府・与党にお伺いを立てるのではなく、自らの判断で野党の予算委員会の開催要求に応じるよう強く強く求めます。

それでは、質問に入ります。

一九四七年、独占禁止法が施行されてから七十二年が経過しますが、少数の企業が市場を独占し、価格やサービスなどの自由な競争がなくなれば消費者が損をしよう、こうした状況に陥らないよう、競合他社を妨害する行為を防ぎ、企業に自由で公正な競争を促すルールを定めた法律が独占禁止法です。また、市場の番人として公正取引委員会が調査権限を持ち、独占禁止法を運用しています。

独占禁止法や公正取引委員会がこれまで果たしてきた役割、存在意義に関して、宮腰大臣の所見をお伺いします。

独占禁止法の運用をめくり、欧米と日本の間には大きな差があると言われていました。欧米でカルテル等の問題が見付かれば、日本よりはるかに厳しい制裁が科せられ、企業には経営を揺るがすほどの罰金や制裁金を受けかねないという危機感もあります。

宮腰大臣、こ十年で国際カルテル等で摘発された日本の企業数と、罰金、制裁金額の実態を示してください。

一方、企業側からは、例えば、経済同友会は国際カルテル事件を分析した報告書をまとめ、日本企業の諸外国の法制度への不十分な理解とリスク認識の低さを問題視しています。また、有識者も、海外でのビジネスは独占禁止法を適用する法律戦争に近い状況であり、世界に合わせて社内ルールや仕組みをつくらないと安心して企業活動できないと指摘をしています。

日本企業が海外において国際カルテル等のコンプライアンス違反を生じさせない体制づくりが不可欠だと考えますが、政府としてどのように企業を支援していくのか、宮腰大臣、お答えください。

課徴金制度に関して伺います。

今回の法改正では、課徴金制度に関して、現行三年とされている算定期間を調査開始日から最長十年前まで遡れるように変更するとともに、資料

の紛失等により一部の売上金が不明な場合の課徴金の算定基礎に推定規定が整備されます。あわせて、違反行為による不当利益として、談合金、下請受注やグループ企業の売上額なども対象に追加され、算定率に関しても、業種別や軽減算定率が廃止されるなど、様々な見直しが行われます。

こうした算定基礎、算定率の見直しを行う理由と目的を、宮腰大臣、説明を求めます。

今回の改正により、課徴金減免制度が、従来の申告順位に応じて減免率が決定する仕組みを変更し、違反に対する調査や実態解明への協力度合いに応じて課徴金の減算率を柔軟に変えることができる調査協力減算制度が導入されます。欧米だけでなく、アジアでも裁量型の導入は進んでおり、日本の制度を国際水準にしていこうとの重要性はどう認識しているのか、また、今回の変更の狙いを、宮腰大臣、説明してください。

一方、企業からは、課徴金の減免を勝ち取るために公正取引委員会に迎合する証言をして、無実の企業が巻き込まれる事態を警戒する意見もあります。こうした懸念を払拭するためにも、恣意的な運用を防ぐ仕組みとして、透明性の高い明確な基準をガイドラインで示していくことは極めて重要と考えますが、宮腰大臣の見解を求めます。

外部弁護士と相談した内容を公正取引委員会に対して秘密にできる、いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権に関して伺います。

これまで、独占禁止法に基づく立入調査を受けた企業は、公正取引委員会に押収される懸念などから、弁護士との相談内容を書面化することは避けてきました。秘匿特権が認められれば、企業が独占禁止法に違反したか判断に迷う場合に弁護士に相談しやすくなると言われています。この秘匿特権について、どのような利点と課題があるのか、また、今回の改正において秘匿特権をどう位置付けていくのか、議論経過も踏まえ、宮腰大臣、答弁願います。

一方、中小企業関係者からは、弁護士を雇う余裕はなく、公取委の事情聴取時にメモを取らせてほしいという声も大きいですが、どのように対応するのか、宮腰大臣の見解を伺います。

政府が昨年十二月に公表したGAF Aを始めとするプラットフォームと呼ばれるIT企業に対応したルールの基本原則に関して伺います。

政府として、プラットフォームの透明性、公平性の確保に向けた専門組織を立ち上げるとともに、大規模かつ包括的な取引慣行の実態を調査する方針が示されています。宮腰大臣、この調査に関する現状と巨大IT企業への今後の対応をお聞かせください。

また、取引の実態をより精緻に把握していくためには、日本国内の関係者だけでなく、IT企業の海外拠点も調査することが重要と考えますが、海外の独占禁止当局との連携など、海外での情報収集や実態把握にどのように取り組んでいくのか、宮腰大臣、お答えください。

独占禁止法四十条に基づく強制調査について伺います。

取引の実態解明に向けた調査を進める中で、最近の傾向として課題となっているのが、外部に契約内容を漏らすことを禁じる企業同士の秘密保持契約があるために取引の実態把握が困難な点です。こうした中で、公正取引委員会として、液化天然ガス市場をめぐる、約四十年ぶりに独占禁止法で定められた四十条調査と呼ばれる強制力のある調査を実施しました。四十条調査にはどのような調査権限があるのか、また、今後も四十条調査を行っていくのか、宮腰大臣の見解をお聞かせください。

多様な働き方への対応に関して伺います。

企業と雇用契約を結ばずに個人で仕事を引き受けるフリーランスという立場で働く人が増えていきます。こうした働き方は、企業側と労働者との交渉力や立場の違いなどから、労働者が適切な対価での公平公正な取引を結ぶことができず、不利な関係になりがちです。独占禁止法の観点から、フリーランスのような働き方の労働者が安心して働くことができる環境をつくるためにどのように対応していくのか、宮腰大臣、お答えください。

また、昨年六月、参議院厚生労働委員会の働き方改革法案の附帯決議には、「多様な就業形態で就労する労働者(副業・兼業・雇用類似の者を含む)を保護する観点から、長時間労働の抑制や社会・労働保険の適用・給付、労災認定など、必要な保護措置について専門的な検討を加え、所要の措置を講ずること」とされています。この附帯決議を重視し、フリーランスの労働者を労働法の対象として保護するための対策が急務であると考えますが、厚生労働省の取組状況について、根本大臣に説明を求めます。

最後に伺います。

国民民主党は、公正で自由な競争による我が国の経済の活性化や消費者利益の確保に向けて、国民から期待される本物の経済政策で新しい答えを示し、全力で取り組んでいくことを約束し、質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣宮腰光寛君登壇 拍手)

○国務大臣(宮腰光寛君 浜口議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、独占禁止法や公正取引委員会の役割、存在意義についてお尋ねがありました。

消費者の利益を確保し、経済を活性化するためには、市場において独占禁止法の目的である公正かつ自由な競争が維持、促進されることが重要です。公正取引委員会は、独占禁止法を厳正、的確に運用し、カルテルや独占行為などの競争を阻害する行為を排除すること等により、この目的達成に努めてきたものと承知をいたしております。

国際カルテル等により罰金、制裁金を科された日本企業数と、罰金、制裁金の額についてお尋ねがありました。

国際カルテル等により罰金、制裁金を科された日本企業数と、あつ、失礼しました。

公正取引委員会において確認した範囲では、二〇〇九年六月から二〇一九年五月までの十年間において、欧州委員会が制裁金を科した日本企業の数に延べ六十六社、その制裁金の合計は約二十一億九千四百三十三万ユーロ、アメリカ司法省が刑事訴訟した日本企業数は延べ六十四社、その罰金の合計は約三十三億四百二十六万ドルとなっております。

欧米のカルテル等への処罰と日本企業への支援についてお尋ねがありました。

個々の企業において競争法に関するコンプライアンスが推進されることは、独占禁止法違反行為の未然防止につながり、市場における公正かつ自由な競争を一層促進するものであります。

このような観点から、公正取引委員会は、我が国企業における外国競争法コンプライアンスの状況について実態調査を行って、コンプライアンスの実効性を高めるための方策を提言したり、独占禁止法上の指針など種々のガイドラインの整備により独占禁止法上の考え方を明確にしたりするなど、従来から、コンプライアンスに関する企業の取組の支援、唱導活動に積極的に取り組んできております。

公正取引委員会においては、今後とも同様の取組を続けていくものと承知をいたしております。今回の法改正において、算定基礎、算定率等の見直しを行う理由と目的についてお尋ねがありました。

独占禁止法における課徴金は、法定された算定方式に従って、一律かつ画一的に算定、賦課されるものであります。しかし、事業者の経済活動や企業形態の変化が進む中で、独占禁止法違反行為も多様化、複雑化してきており、現行の課徴金制度では、違反行為に対して適切な課徴金を賦課することができない事例が生じております。

本改正では、課徴金の算定方法について、課徴金の算定基礎額の追加、算定期間の延長、業種別算定率の廃止等の算定率の改正等の見直しを行い

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

ます。これにより、多様化、複雑化した違反行為に対しても適切な課徴金を課することができるようになり、独占禁止法違反行為が一層抑止されることを考えます。

課徴金減免制度を国際水準にしていこうことの重要性と今回の改正の狙いについてお尋ねがありました。

経済活動がグローバル化することに伴い、事業者は多くの国の競争法を遵守することが求められるようになっていきます。また、各国によって従うべきルールが異なることとなれば、事業活動の妨げになりかねません。このため、各国の競争法、競争政策のハーモナイゼーションを積極的に図る必要があると考えています。

現行の課徴金減免制度は、法令が規定する一定の事項を報告しさえすれば、その内容にかかわらず、一律に一定の減免率が得られることとなっております。このため、減免申請をしたものの、非協力的な対応を取る事業者が少なからず発生するという問題が生じています。

本改正では、減免申請順位に応じた減算率に加えて、事業者の調査協力度合いに応じた減算率を付与することにより、事業者の調査協力インセンティブが高まり、事業者と公正取引委員会の協力による効率的、効果的な真相解明、事件処理につながることを考えています。

調査協力減算制度に係るガイドラインについてお尋ねがありました。

調査協力減算制度については、公正取引委員会が法施行までにガイドラインを整備するとしていきます。その際、運用の透明性、事業者の予見可能性の確保という観点は大変重要だと考えます。

公正取引委員会は、今後、関係者の意見も聞きながら、パブリックコメントを実施して広く意見を求めた上で検討を進めていくこととしています。調査に協力するインセンティブを高めるといいう目的に照らして、また、運用の透明性及び事業者の予見可能性を高めるといふ観点から、事業者

の協力内容の具体例や減算率の評価方法を明らかにするガイドラインが策定、公表されることが重要であると考えています。

いわゆる弁護士・依頼者間秘密特権についてお尋ねがありました。

いわゆる弁護士・依頼者間秘密特権に関しては、これまで、与党における議論を含め、様々な場で議論が行われてきたと承知しております。こうした議論においては、いわゆる弁護士・依頼者間秘密特権が導入されることにより、事業者が弁護士に安心して相談を行うことで、結果として事業者のコンプライアンスの向上が期待されるといった意見の一方、証拠となり得る物件を使えなくなり、公正取引委員会の実態解明機能を阻害するといった懸念も示されたことと承知しております。

今般の独占禁止法改正案により新たな課徴金減免制度が導入されると、事業者が調査協力を効果的に行うために外部の弁護士に相談するニーズがより高まると考えられます。

このため、新たな課徴金減免制度をより機能させる等の観点から、カルテル等の不当な取引制限に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記載した文書について、所定の手続により一定の条件を満たすものであると確認された場合、審査官がその文書にアクセスしないこと等を内容とする手続を、本改正法案の施行に合わせて、独占禁止法第七十六条に基づき規則、指針等により、審査手続の一環として整備することとしたことと承知しております。

供述聴取時のメモ取りについてお尋ねがありました。供述聴取時のメモ取りについては、供述人がメモ取りに集中してしまい、審査官の質問に対する供述人の真摯な対応が得られなくなるなど、事件の真相究明に支障が生じ得ること等を考慮し、これまで認めてきていないものと承知をしております。

他方、中小企業団体等の意見等も踏まえ、公正取引委員会は、今回の課徴金制度の見直しに合わせ、課徴金減免申請者の従業員等は、供述聴取終了後にその場でメモを作成できるようにする運用を行うこととしているものと承知しています。

公正取引委員会は、今回の課徴金制度の見直しに合わせて、課徴金減免申請者の従業員等は、供述聴取終了後にその場でメモを作成できるようにする運用を行うこととしているものと承知しています。

このような運用により、供述人は供述聴取の内容をより正確に社内報告でき、これを受けた事業者が社内調査を効果的に実施することによって公正取引委員会への調査協力が促進されるものと考えています。

デジタルプラットフォームに関する実態調査の現状と今後の対応についてお尋ねがありました。

公正取引委員会は、平成三十一年一月からデジタルプラットフォームの取引慣行等に関する実態調査を開始いたしました。本実態調査については平成三十一年四月に中間報告を行ったところですが、今後更なる実態の把握を行い、独占禁止法上の考え方の整理を進めていくものと承知をしています。

また、平成三十一年三月に、デジタル市場に関する競争政策について議論を行うための体制整備に向けて、内閣官房にデジタル市場競争評価体制準備室が設置されております。当面は、当該準備室を中心に、プラットフォームをめぐるルール整備等について具体的な検討が進められていくものと承知しております。

取引の実態に関し、海外での情報収集や実態把握への取組についてお尋ねがありました。

公正取引委員会は、海外の独占禁止当局との連携を図る目的で独占禁止協力協定や協力の覚書等を結んでいると承知しています。また、OECD等の国際会議や二国間意見交換の場で情報交換を行うなどして、海外の独占禁止当局とも連携しながら、様々な競争法上の問題についての情報収集や実態把握に努めているものと承知しています。

独占禁止法第四十条に基づく調査についてお尋ねがありました。

独占禁止法第四十条は、公正取引委員会がその職務を行うために必要があるときは、事業者等に対し必要な調査を行うことができる旨を定めた規定であります。この規定に基づき、公正取引委員会は、事業者等に対して出頭を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができるものであり、規定の実効性は罰則により担保されているものであります。

この規定に基づく権限行使については、本法の適正な運用を図る観点から、公正取引委員会が直面する具体的な調査事案において、その必要性を判断し、適切に行っていくものと承知しております。

フリーランスのような働き方の労働者について独占禁止法の観点からのお尋ねがありました。

公正取引委員会は、人材と競争政策に関する有識者検討会を開催し、フリーランス等の人材の獲得をめぐる競争における独占禁止法の適用関係や独占禁止法上問題となり得る具体的行為等を取りまとめた報告書を平成三十年二月に公表したと承知しています。

さらに、公正取引委員会は、同報告書で示された独占禁止法上の考え方について関係団体等に対して広く周知活動等を行っており、また、独占禁止法違反行為については厳正に対処するものと承知をしています。(拍手)

〔国務大臣根本匠君登壇、拍手〕
○国務大臣(根本匠君) 浜口誠議員にお答えをいたします。

フリーランスの方を保護するための措置についてお尋ねがありました。

令和元年六月七日 参議院会議録第二十四号

これを踏まえ、昨年十月より、雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会を開催し、雇用類似の働き方に関する論点整理等を行い、その保護等の在り方について検討を行っているところ です。

引き続き、具体的な保護の対象者や内容、方法等について、その法的保護の必要性を含め、検討してまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(伊達忠一君) 日程第二 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長(報告)を求めます。国土交通委員長羽田雄一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔羽田雄一郎君登壇、拍手〕

○羽田雄一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公共工事の品質確保の促進を図るため、基本理念や発注者の責務等として、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備、適正な工期等による請負契約の締結、情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上等について定めるとともに、公共工事に関する調査等の位置付けを改める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、法改正の意義及び期待される効果、災害協定に基づく活動における損害の補償の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

ます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十三

賛成

二百二十三

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第三 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(第百九十六回国会内閣提出、第百九十八回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長石井正弘君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔石井正弘君登壇、拍手〕

○石井正弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、国家公務員法等において定められている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図ろうとするものであります。

なお、衆議院において、建築基準法の改正規定の一部及び建築士法の改正規定の一部の施行期日を平成三十年十二月一日から令和元年十二月一日に改めること等を内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、各資格等における適切な個別審査の在り方、成年後見制度の利用が進まない理由及び運用上の課題、成年後見制度の利用促進に資する地域連携ネットワーク及び中核機関の役割等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明) 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案 成人被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十三
賛成 二百二十三
反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第四 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長 長石田昌宏君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔石田昌宏君登壇、拍手〕

○石田昌宏君 たいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、障害者の雇用を一層促進するため、短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者を雇用する事業主への支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、障害者活躍推進計画の作成等に障害当事者が参画する必要性、障害者雇用納付金制度の在り方、国等の障害者雇用が民間企業に及ぼす影響、中小企業における障害者の雇用促進及び就労定着支援策等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取いたしました。が、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一

致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十三
賛成 二百二十三
反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第五 民法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長 山信一君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔横山信一君登壇、拍手〕

○横山信一君 たいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特別養子制度の利用を促進するため、養子となる者の年齢の上限を引き上げる措置を講ずるとともに、特別養子適格の審判の新設、特別養子縁組の成立の審判に係る規定の整備、児童相談所長が特別養子適格の審判の審判の手続に参加することができるとする制度の新設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、養子となる者の上限年齢を原則十五歳未満まで引き上げる必要性、縁組後の養親子支援の在り方、特別養子制度のフォローアップに関する省庁間の連携の重要性、実態を踏まえた上で養子制度全体を見直す必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十三
賛成 二百八
反対 十五

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十分散会

出席者は左のとおり。

議長 伊達 忠一君
副議長 郡司 彰君

議員	議員
山添 拓君	杉尾 秀哉君
宮沢 由佳君	武田 良介君
難波 奨二君	小西 洋之君
石橋 通宏君	真山 勇一君
岩瀬 友君	牧山ひろえ君
江崎 孝君	有田 芳生君
倉林 明子君	吉良よし子君
神本美恵子君	相原久美子君
川田 龍平君	杉 久武君
仁比 聡平君	辰巳孝太郎君
紙 智子君	斎藤 嘉隆君
蓮 舫君	藤田 幸久君
風間 直樹君	若松 謙維君
田村 智子君	井上 哲士君
大門実紀史君	白 眞勲君
芝 博一君	那谷屋正義君
山本 博司君	小池 晃君
市田 忠義君	山下 芳生君
鉢呂 吉雄君	福島みずほ君
福山 哲郎君	小川 勝也君
小川 敏夫君	長浜 博行君
山本 香苗君	高瀬 弘美君
竹内 真二君	山田 宏君
阿達 雅志君	伊藤 孝江君
三浦 信祐君	熊野 正士君
朝日健太郎君	小川 克巳君
今井絵理子君	佐々木さやか君
宮崎 勝君	河野 義博君
青山 繁晴君	和田 政宗君

そのだ修光君	平木 大作君	橋本 聖子君	岡田 広君
矢倉 克夫君	新妻 秀規君	愛知 治郎君	金子原二郎君
井原 巧君	石井 正弘君	鶴保 庸介君	元榮太一郎君
石田 昌宏君	大野 泰正君	藤木 眞也君	薬師寺みちよ君
大沼みずほ君	竹谷とし子君	伊波 洋一君	松川 るい君
秋野 公造君	横山 信一君	中西 哲君	渡辺 喜美君
磯崎 仁彦君	中西 健治君	平山佐知子君	糸数 慶子君
赤池 誠章君	江島 潔君	森屋 宏君	宮本 周司君
渡辺 猛之君	里見 隆治君	三宅 伸吾君	三木 亨君
谷合 正明君	浜田 昌良君	堀井 巖君	馬場 成志君
高階恵美子君	野上浩太郎君	滝沢 求君	柘植 芳文君
佐藤 正久君	牧野たかお君	堂故 茂君	豊田 俊郎君
福岡 資麿君	石川 博崇君	中泉 松司君	二之湯武史君
西田 実仁君	山口那津男君	羽生田 俊君	石井 浩郎君
魚住裕一郎君	山本 順三君	森 まさこ君	丸川 珠代君
片山さつき君	世耕 弘成君	塚田 一郎君	古川 俊治君
衛藤 晟一君	藤井 基之君	佐藤 信秋君	中野 正志君
山谷えり子君	舞立 昇治君	中川 雅治君	野村 哲郎君
滝波 宏文君	高野光二郎君	水落 敏榮君	猪口 邦子君
宮島 喜文君	小野田紀美君	松下 新平君	藤末 健三君
こやり隆史君	佐藤 啓君	石井みどり君	武見 敬三君
進藤金日子君	徳茂 雅之君	山本 一太君	林 芳正君
自見はなこ君	渡邊 美樹君	柳 卓治君	木村 義雄君
足立 敏之君	吉川ゆうみ君	尾辻 秀久君	中曾根弘文君
山田 修路君	山下 雄平君	山東 昭子君	伊藤 孝恵君
太田 房江君	北村 経夫君	矢田わか子君	高木かおり君
上月 良祐君	大家 敏志君	浜口 誠君	古賀 之士君
酒井 庸行君	島村 大君	片山 大介君	森本 真治君
高橋 克法君	三原じゅん子君	磯崎 哲史君	石上 俊雄君
藤川 政人君	長谷川 岳君	石井 苗子君	清水 貴之君
磯崎 陽輔君	中西 祐介君	浜野 喜史君	川合 孝典君
宇都 隆史君	岩井 茂樹君	大野 元裕君	木戸口英司君
上野 通子君	二之湯 智君	山本 太郎君	山口 和之君
石井 準一君	松村 祥史君	石井 章君	アノ下三才猪木君
末松 信介君	関口 昌一君	徳永 エリ君	青木 愛君
西田 昌司君	青木 一彦君	森 ゆうこ君	藤巻 健史君
平野 達男君	宮沢 洋一君	儀間 光男君	浅田 均君
松山 政司君	岡田 直樹君	足立 信也君	羽田雄一郎君

田名部匡代君	舟山 康江君	法務委員
櫻井 充君	行田 邦子君	辞任
中山 恭子君	東 徹君	辞任
小林 正夫君	榛葉賀津也君	辞任
大塚 耕平君	増子 輝彦君	辞任
柳田 稔君	室井 邦彦君	辞任
松沢 成文君	片山虎之助君	辞任
内閣総理大臣	安倍 晋三君	辞任
法務大臣	山下 貴司君	辞任
外務大臣	河野 太郎君	辞任
厚生労働大臣	根本 匠君	辞任
国土交通大臣	石井 啓一君	辞任
防衛大臣	岩屋 毅君	辞任
内閣府特命担当大臣(少子化対策)	宮腰 光寛君	辞任
内閣官房副長官	野上浩太郎君	辞任
内閣府副大臣	田中 良生君	辞任
内閣府副大臣	左藤 章君	辞任
総務副大臣	佐藤ゆかり君	辞任
厚生労働副大臣	大口 善徳君	辞任
環境副大臣	あきもと司君	辞任
防衛副大臣	原田 憲治君	辞任
議長の報告事項		
一昨五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
内閣委員		
辞任	補欠	
佐藤 啓君	野上浩太郎君	
山東 昭子君	宮本 周司君	
豊田 俊郎君	猪口 邦子君	

高階恵美子君	三木 亨君	辞任
松川 るい君	鶴保 庸介君	辞任
熊野 正士君	河野 義博君	辞任
吉田 博美君	今井絵理子君	辞任
松川 るい君	木村 義雄君	辞任
熊野 正士君	熊野 正士君	辞任
進藤金日子君	藤木 眞也君	辞任
青山 繁晴君	吉田 博美君	辞任
佐藤 啓君	岡田 直樹君	辞任
宮本 周司君	山東 昭子君	辞任
谷合 正明君	魚住裕一郎君	辞任
今井絵理子君	青山 繁晴君	辞任
魚住裕一郎君	谷合 正明君	辞任

予算委員

辞任

三木 亨君

補欠

高階恵美子君

議院運営委員

辞任

野上浩太郎君

補欠

佐藤 啓君

同日衆議院において選任した理事は次のとおりである。

議院運営委員会

理事

櫻井 充君

理事

田村 智子君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

棚田地域振興法案(農林水産委員長提出)(衆第一七号)

同日議長は、次の衆議院提出案を国土交通委員会に付託した。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第五五号)

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第二六号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承諾することを議決した旨衆議院に通知した。

平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)

同日本院は、次の議員提出案を否決した旨衆議院に通知した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(難波奨二君発議)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

長崎大学で進められているBSL4施設の建設に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第六五号)

陸上自衛隊オスプレイの今後の取扱いに関する質問主意書(青木愛君提出)(第六六号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律

同日国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)

昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

石井 準一君

補欠

進藤金日子君

猪口 邦子君

豊田 俊郎君

野上浩太郎君

中西 哲君

宮本 周司君

山東 昭子君

総務委員

辞任

杉尾 秀哉君

補欠

石橋 通宏君

法務委員

辞任

片山さつき君

佐藤 啓君

補欠

小野田紀美君

岡田 直樹君

外交防衛委員

辞任

豊田 俊郎君

補欠

猪口 邦子君

財政金融委員

辞任

鶴保 庸介君

河野 義博君

補欠

松川 るい君

熊野 正士君

文教科学委員

辞任

小野田紀美君

補欠

片山さつき君

厚生労働委員

辞任

松川 るい君

三木 亨君

石橋 通宏君

熊野 正士君

農林水産委員

辞任

進藤金日子君

補欠

石井 準一君

経済産業委員

辞任

岡田 直樹君

山東 昭子君

吉田 博美君

魚住裕一郎君

国土交通委員

辞任

青山 繁晴君

谷合 正明君

補欠

吉田 博美君

魚住裕一郎君

予算委員

辞任

高階恵美子君

中西 哲君

補欠

三木 亨君

野上浩太郎君

同日衆議院から次の議案が提出された。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二二号)

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案(衆第一四号)

浄化槽法の一部を改正する法律案(衆第一六号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律案

死因究明等推進基本法案

同日委員長から次の報告書が提出された。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一号)審査報告書

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(第九十六回国会閣法第五六号)審査報告書

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五三三号)審査報告書

民法等の一部を改正する法律案(閣法第五一号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

生活保護世帯の子どもが大学・専門学校等に進学した場合に世帯分離をする取り扱いの法的根拠に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第六七号)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため
の調査研究及びその成果の活用等の推進に関
する法律
死因究明等推進基本法

審査報告書

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一
部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よって要領書を添えて報告する。
令和元年六月六日

国土交通委員長 羽田雄一郎

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公共工事の品質確保の促進を図
るため、基本理念、発注者の責務等として、災
害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体
制整備、適正な工期等による請負契約の締結、
情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上等
について定めるとともに、公共工事に関する調
査等の位置付けを改める等の措置を講じようと
するものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点につい
て適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべ
きである。

一 災害時における復旧工事等において、緊急性
に応じて随意契約等の入札契約方法を選択する
場合には、入札契約における手続の透明性及び
公正性が確保されるよう、国は、運用に関する
ガイドラインを周知するなど必要な措置を講ず

ること。また、国及び地方公共団体等は、災害
対応に従事する地域の建設業者が将来にわたり
活躍できるよう、平常時から発注者の予定価格
の設定に当たっては、可能な限り最新の単価設
定や見積りを活用するとともに、災害時には、
見積りを積極的に活用し、その災害対応等に必
要な費用を反映した適正な価格となるよう努
め、地域における発注関係事務が円滑に推進さ
れるよう発注者間の連携を強化すること。

二 国及び地方公共団体等は、建設現場で働く技
術者・技能者の労働時間その他の労働条件が適
正に確保されるよう、週休二日の確保等を含む
適正な工期設定を推進するとともに、国は、労
務費、法定福利費等が適切に支払われるよう、
その実態把握等に努め、必要な措置を講ずるこ
と。

三 国は、地域における公共工事の施工時期の平
準化に当たっては、繰越明許費や債務負担行為
等の活用による翌年度にわたる工期の設定等の
取組について地域の実情等に応じた支援を行う
とともに、好事例の収集・周知、発注者ごとの
平準化の進捗状況を把握し公表するなど、その
取組を強力に支援すること。また、国及び地方
公共団体等は、受注者側が計画的に施工体制を
確保できるよう、各発注者が連携し、発注見通
しを統合して公表する取組の更なる拡大を図る
など必要な措置を講ずること。

四 国及び地方公共団体等は、建設現場における
生産性向上を図るため、技術開発の動向を踏ま
え、情報通信技術や三次元データの活用、新技
術、新材料又は新工法の導入等を推進すると
ともに、国は、地方公共団体や中小企業・小規模
事業者を始めとした多くの企業等においても普
及・活用されるよう支援すること。

五 国及び地方公共団体等は、公共工事の品質確
保を図る上で、公共工事に関する調査等の品質
が重要な役割を果たすことを踏まえ、公共工事
に関する調査等においても、適正な予定価格の

設定、ダンピング受注の防止、適正な履行期間
の設定、履行期限の平準化、災害時の緊急対応
の推進等に留意した発注がなされるよう必要な
措置を講ずること。

六 社会インフラの整備及び維持管理の実施や災
害の頻発に的確に対応するとともに、公共工事
の品質確保に係る取組を推進するため、国及び
地方公共団体等は、技術者の確保、育成を含む
体制の強化を図ること。また、地方公共団体に
おいて財源や人材に不足が生じないよう、必要
な支援を行うこと。
右決議する。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一
部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
令和元年五月二十八日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

公共工事の品質確保の促進に関する法律の
一部を改正する法律

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成
十七年法律第十八号)の一部を次のように改正す
る。

第二条に次の一項を加える。

2 この法律において「公共工事に関する調査等」
とは、公共工事に関し、国、特殊法人等(公共
工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法
律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。
以下同じ。)、又は地方公共団体が発注する測量、
地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。)
及び設計(以下「調査等」という。)をいう。

第三条第一項中「並びに公共工事」を並びに公
共工事等(公共工事及び公共工事に関する調査等
をいう。以下同じ。))に改め、同条第二項中「その
品質が」の下に「工事等(工事及び調査等をいう。
以下同じ。))」を加え、同条第三項中「施工技術」

の下に「及び調査等に関する技術」を加え、「それ
を」それらに改め、同条第四項中「公共工事の発
注者(第二十四条を除き、以下を「公共工事等の
発注者(以下単に「工事」を「工事等」に改
め、同条第五項中「で工事」を「工事等」に改め、
「鑑み」の下に「地盤の状況に関する情報その他の
の工事等に必要な情報」が的確に把握され」を、
「工夫」の下に「が活用されること」を加え、同条第七
項中「の育成及び確保について配慮がなされる」を
「が育成され、及び確保されるとともに、災害応
急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円
滑に実施される体制が整備される」に改め、同条
第十項を削り、同条第九項中「並びに」の下に「公
共工事等」を加え、「公共工事」を「公共工事等
」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項
中「当たっては」の下に「公共工事等」を加え、
「公共工事の適正な施工」を「公共工事等の適正な
実施」に、「受注者」を「公共工事等の受注者(以下
単に「受注者」という。))」に、「建設業者」を「建設業
者等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七
項の次に次の一項を加える。

8 公共工事の品質は、これを確保する上で公共
工事等の受注者のみならず下請負人及びこれら
の者に使用される技術者、技能労働者等がそれ
ぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事
等における請負契約(下請契約を含む。)の当事
者が、各々の対等な立場における合意に基づい
て、市場における労務の取引価格、健康保険法
(大正十一年法律第七十号)等の定めるところに
より事業主が納付義務を負う保険料(第八条第
二項において単に「保険料」という。)等を的確に
反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又
は調査等の履行期(以下「工期等」という。)を定
める公正な契約を締結し、その請負代金をでき
る限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこ
れを履行するとともに、公共工事等に従事する
者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛
生その他の労働環境の適正な整備について配慮

がなされることにより、確保されなければならない。

第三条第十一項中「調査(点検及び診断を含む。

以下同じ。)及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その「を」調査等の「に」、「活用されること等により、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければ」を「活用されなければ」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の前に次の一項を加える。

11 公共工事の品質確保に当たっては、調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術の活用等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮されなければならない。

第七条の見出し中「発注者」を「発注者等」に改め、同条第一項中「配慮しつつ」の下に公共工事等の「を」を加え、「工事」を「工事等」に、「工事中及び完成時の施工状況」を「工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況(以下「施工状況等」という。))」に改め、同項第一号中「公共工事を施工する」を「公共工事等を実施する」に、「施工」を「健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施」に改め、同項第二号中「付するとき」の下に「災害により通常の積算の方法によつては適正な予定価格の算定が困難と認めるとき」を加え、「当該入札」を「入札」に、「工事」を「工事等」に改め、同項第六号を同項第九号とし、同項第五号中「施工条件」を「施工条件又は調査等の実施の条件」に、「施工条件」を「施工条件又は調査等の実施の条件」に、「工期」を「工期等」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用そ

の他の必要な措置を適切に講ずること。

第七条第一項第五号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であつて専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

第七条第一項第四号の次に次の二号を加える。

五 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三第二項に規定する繰越明許費又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条第二項に規定する繰越明許費をいう。第七号において同じ。)又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百四十四条に規定する債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

六 公共工事等にに従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること。

第七条第一項第四号を削り、同項第三号中「公共工事の適正な施工」を「公共工事等の適正な実施」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊

急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。

第七条第二項中「公共工事の施工状況の」を「公共工事等の施工状況等及びその」に改め、同条第三項中「ため」の下に「その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保」を加え、「図るよう」を「図るよう」に改め、同条に次の二項を加える。

4 発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の三十七に規定する建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。

5 国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。

第八条の見出し中「受注者」を「受注者等」に改め、同条第一項中「公共工事の」を削り、「公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない」を「公共工事等を適正に実施しなれば」に改め、同条第二項中「公共工事の受注者」を「受注者」に、「施工する」を「実施する」に、「公共工事の適正な」を「公共工事等の適正な」に改め、「向上」の下に「情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上」を、「賃金」の下に「労働時間」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

第九条第三項中「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。」を削る。

第十二条中「公共工事」を「公共工事等」に、「工事の経験、施工状況」を「工事等の経験、施工状況等」に改め、「技術者の経験」の下に「又は有する資格」を加える。

第十三条中「公共工事」を「公共工事等」に、「おける工事」を「おける工事等」に改める。

第十四条中「公共工事」を「公共工事等」に改める。

第十五条の見出し中「競争参加者」を「競争参加者等」に改め、同条第一項ただし書中「公共工事」を「公共工事等」に、「限りでは」を「限りで」に改め、同条第三項及び第四項中「公共工事」を「公共工事等」に改め、同条第五項ただし書中「限りでは」を「限りで」に改め、同条に次の二項を加える。

6 発注者は、その発注に係る公共工事に関する調査等の契約につき競争に付さないときは、受注者となろうとする者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事に関する調査等の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

7 第二項から第五項まで(同項ただし書を除く。)の規定は、前項に規定する場合において、

技術提案がされたときについて準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第六項」と、第三項及び第四項中「競争に付された公共工事等」とあるのは「競争に付されなかった公共工事等」とあるのは「競争に付されなかった公共工事等」とあるのは「受注者」と読み替えるものとする。

第十六条中「施工技術」の下に「又は調査等の技術」を加え、「公共工事」を「公共工事等」に改める。

第十八条第一項中「公共工事」を「公共工事等」に、「当該工事」を「当該工事等」に改める。

第二十条各号列記以外の部分中「公共工事」を「公共工事等」に改め、同条第一号中「工期」を「工期等」に、「公共工事」を「公共工事等」に改め、同条第二号中「公共工事」を「公共工事等」に改め、同条第三号中「建設業者」を「建設業者等」に改める。

第二十一条の見出し中「活用」を「活用等」に改め、同条第一項中「公共工事」を「公共工事等」に改め、同条第四項中「協力」の下に、「発注関係事務に關し助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用の促進」を加える。

第二十二条中「公共工事」を「公共工事等」に改める。

第二十四条の見出し中「調査及び設計の品質確保」を「調査等に係る資格等に関する検討」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「調査及び設計」を「調査等」に改め、同項を同条とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その

結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和元年六月六日

内閣委員長 石井 正弘

参議院議長 伊達 忠一 殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、成年被後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保護人等の権利が尊重され、成年被後見人又は被保護人であることを理由に不当に差別されないよう、国家公務員法等において定められている成年被後見人又は被保護人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図ろうとするものであって、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 成年被後見制度の利用促進を図るため、地域連携ネットワークの整備等、同制度の利用者や親族後見人等を支援する体制を構築することにより、利用者の意思決定支援・権利擁護及び不正の発生の未然防止を図るとともに、制度の運用上の課題の把握・開示、関係機関における情報共有など、制度の透明性を高めるよう努めること。

と。

二 成年被後見制度を、同制度の利用者がメリットを実感できるものとするため、高齢者及び障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方などを始めとした制度全般の運用等に係る検討において、高齢者及び障害者の意見が反映されるようにすること。

三 成年被後見人等の事務の監督体制を強化し、成年被後見人等による不正行為の防止をより実効的に行うため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を十分に講ずること。

四 市区町村が実施する成年被後見制度の利用の促進に関する施策についての基本計画の策定や、地域連携ネットワークの構築に資する中核機関の整備などの取組に対し、適切な支援を講ずること。

五 障害者の権利に関する条約第十二条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるよう、現状の問題点の把握を行い、それに基づき、必要な社会環境の整備等を図ること。

六 障害者の権利に関する条約第三十九条による障害者の権利に関する委員会からの提案及び一般的な性格を有する勧告が行われたときには、障害者を代表する団体の参画の下で、当該提案及び勧告に基づく現状の問題点の把握を行い、関連法制度の見直しを始めとする必要な措置を講ずること。

七 成年被後見制度利用促進専門会議等を始めとして、障害者の権利に関する条約の実施及びその監視に当たっては、同条約第四条第三項及び第三十三条第三項の趣旨に鑑み、障害者を代表する団体の参画を一層推進していくこと。

八 障害者を代表する団体からの聴き取り等を通じて成年被後見人、被保護人及び被補助人の制度利用に関する実態把握を行い、保佐及び補助の制度の利用を促進するため、必要な措置を講ずること。

九 本法による改正後の諸法において各資格等の欠格事由を省令で定めることとされている場合には、障害者の権利に関する条約や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に抵触することのないようにするとともに、その制定に当たっては、障害者の意見が反映されるようにすること。

十 障害者の社会参加におけるあらゆる社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供について今後も検討を行うこと。

十一 本法成立後も「心身の故障」により資格取得等を認めないことがあることを規定している法律等について、当該規定の施行状況を勘案し今後調査を行い、必要に応じて、当該規定の廃止等を含め検討を行うこと。

右決議する。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(第百九十六回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よってこれを送付する。

令和元年五月二十一日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一 殿

(小字及び一は衆議院修正)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章 内閣官房関係(第一条・第二条)

第二章 内閣府関係等

令和元年六月七日 参議院会議録第二十四号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

第一節 本府関係等(第三条―第八条)

第二節 国家公安委員会関係(第九条―第十六条)

第三節 個人情報保護委員会関係(第十七条―第十八条)

第四節 金融庁関係(第十九条―第三十九条)

第五節 消費者庁関係(第四十条)

第三章 総務省関係(第四十一条―第四十九条)

第四章 法務省関係(第五十条―第五十九条)

第五章 財務省関係(第六十条―第六十六条)

第六章 文部科学省関係(第六十七条―第七十三条)

第七章 厚生労働省関係(第七十四条―第七十七条)

第八章 農林水産省関係(第七十八条―第一百六条)

第九章 経済産業省関係(第一百七条―第一百四十条)

第十章 国土交通省関係(第一百四十一条―第一百六十五条)

第十一章 環境省関係(第一百六十六条―第一百七十三条)

第十二章 防衛省関係(第一百七十四条)

附則

第一章 内閣官房関係

(国家公務員法の一部改正)

第一条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「且」を「かつ」に、「中から」を「うちから」に改め、「これを」を削り、同条第二項中「これを」を削り、同条第三項第一号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「犯し」を「犯し」に改め、同項第三号中「第三十八号第三号又は第五号」を「第三十八号第二号又は第四号」に改め、同条第四項中「もつ」を「有する」に、「の定める」を「定める」に改め、同条第五項中「その中」を「そのうち」に、「同一政党」

を「同一の政党」に改める。

第二十七条の見出しを「平等取扱いの原則」に改め、同条中「すべて」を「全て」に、「第三十八号第五号に規定する」を「第三十八号第四号に該当する」に、「の外」を「ほか」に改める。

第三十八条中「の定める」を「定める」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「又は」を「又はその」に改め、同条を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「犯し」を「犯し」に改め、同条を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

第七十六条中「の」を「(第二号を除く。のいづれか)」に、「の定める」を「定める」に、「除いては」を「除くほか」に改める。

(医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部改正)

第二条 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第八号第三項第一号ハ(1)を次のように改める。

(1) 心身の故障により匿名加工医療情報作成事業を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの

第二章 内閣府関係等

第一節 本府関係等

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第三条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十号第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十号中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

もの

第四十三号の二及び第四十三号の三中「第二十条第五号」を「第二十条第四号」に改める。

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正)

第四条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第九号第五号中「イ」を削り、「ロをイとし、ハからホまでをロからニまでとし、ヘの前に次のように加える。

ホ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第五条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十二号の五第四項第一号を次のように改める。

一 心身の故障により国家戦略特別区域限定保育士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第十九号の二第一項中「同法第三十八号第一号に該当する場合を除く。」を削り、

(人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の一部改正)

第六号 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(平成二十八年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五号第三号を次のように改める。

三 心身の故障により人工衛星等の打上げを適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

第二十一条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により人工衛星の管理を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

(衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律の一部改正)

第七号 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律(平成二十八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号を次のように改める。

四 心身の故障により衛星リモートセンシング装置の使用を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

第二十一条第三項第一号二を次のように改める。

二 心身の故障により衛星リモートセンシング記録の取扱いを適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

(国会職員法の一部改正)

第八条 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同条を同条第三号とする。

第十号中「の」を「(第二号を除く。のいづれか)」に改める。

第二節 国家公安委員会関係

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第九条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第四条第一項第九号中「第七号の二」を「第九号」に改め、同条を同項第十一号とし、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号の二中「第六号」を「第七号」に改め、同条を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七

号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

第二十四条第二項第二号中「第七号の二」を「第四号まで又は第六号から第九号」に改め、同項に次の一号を加える。

三 心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

第二十四条第五項中「第二項第二号」の下に「若しくは第三号」を加える。

第三十一条の二十三の表第四号第一項第五号及び第六号の項中「第四号第一項第五号及び第六号」を「第四号第一項第六号及び第七号」に改める。

第四十一条の二中「第四号第一項第四号」を「第四号第一項第四号又は第五号」これらの規定をに改める。

(古物営業法の一部改正)

第十条 古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第四号第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第四条第十号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号ただし書中「第十号」を「第十一号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

第六条第一項第二号中「第九号」を「第十号」に改める。

第十三条第二項に次の一号を加える。

三 心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

第十九条の次に次の一条を加える。

(古物営業に関し行つた行為の取消しの制限)

第十九条の二 古物商(個人に限り、未成年者を除く)が古物営業に関し行つた行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。

(質屋営業法の一部改正)

第十一条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号を削り、同項第四号中「又は成年被後見人」を削り、同号ただし書中「前三号、第六号及び第九号」を「前各号、第七号及び第十号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 心身の故障により質屋の業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

第三条第一項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第一号から第六号まで」を「次に改め、同号に次のように加える。

イ 第一号から第三号まで又は第五号から第七号までのいずれかに該当する者

ロ 心身の故障により管理者の業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

第三条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十一条を削り、第十二条を第十一条とする。

第十三条中「年齢」を「年齢」に、「疑が」を「疑いが」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条の前の見出しを削り、同条中「左」を「次に」に改め、同条第四号中「年齢」を「次に」に改め、同条第十三条とし、同条の前に見出しとして「帳簿」を付する。

第十五条第二項中「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。

第十七条第一項中「左の」を「次の」に、「見易い」を「見やすい」に改め、同項第四号中「前各号」を「前三号」に、「の外を」のほかに改め、同条第三項中「異なり、且つ」を「異なり、かつ」に改め、同条を第十六条とする。

第十八条第二項中「受取り」を「受取」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第十八条とする。

第二十条第一項中「因り」を「より」に、「き損し」を「毀損し」に改め、同条第二項中「責に」を「責めに」に、「因り」を「より」に改め、同条第三項中「責に」を「責めに」に、「因り」を「より」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条第一項中「その物」を「盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物」第二十三条において「盗品等」という。に改め、同条を第二十号とし、同条の次に次の一条を加える。

(質屋営業に関し行つた行為の取消しの制限)

第二十一条 質屋(個人に限り、未成年者を除く)が質屋営業に関し行つた行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。

第二十三条の見出しを「差止め」に改め、同条中「その物」を「盗品等」に改める。

第二十四条の見出しを「立入検査」に改め、同条第一項中「第十四条」を「第十三条」に改め、同条第二項中「呈示し」を「提示し」に改める。

第二十五条第一項第二号中「第五号若しくは第八号」を「第四号、第六号若しくは第九号」に、「第六号」を「第七号」に改め、同項第三号中「質屋」を「未成年者である質屋の」に、「若しくは第六号」を「第四号若しくは第七号」に、「第六号まで」を「第七号まで」に改め、同項第四号ただし書中「又は成年被後見人」を削る。

第二十八条第四項中「第十四条、第十五条、第十八条」を「第十三条、第十四条、第十七条」に改める。

第三十一条中「第十二条」を「第十一条」に改める。

第三十二条中「第十三条前段、第十四条、第十五条第一項又は第二十一条第二項」を「第十二条前段、第十三条、第十四条第一項又は第二十一条第二項」に改める。

第三十三条中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号中「第十五条第二項、第十七条第一項」を「第十四条第二項、第十六条第一項」に改め、同条第二号中「立入」を「立入り」に改める。

第三十四条中「第二十一条第三項」を「第二十条第三項」に改める。

(道路交通法の一部改正)

第十二条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の八第三項第二号イを次のように改める。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五十一条の八第三項第二号ロ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号亦中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

(警備業法の一部改正)

第十三条 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

(自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第十四条 自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第三条第八号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同条第五号ただし書中「第八号」を「第九号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により自動車運送代行業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

第七条第一項第二号中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改める。

第十四条第一項中「第三条第一号から第四号まで」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第三条第一号から第四号までのいずれかに該当する者

二 心身の故障により運送代行業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

第十四条第二項中「前項に規定する」を「前項各号のいずれかに該当する」に改める。

第二十四条第一項第三号中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改める。

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正)

第十五条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は」を削り、「受け」を「受けて」に改め、同条第六号イ中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障によりインターネット異性紹介事業を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

(探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第十六条 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第三条第六号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により探偵業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

第三節 個人情報保護委員会関係

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第十七条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の六第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第十八条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の六第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 心身の故障により前条第一項の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの

第四節 金融庁関係

(無尽業法の一部改正)

第十九条 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の二第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第三十五条の二第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)

第二十条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第十二条の二第一項第四号ロ中「破産者で復

権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(金融商品取引法の一部改正)

第二十一条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の四第一項第二号イを次のように改める。

イ 心身の故障により金融商品取引業に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

第二十九条の四第一項第五号二(1)を次のように改める。

(1) 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者(心身の故障により株主の権利を行使することについて代理人を置く者にあつては、当該代理人が当該内閣府令で定める者又は第二号ロからリまでのいずれかに該当する者であるものに限る。)

第二十九条の四第一項第五号ホ(3)中「第二号イからリまでの」を「次の」に改め、同号ホ(3)に次のように加える。

(イ) 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者

(ロ) 第二号ロからリまでのいずれかに該当する者

第六十四条の四第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第二十九条の四第一項第二号イ」を「第二十九条の四第一項第二号ロ」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十九条の四第一項第二号イに該当するおそれがあるものとして内閣府令で定める場合に該当することとなつたとき。

第六十六条の三十第一項第三号中「第二十九

条の四第一項第二号イからりまでの「を」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障により信用格付業に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

ロ 第二十九條の四第一項第二号ロからりまでのいづれかに該当する者

第六十六條の四十二第二項中「第二十九條の四第一項第二号イからりまでのいづれかを」を「第六十六條の三十第一項第三号イ若しくはロ」に、「同号イからりまでのいづれかを」を「同号イ若しくはロ」に改める。

第六十六條の五十三第五号イ中「第二十九條の四第一項第二号イからりまでの」を「次の」に改め、同号イに次のように加える。

(1) 心身の故障により高速取引行為に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

(2) 第二十九條の四第一項第二号ロからりまでのいづれかに該当する者

第六十六條の五十三第六号イ中「第二十九條の四第一項第二号イを」を「第二十九條の四第一項第二号ロに」、「又は」を「若しくは」に改め、「除く。」の下に「又は前号イ(1)を加える。」

第六十六條の六十三第二項中「第二十九條の四第一項第二号イからりまでのいづれかを」を「第六十六條の五十三第五号イ(1)若しくは(2)に」、「同号イからりまでのいづれかを」を「同号イ(1)若しくは(2)」に改める。

第六十七條の四第二項第二号中「第二十九條の四第一項第二号イからりまでの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 第二十九條の四第一項第二号ロからりまでのいづれかに該当する者

第六十九條第五項中「第二十九條の四第一項第二号イからりまでのいづれかを」を「第六十七條の四第二項第二号イ又はロ」に改める。

第七十九條の三十一第一項第三号中「第二十九條の四第一項第二号イからりまでの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令・財務省令で定める者

ロ 第二十九條の四第一項第二号ロからりまでのいづれかに該当する者

第七十九條の三十六第五項中「第二十九條の四第一項第二号イからりまでのいづれかを」を「第七十九條の三十一第一項第三号イ又はロ」に改める。

第八十二條第二項第三号イ中「第二十九條の四第一項第二号イを」を「第二十九條の四第一項第二号ロに」改める。

第九十八條第四項中「第二十九條の四第一項第二号イからりまで又は会社法第三百三十一條第一項第三号」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二 第二十九條の四第一項第二号ロからりまで又は会社法第三百三十一條第一項第三号のいづれかに該当する者

第一百一條の十八第二項第一号中「第二十九條の四第一項第二号イを」を「第二十九條の四第一項第二号ロに」改める。

第二百二條の二十三第四項中「第二十九條の四第一項第二号イからりまで又は会社法第三百三十一條第一項第三号」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める

者

二 第二十九條の四第一項第二号ロからりまで又は会社法第三百三十一條第一項第三号のいづれかに該当する者

第四百一一條第二項第一号中「第二十九條の四第一項第二号イを」を「第二十九條の四第一項第二号ロに」改める。

第五百五十五條の三第二項第四号中「第八十二條第二項第三号イ、ロ又はホの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障により外国市場取引に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

ロ 第八十二條第二項第三号イ、ロ又はホに該当する者

第五百五十六條の十四第一項中「第八十二條第二項第三号イからりまで」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二 第八十二條第二項第三号イからりまでのいづれかに該当する者

第五百五十六條の三十一第一項中「第八十二條第二項第三号イ、ロ又はホを」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二 第八十二條第二項第三号イ、ロ又はホに該当する者

第五百五十六條の三十九第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

定を受けて復権を得ない者」に改め、同号八中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第五百五十六條の六十七第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第五百五十六條の六十七第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号八中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(公認会計士法の一部改正)
第二十二條 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第一号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第二号及び第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第四号中「破産者であつて」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

第三十四條の十の十第二号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号中「破産者であつて」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)
第二十三條 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第五條の四第三号を次のように改める。

三 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(船主相互保険組合法の一部改正)
第二十四條 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項第三号イを次のように改める。

令和元年六月七日 参議院会議録第二十四号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

三〇

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十七条第一項第三号ロ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ホ中「又は成年被後見人」を削る。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第二十五条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

(信用金庫法の一部改正)

第二十六条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第三号を次のように改める。

三 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第八十五条の十二第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第八十五条の十二第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

(長期信用銀行法の一部改正)

第二十七条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条の八第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(労働金庫法の一部改正)

第二十八条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第三号を次のように改める。

三 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第八十九条の十三第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第八十九条の十三第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

(銀行法の一部改正)

第二十九条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)を次のように改める。

(1) 心身の故障のため電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第五十二条の六十一の五第一項第三号ロ中「前号ロ(1)」を「前号ロ(2)」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 心身の故障により電子決済等代行業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

第五十二条の六十二第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第五十二条の六十二第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

(貸金業法の一部改正)

第三十条 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 心身の故障により貸金業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六条第一項第九号中「第一号から第七号までの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 第二号から第七号までのいずれかに該当する者

第六条第一項第十号中「第一号から第七号までの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 第二号から第七号までのいずれかに該当する者

第二十四条の二十七第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 心身の故障のため貸金業務取扱主任者の職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十四条の二十九第二号中「その後見人又は保佐人」を「本人又はその法定代理人若しくは同居の親族」に改める。

第二十八条第二項第二号中「第六条第一項第一号から第六号までの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 第六条第一項第二号から第六号までのいずれかに該当する者

第三十九条第五項中「第六条第一項第一号から第六号までの」を「次の」に改め、同項に次の各号を加える。

一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二 第六条第一項第二号から第六号までのいずれかに該当する者

第四十一条の十三第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第四十一条の十三第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第四十一条の三十九第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第四十一条の三十九第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(保険業法の一部改正)

第三十一条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第三百三十一条第一項第

三号」を「第三百三十一條第一項に、「同号」を「同法第三百三十一條第一項第二号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者」とあるのは「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者」と、同項第三号に、「あるのは」を「あるのは」に改める。

第五十三條の二第一項を次のように改める。

第十二條第一項の規定により読み替えて適用する会社法第三百三十一條第一項の規定は、相互会社の取締役について準用する。この場合において、同項第三号中「第二十号の罪」とあるのは「第二十号の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九條、第五百五十條、第五百五十二條から第五百五十五條まで若しくは第五百五十七條の罪」と、第六十九條の罪、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百六十六條、第二百六十七條、第二百六十九條から第二百七十一條まで若しくは第二百七十二條の罪とあるのは「第六十九條の罪」と読み替えるものとする。

第五十四條の七第四項中「金融商品取引法の下に（昭和二十三年法律第二十五号）」を加える。

第四百四十八條第四項中「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の下に「（平成十八年法律第四十八号）」を加える。

第二百七十四條第六項中「第三百三十一條第一項第三号」を「第三百三十一條第一項に、「同号」を「同項第二号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者」とあるのは「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者」と、同項第三号に、「あるのは」を「あるのは」に改める。

第二百六十五條の十六第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令・財務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二百六十五條の十六第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二百六十五條の二十八第一項第八号中「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」の下に「（平成八年法律第九十五号）」を加え、同項第九号中「破産法の下に（平成十六年法律第七十五号）」を、「外国倒産処理手続の承認援助に関する法律」の下に「（平成十二年法律第二百二十九号）」を加える。

第二百七十二條の三十三第一項第一号ハ(3)中「会社法第三百三十一條第一項第二号（取締役の資格等）若しくは」を削り、「同法第三百三十一條第一項第三号」を「会社法第三百三十一條第一項第二号若しくは第三号（取締役の資格等）」に改め、同項第二号ハ(1)を次のように改める。

(1) 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者（心身の故障により株主の権利を行使することについて代理人を置く者にあつては、当該代理人が当該内閣府令で定める者、第十二條第一項の規定により読み替えて適用する会社法第三百三十一條第一項第三号に掲げる者又は第二百七十二條の四第一項第十号イからへまでのいずれかに該当する者であるものに限る。）

第二百七十二條の三十三第一項第二号ハ(2)中「会社法第三百三十一條第一項第二号若しくは」を削り、「同法」を「会社法」に改める。

第二百七十九條第一項第一号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 心身の故障により保険募集に係る業務を

適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

第二百七十九條第一項第九号中「第一号から第六号までの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 第一号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当する者

第二百八十九條第一項第一号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 心身の故障により保険募集に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

第二百八十九條第一項第九号中「その役員又は保険募集を行う使用人のうちに第一号から第七号までの」を「次の」に改め、「者のある」を削り、同号に次のように加える。

イ 役員の中に次のいずれかに該当する者のあるもの

(1) 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

(2) 第一号から第四号まで、第六号又は第七号のいずれかに該当する者

ロ 保険募集を行う使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの

第三百八條の二第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第三百八條の二第二項第四号ロ中「破産者で

復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第三十二條 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第七十條第一項第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(社債、株式等の振替に関する法律の一部改正)

第三十三條 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定めるもの

第三條第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第二百八十五條第三項中「第四條第二項第七号」を「第三條第一項第四号イ、第四條第二項第七号」に改める。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)

第三十四條 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三條第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令・財務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十三條第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(信託業法の一部改正)

第三十五条 信託業法(平成十六年法律第五百十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第八号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため信託業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第五条第二項第八号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第九号イを次のように改める。

イ 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者(心身の故障により株主の権利を行使することについて代理人を置く者にあつては、当該代理人が当該内閣府令で定める者又は前号ロからチまでのいずれかに該当する者であるものに限る。)

第五条第二項第十号ハ中「第八号イからチまでの」を「次の」に改め、同号ハに次のように加える。

(1) 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者

(2) 第八号ロからチまでのいずれかに該当する者

第七十条第一号中「第五条第二項第八号イからチまでの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障により信託契約代理業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

ロ 第五条第二項第八号ロからチまでのいずれかに該当する者

第七十条第二号ロ中「第五条第二項第八号イからチまでの」を「次の」に改め、同号ロに次のように加える。

(1) 心身の故障のため信託契約代理業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

(2) 第五条第二項第八号ロからチまでのいずれかに該当する者

第八十五条の二第二項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第八十五条の二第二項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(保険業法等の一部を改正する法律の一部改正) 第三十六条 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第七項第一号ホ(3)中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第八項中「第六十五条第一項第三号」を「第六十五条第一項に改め、(含む)の下に」。

附則第三十四条の二第二項において同じ)を加え、「同号」を「同法第六十五条第一項第二号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者」とあるのは「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者」と、同項第三号に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、同条第十三項第五号中「すべて」を「全て」に改める。

附則第三十四条の二第二項中「附則及び」を「附則」に改め、「保険業法の下に」及び「附則第二号第八項の規定により読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第六十五条第一項を加える。

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正) 第三十七条 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部を次のように改

正する。
第六十条の六第一項第二号ロ(1)を次のように改める。

(1) 心身の故障のため商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第六十条の六第一項第三号ロ中「前号ロ(1)」を「前号ロ(2)」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 心身の故障により商工組合中央金庫電子決済等代行業を適正に行うことができない者として主務省令で定める者

(電子記録債権法の一部改正) 第三十八条 電子記録債権法(平成十九年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため電子債権記録に係る職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

(資金決済に関する法律の一部改正) 第三十九条 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第九号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため前払式支払手段の発行の業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第四十条第一項第十号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため資金移動業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第六十三条の五第一項第十号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため仮想通貨交換業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
第六十六条第二項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第九十九条第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第五節 消費者庁関係

(独立行政法人国民生活センター法の一部改正) 第四十条 独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第二号とする。

第三章 総務省関係

(地方自治法の一部改正) 第四十一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の二十八第二項中「又は」を「又は」に改め、同条第三項第一号を削り、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「処せられた者であつて」を「処せられ」に、「もの」を「者」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「破産者であつて」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「者で」を「者で」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の項及び歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)の項中「第七条第五項及び第九項前段、

第七十条第一号中「第五条第二項第八号イからチまでの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

同条第十一項及び第十二項を「第七條第四項及び第八項前段、同条第十項及び第十一項」に、「第七條第六項」を「第七條第五項」に、「第七條第九項後段」を「第七條第八項後段」に改め、同表薬剤師法(昭和三十五年法律第四百六十六号)の項中「第八條第六項及び第十項前段、同条第十二項及び第十三項」を「第八條第五項及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項」に、「第八條第七項」を「第八條第六項」に、「第八條第十項後段」を「第八條第九項後段」に改める。

(郵便法の一部改正)

第四十二條 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十條中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「禁錮」を「禁固」に改め、同条を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第六十二條中「会社の使用人でなくなつた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 会社の使用人でなくなつた場合
- 二 心身の故障により認証事務を適正に行うことができない者として総務省令で定めるものに該当すると認められる場合

(地方税法の一部改正)

第四十三條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四百七條第一号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同条第三号中「禁錮」を「禁固」に、「処せられた者であつて」を「処せられ、」に、「終わつてから」を「終わりに」に、「二年を二年」に改め、同条に次の一号を加える。

- 五 心身の故障により固定資産評価員の職務を適正に行うことができない者として総務省令で定めるもの

(地方公務員法の一部改正)

第四十四條 地方公務員法(昭和二十五年法律第

二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第九條の二第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「第十六條第二号、第三号若しくは第五号の二」を「第十六條第一号、第二号若しくは第四号のいずれかに」に、「犯し」を「犯し、」に改め、同条第五項中「においては」を「には」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第七項中「外」を「ほか、」に改め、同条第八項中「第十六條第二号、第四号又は第五号の二」を「第十六條第一号、第三号又は第四号のいずれかに」に改め、同条第十項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第十二項中「規定は、」を「規定は、」に、「に、」を「について、」に、「に準用する」を「について、それぞれ準用する」に改める。

第十三條の見出しを「平等取扱ひの原則」に改め、同条中「すべて」を「全て」に、「第十六條第五号に規定する」を「第十六條第四号に該当する」に、「外」を「ほか、」に、「差別されては」を「差別されては」に改める。

第十六條中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第四号中「犯し」を「犯し、」に改め、同条を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

第二十八條第二項中「左の各号の二に該当する場合においては」を「次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは」に、「反して」を「反して、」に改め、同条第三項中「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか、」に改め、同条第四項中「第三号」を「第二号」に、「一に」を「いづれかに」に、「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか、」に改める。

(行政書士法の一部改正)

第四十五條 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二條の二第二号を削り、同条第三号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、

「もの」を「者」に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号中「禁錮」を「禁固」に、「処せられた者で」を「処せられ、」に、「もの」を「者」に改め、同条を同条第三号とし、同条中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第八号中「経過しない者」を「経過しないもの」に改め、同条を同条第七号とする。

第七條第一項第一号中「第五号」を「第四号」に、「第七号」を「第六号」に、「第八号」を「第七号」に改め、同条第三項中「抹消に」を「抹消について」に改める。

(地方公営企業法の一部改正)

第四十六條 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第七條の二第二項第一号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁固」に改め、同条第十項中「一に」を「いづれかに」に改める。

(旧市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第四十七條 旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)附則第二條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法の一部を次のように改正する。

第五條の六第六項第一号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁固」に改め、同条第十一項中「又は」を「又はに」に改める。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第四十八條 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁固」に改め、同条第十一項中「又は」を「又はに」に改める。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正)

第四十九條 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十條第一号を次のように改める。

一 心身の故障により官民競争入札対象公共サービスを適正かつ確実に実施することができない者として総務省令で定めるもの

第四章 法務省関係

(弁護士法の一部改正)

第五十條 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七條第一号中「禁錮」を「禁固」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「破産者であつて」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同条を同条第四号とする。

第十七條第一号及び第三十條の二十二第四号中「第七條第一号又は第三号から第五号まで」を「第七條各号(第二号を除く)」に改める。

第三十三條第二項第六号中「よる登録取消しの請求」の下に「及びその実施のために必要な手続」を加える。

(司法書士法の一部改正)

第五十一條 司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五條第一号中「禁錮」を「禁固」に改め、同条第二号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十條第一項第二号中「身体又は精神の衰弱」を「心身の故障」に改める。

第十五條第一項第四号中「第五條各号」の下に「(第二号を除く)」を加える。

第十六条第一項第二号中「身体又は精神の衰弱」を「心身の故障」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 司法書士が心身の故障により業務を行うことができないおそれがある場合として法務省令で定める場合に該当することとなつたときは、その者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、遅滞なく、当該司法書士が所属する司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会にその旨を届け出るものとする。

(保護司法の一部改正)

第五十二条 保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条に次の一号を加える。

三 心身の故障のため職務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの
第十二条第四項ただし書中「又は第二号」を削る。

(土地家屋調査士法の一部改正)

第五十三条 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十条第一項第二号中「身体又は精神の衰弱」を「心身の故障」に改める。

第十五条第一項第四号中「第五条各号」の下に「第二号を除く。」を加える。

第十六条第一項第二号中「身体又は精神の衰弱」を「心身の故障」に改め、同条第三項を同条

第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 調査士が心身の故障により業務を行うことができないおそれがある場合として法務省令で定める場合に該当することとなつたときは、その者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、遅滞なく、当該調査士が所属する調査士会を経由して、調査士会連合会にその旨を届け出るものとする。

(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正)

第五十四条 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ニ中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

(更生保護事業法の一部改正)

第五十五条 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号を削り、同条第二号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条に次の一号を加える。

五 心身の故障のため職務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの
(債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正)

第五十六条 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第七号イを次のように改める。
イ 心身の故障により債権管理回収業に係る業務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの

第五条第七号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正)
第五十七条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第一項中第五号を削り、第六号を第五号とする。

(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正)

第五十八条 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第七号第一号を次のように改める。

一 心身の故障により民間紛争解決手続の業務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの
第七号第三号を次のように改める。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第七号第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第七号中「及び」の下に「第二項第一号並びに」を加え、「第九号」を「第九号及び第十三条第二項第一号」に改める。

第十三条の見出しを「変更等の届出」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる者が心身の故障により認証紛争解決手続の業務を適正に行うことができないおそれがある場合として法務省令で定める場合に該当するに至つたときは、当該各号に定める者は、法務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出

るものとする。

一 法人である認証紛争解決事業者の役員又は第七号第九号の政令で定める使用人 当該認証紛争解決事業者

二 個人である認証紛争解決事業者 当該認証紛争解決事業者又はその法定代理人若しくは同居の親族

三 個人である認証紛争解決事業者の第七号第十号の政令で定める使用人 当該認証紛争解決事業者

(信託法の一部改正)

第五十九条 信託法(平成十八年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第七号中「又は成年被後見人若しくは被保佐人」を削る。

第五十六条第一項ただし書中「ただし」の下に「第二号又は」を加える。

第二百二十四条第一号中「又は成年被後見人若しくは被保佐人」を削る。

第五章 財務省関係

(税理士法の一部改正)

第六十条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号を次のように改める。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
第四条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十四条第六号ロ中「第四条第四号から第十一号まで」を「第四条第三号から第十号まで」に改める。

第二十六条第一項第四号中「第十号」を「第九号」に改める。

(酒税法の一部改正)

第六十一条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「又は成年被後見人、被保佐

人若しくは被補助人を削り、同条第十号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第六十二条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第八十六条の九第二項第一号中「又は成年被後見人若しくは被保佐人を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 心身の故障により酒類販売管理者の職務を適正に行うことができない者として財務省令で定めるものに該当する場合

(通関業法の一部改正)

第六十三条 通関業法(昭和四十二年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号及び第二号を次のように改める。

一 心身の故障により通関業務を適正に行うことができない者として財務省令で定めるもの

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(たばこ事業法の一部改正)

第六十四条 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第十三条第三号を次のように改める。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十三条第四号中「一」を「いずれかに」に改め、同条第五号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第十五条の見出し中「変更」を「変更等」に改め、同条中「第十一条第二号各号に掲げる事項

に変更があつたを」次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十一条第二号各号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 その他財務省令で定めるとき。

第十七条第八号及び第二十二條第二項第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第二十三條第五号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同条第六号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同条第七号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削り、「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第三十条第一項中「第二十二條第二号各号に掲げる事項に変更があつたを」次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二十二條第二号各号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 その他財務省令で定めるとき。

第三十一条第四号中「第二十九條又は第三十条を」又は前二条に改め、同条第六号中「破産者となつた」を「破産手続開始の決定を受けた」に改め、同条第十一号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第五十二條中「第十五條の下に」(第一号に係る部分に限る。)を加え、「第三十条を」第三十条第一項(第一号に係る部分に限る。)若しくはは第二項に改める。

(塩事業法の一部改正)

第六十五条 塩事業法(平成八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第七条第一項第三号を次のように改める。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第七条第一項第五号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第九条を次のように改める。

(登録事項の変更等の届出)

第九条 塩製造業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

一 第五条第二項第一号から第三号まで又は第七号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 その他財務省令で定めるとき。

塩製造業者は、第五条第二項第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

第十六條第二項第三号及び第十九條第二項第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第四十一条中「第九条を」第九条第一項(第一号に係る部分に限る。)若しくはは第二項に改める。

(株式会社日本政策金融公庫法の一部改正)

第六十六条 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十六條第四項第三号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六章 文部科学省関係

(学校教育法の一部改正)

第六十七条 学校教育法(昭和二十二年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一号を削り、同条第二号中「禁錮」を

「禁錮」に改め、同号を同条第一号とし、同条中第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

(教育職員免許法の一部改正)

第六十八条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を削り、同項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第十条第一項第一号及び第十四條第一号中「第四号又は第七号」を「又は第六号」に改める。

第十四條の二中「第四号若しくは第七号」を「若しくは第六号」に改める。

(私立学校法の一部改正)

第六十九条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「職務の」の下に「適正な」を加える。

第三十八條第八項を次のように改める。

8 次に掲げる者は、役員となることができない。

い。

一 学校教育法第九條各号のいずれかに該当する者

二 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定め

るもの

(宗教法人法の一部改正)

第七十条 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二号を次のように改める。

二 心身の故障によりその職務を行うに当たつて必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第二十二條第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正)

第七十一条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「の各号」を削り、同項第一号を次のように改める。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十八条第一項第一号ホ中「又は成年被後見人」を削る。

(技術士法の一部改正)

第七十二条 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「次の」の下に「各号の」を加え、同条第一号を次のように改める。

一 心身の故障により技術士又は技術士補の業務を適正に行うことができない者として文部科学省令で定めるもの

第三条第二号中「禁錮」を「禁固」に改める。

(著作権等管理事業法の一部改正)

第七十三条 著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号イ及びロを次のように改める。

イ 心身の故障により著作権等管理事業者の役員の職務を適正に行うことができない者として文部科学省令で定めるもの
ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第七章 厚生労働省関係

(職業安定法の一部改正)

第七十四条 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第三号を次のように改める。
三 心身の故障により有料の職業紹介事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(働省令で定めるもの)

第三十二条中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第三十二条の六第六項及び第三十二条の九第一項第一号中「第四号から第七号まで」を「第五号から第八号まで」に改める。

第三十二条の十四中「から第八号」を「第二号及び第四号から第九号」に改める。

第三十三条第五項中「第四号から第七号まで」を「第五号から第八号まで」に改める。

第三十三条の三第二項の表第三十二条の九第一項の項中「第三十二条第四号から第七号まで」を「第三十二条第五号から第八号まで」に改める。

(児童福祉法の一部改正)

第七十五条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条の五第一号を次のように改める。

一 心身の故障により保育士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第三十四条の二十第一項中「同居人にあつては、第一号を除く。」を削り、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「同居人にあつては、同項第一号を除く。」を削る。

(大麻取締法の一部改正)

第七十六条 大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「禁錮」を「禁固」に改め、同項第三号中「成年被後見人、被保佐人又は」を削り、同項に次の一号を加える。

四 心身の故障により大麻取扱者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(旅館業法の一部改正)

第七十七条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号を次のように改める。

一 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(消費生活協同組合法の一部改正)

第七十八条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の三第一項第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

第二十九条の三第一項第四号中「禁錮」を「禁固」に改める。

(医師法の一部改正)

第七十九条 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「成年被後見人又は被保佐人」を削る。

第五条中「又は第二項」を削る。

第七条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「前項」を「同項」に、「とき」を「どき」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に、「なすに当つて」を「するに当たつて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「第五項」を「第四項」に、「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項第一号中「第二項」を「第一項」に改め、同

項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第十一項又は第十三項前段」を「第十項又は第十二項前段」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第五項又は第十一項」を「第四項又は第十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第五項」を「第四項」に、「第六項」を「第五項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第五項」を「第四項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第十三項前段」を「第十二項前段」に改め、同項を同条第十七項とする。

第七条の二第二項中「前条第二項第一号」を「前条第一項第一号」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同条第五項中「前条第十一項から第十八項まで(第十三項)」を「前条第十項から第十七項まで(第十二項)」に改める。

第七条の三第三項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第八条中「政令で」の下に「第七条第一項の処分」を加える。

第三十条の三中「第七条第五項及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項」を「第七条第四項及び第八項前段、同条第十項及び第十一項」に、「第七条第六項」を「第七条第五項」に、「第七条第九項後段」を「第七条第八項後段」に改める。

第三十二条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

(歯科医師法の一部改正)

第八十条 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「成年被後見人又は被保佐人」を削る。

第五条中「又は第二項」を削る。

第七条第一項を削り、同条第二項を同条第一

項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「前項」を「同項」に、「とき」を「とき」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に、「なすに当つて」を「するに当たつて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「第五項」を「第四項」に、「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項第一号中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第五項又は第十一項」を「第四項又は第十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第五項」を「第四項」に、「第六項」を「第五項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第五項」を「第四項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第十三項前段」を「第十二項前段」に改め、同項を同条第十七項とする。

第七條の二第二項中「前条第二項第一号」を「前条第一項第一号」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同条第五項中「前条第十一項から第十八項まで（第十三項）を「前条第十項から第十七項まで（第十二項）に改める。

第七條の三第三項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改める。

第八條中「政令で」の下に、「第七條第一項の

令和元年六月七日 参議院會議録第二十四号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

第七條の二第二項中「前条第二項第一号」を「前条第一項第一号」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同条第五項中「前条第十一項から第十八項まで（第十三項）を「前条第十項から第十七項まで（第十二項）に改める。

第七條の三第三項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改める。

第八條中「政令で」の下に、「第七條第一項の

令和元年六月七日 参議院會議録第二十四号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

第七條の二第二項中「前条第二項第一号」を「前条第一項第一号」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同条第五項中「前条第十一項から第十八項まで（第十三項）を「前条第十項から第十七項まで（第十二項）に改める。

第七條の三第三項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改める。

第八條中「政令で」の下に、「第七條第一項の

令和元年六月七日 参議院會議録第二十四号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

処分」を加える。

第二十八條の三中「第七條第五項及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項」を「第七條第四項及び第八項前段、同条第十項及び第十一項」に、「第七條第六項」を「第七條第五項」に、「第七條第九項後段」を「第七條第八項後段」に改める。

第三十條中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改める。

第三十四條第二項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に、「取消」を「取消し」に改める。

（医療法の一部改正）
第八十一條 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第四十六條の四第二項第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第八十二條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三條第二項第二号中「又は」を「又は」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 心身の故障により前項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
（社会福祉法の一部改正）

第八十三條 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十條第一項第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
（第百十五條第二項を次のように改める。

令和元年六月七日 参議院會議録第二十四号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

第七條の二第二項中「前条第二項第一号」を「前条第一項第一号」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同条第五項中「前条第十一項から第十八項まで（第十三項）を「前条第十項から第十七項まで（第十二項）に改める。

第七條の三第三項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改める。

2 第四十條第一項の規定は、配分委員会の委員について準用する。

（麻薬及び向精神薬取締法の一部改正）
第八十四條 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第三條第三項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第五十條第二項第一号中「トまで」を「ヘまで」に改め、同号口中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号中二を削り、ホをニとし、ヘをホとし、同号ト中「ヘ」を「ホ」に改め、同号トを同号ヘとする。

第五十一條第一項中「第七号」を「第六号」に改め、同条第二項中「ト」を「ヘ」に改める。

（あへん法の一部改正）
第八十五條 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十三條中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第四十二條第一項中「又は第三号」を削る。

（水道法の一部改正）
第八十六條 水道法（昭和三十三年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十五條の三第一項第三号イを次のように改める。

イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正）

第八十七條 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十三年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五條第三号ホ中「成年被後見人又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

（薬剤師法の一部改正）
第八十八條 薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四條中「成年被後見人又は被保佐人」を削る。

第六條中「又は第二項」を削る。

第八條第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、「として第二項」を「として第一項」に、「とき」を「とき」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「又は第二項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条第九項中「第六項」を「第五項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第五項又は第十一項」を「第四項又は第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第五項」を「第四項」に、「第六項」を「第五項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第十三項前段」を「第十二項前段」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第六項又は第十二項」を「第五項又は第十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第六項」を「第五項」に、「第七項」を「第六項」に、「第十二項」を「第十一項」に、「第十三項」を「第十二項」に改める。

第七條の二第二項中「前条第二項第一号」を「前条第一項第一号」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同条第五項中「前条第十一項から第十八項まで（第十三項）を「前条第十項から第十七項まで（第十二項）に改める。

第七條の三第三項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改める。

第八條中「政令で」の下に、「第七條第一項の

令和元年六月七日 参議院會議録第二十四号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

十三項を「第十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「第六項」を「第五項」に、「第十二項」を「第十一項」に、「第十四項前段」を「第十三項前段」に改め、同項を同条第十八項とする。

第八条の二第二項中「前条第二項第一号」を「前条第一項第一号」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同条第五項中「前条第十二項から第十九項まで（第十四項）を「前条第十一項から第十八項まで（第十三項）に改める。

第八条の三第一項中「第八条第二項」を「第八条第二項」に改める。

第十条中「政令で」の下に、「第八条第一項の処分」を加える。

第二十八条の三中「第八条第六項及び第十項前段、同条第十二項及び第十三項」を「第八条第五項及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項」に、「第八条第七項」を「第八条第六項」に、「第八条第十項後段」を「第八条第九項後段」に改める。

第三十条第一号中「第八条第二項」を「第八条第一項」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第八十九条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号を次のように改める。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第六号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号とし、同条第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第十四条の十第一項中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第四号中「第六号まで、第八号及び第九号の二」を「第五号まで、第七号及び第八号のいずれか」に改める。

（職業能力開発促進法の一部改正）

第九十条 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第五項第一号を次のように改める。

一 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第二十八條第五項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第三十条第六項中「第二十八條第五項各号のいずれか」を「第二十八條第五項第二号又は第三号」に改める。

第三十条の十九第二項第一号を次のように改める。

一 心身の故障によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

（労働安全衛生法の一部改正）

第九十一条 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第二項第一号を次のように改める。

一 心身の故障により労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第八十四条第二項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（作業環境測定法の一部改正）

第九十二条 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六條第一号を次のように改める。

一 心身の故障により作業環境測定士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第九十三条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四号ロを次のように改める。

ロ 事業主団体が第十八条第一項の許可を受けて建設業務有料職業紹介事業を行おうとする場合にあっては、心身の故障により建設業務有料職業紹介事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第十三条第四号ハ中「又はロ」を「から二までのいずれか」に改め、同号中ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ 構成事業主が第三十一条第一項の許可を受けて建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする場合にあっては、心身の故障により建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置を適正に実施することができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第三十条第一項の表第三十二條の十四の項中「から第八号」を「第二号及び第四号から第九号」に、「又はロ」を「及び二」に改める。

第三十二条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により建設業務労働者就業機会確保事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第三十二条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第三十六條第五項及び第四十條第一項第一号中「第四号」を「第五号」に改める。

第四十四条の表第三十六條の項中「から第八号」を「第二号及び第四号から第九号」に、「から第四号まで」を「第二号、第四号及び第五号」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正）

第九十四条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第六條第三号を次のように改める。

三 心身の故障により労働者派遣事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第六條中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十条第五項及び第十四條第一項第一号中「第四号から第七号まで」を「第五号から第八号まで」に改める。

第三十六條中「から第八号」を「第二号及び第四号から第九号」に改める。

（外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律の一部改正）

第九十五条 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第三項第二号中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改め、同項第三号を削る。

第六條第一項中「第三條第三項各号 外国看護師等にあつては、同項第二号」を「第三條第三項第二号」に改める。

第十條第二号及び第二十一條の五第二号中「第七條第二項第一号」を「第七條第一項第一号」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)

第九十六条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 心身の故障により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

附則第四条第三項第一号を次のように改める。

一 心身の故障により特定行為の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(港湾労働法の一部改正)

第九十七条 港湾労働法(昭和六十二年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により港湾労働者派遣事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第十三条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次の一号を加える。

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十七条第五項、第十八条第二項及び第二十一条第一項第一号中「第四号」を「第五号」に改める。

第二十三条の表第三十六条の項中「から第八号」を「第二号及び第四号から第九号」に、「から第四号まで」を「第二号、第四号及び第五号」に改める。

第二十八条第二項第三号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 心身の故障により第三十条に規定する業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第二十八条第二項第三号に次のように加える

ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正)

第九十八条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を次のように改める。

三 心身の故障により食鳥処理の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(介護保険法の一部改正)

第九十九条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第六十九条の二第一項第一号を次のように改める。

一 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第六十九条の二第二項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第六十九条の五第二号中「その後見人又は保佐人」を「本人又はその法定代理人若しくは同居の親族」に改める。

(精神保健福祉法の一部改正)

第一百条 精神保健福祉法(平成九年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 心身の故障により精神保健福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第三十条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

第五十六条の七第一号を次のように改める。

一 心身の故障により二種病原体等を適正に所持することができない者として厚生労働省令で定めるもの

第五十六条の七第九号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次の一号を加える。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百二条 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の二のうち社会福祉士及び介護福祉士法附則第二条を附則第九条とし、附則第一条の次に七条を加える改正規定のうち附則第三条第一号に係る部分中「成年被後見人又は被保佐人」を「心身の故障により准介護福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの」に改める。

(移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部改正)

第二百三条 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成二十四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第十八条第五号イを次のように改める。

イ 心身の故障によりその事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第十八条第五号ニ中「ハ」を「二」に改め、同号ニを同号ホとし、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十七条第一号中「ロ又はニ」を「ハからハまで又はホ」に改める。

第三十一条第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障によりその事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第三十一条第四号ニ中「ハ」を「二」に改め、同号ニを同号ホとし、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(公認心理師法の一部改正)

第四十一条第一号中「ロ又はニ」を「ハからハまで又はホ」に改める。

第一百零四条 公認心理師法(平成二十七年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 心身の故障により公認心理師の業務を適正に行うことができない者として文部科学省令・厚生労働省令で定めるもの

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百五十五条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条中「新法第六号第四号から第七号まで」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(次条並びに附則第六号第二項、第四項及び第五項において「労働者派遣法」という。)第六号第五号から第八号まで」に、「同条第四号」を「同条第五号」に、「同条第五号」に規定する当該法人の役員であつた者又は同条第六号に規定する届出をした者(当該者が法人である場合にあっては、同条第七号に規定する当該法人の役員であつた者)に「同条第六号に規定する当該法人の役

令和元年六月七日 参議院會議録第二十四号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

四〇

員であつた者)又は同条第七号に規定する届出をした者(当該者が法人である場合にあっては、同条第八号に規定する当該法人の役員であつた者)に改める。

附則第五条中「新法」を「労働者派遣法」に改める。

附則第六条第二項中「新法」を「労働者派遣法」に改め、同条第四項中「新法第六各号(第四号から第七号)を「労働者派遣法第六各号(第五号から第八号)に、「新法第四十八各号第三項」を「労働者派遣法第四十八各号第三項」に、「新法第二十三各号第三項」を「労働者派遣法第二十三各号第三項」に改め、同条第五項中「新法」を「労働者派遣法」に改める。

(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正)

第六百六条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第五号を次のように改める。

五 心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの

第十條中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同条第九号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十六條第一号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同条第五号イ中「第九号又は第十号」を「第六号、第十号又は第十一号」に改め、同条口及びハ中「第十條第十二号」を「第十條第十三号」に改める。

第四十條第二項第一号中「第十條第十号」を「第十條第十一号」に改める。

(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律の一部改正)

第七條 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第八條第一号及び第二号を次のように改める。

一 心身の故障により養子縁組あつせん事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十六條中「第二号から第四号まで」を「第一号から第三号まで」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十六條第二項中「第八條第一号」を「第八條第二号」に改める。

第八章 農林水産省関係 (農業協同組合法の一部改正)

第八條 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第三十條の四第一項第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として農林水産省令で定める者

第九十二條の六第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として、この項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別(紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。)が信用

事業等である場合にあっては主務省令で、共済事業等である場合にあっては農林水産省令で定める者

第九十二條の六第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同条第四項中「紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。」を削る。

第九十二條の八第二項中「同条第四項」を「同項第四号イ」に改める。

第九十二條の九第二項中「第九十二條の六第四項」を「第九十二條の六第一項第四号イ」に改める。

(水産業協同組合法の一部改正)

第九條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第三十四條の四第一項第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として農林水産省令で定める者

第三十四條の四第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第九十二條の六第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として、この項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別(紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等である場合にあっては主務省令で、共済事業等である場合にあっては農林水産省令で定める者

第九十二條の六第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同条第四項中

「紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。」を削る。

第九十二條の八第二項中「同条第四項」を「同項第四号イ」に改める。

第九十二條の九第二項中「第九十二條の六第四項」を「第九十二條の六第一項第四号イ」に改める。

(獣医師法の一部改正)

第六十條 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第四條中「次の各号のいずれかに該当する者」を「未成年者」に改め、同条各号を削る。

第八條第一項中「獣医師が第四條各号の一に該当するとき、又は」を削る。

第九條中「抹消並びに」を「抹消、」に、「について」を「並びに前条第二項の規定による処分に関し必要な事項」に改める。

(土地改良法の一部改正)

第九十一條 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第三項中「成年被後見人、被保佐人及び禁錮」を「禁錮」に改める。

(家畜商法の一部改正)

第九十二條 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第四條第一号を次のように改める。

一 心身の故障により家畜の取引の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者

第四條第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「終つた」を「終わつた」に改め、同条第三号ただし書中「本条第一号」を「第一号」に改め、同条第四号及び第五号中「行なう」を「行う」に、「すべて」を「全て」に改める。

第七條に次の一項を加える。

3 前二項の規定による免許の取消し及び前項の規定による事業の停止に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第八条中「前条の免許の取消又は」を「前条第一項若しくは第二項の規定による免許の取消し又は同項の規定による」に改める。

(家畜改良増殖法の一部改正)

第百十三條 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十七條中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第十九條第一項中「家畜人工授精師が第十七條第一項に規定する者に該当するに至つたとき又は」を削り、同條第二項中「第十七條第二項各号の」を「第十七條第一項各号のいづれか」に、「基く」を「基づく」に改める。

第三十二條中「並びに家畜人工授精師」を「家畜人工授精師」に改め、「申請手続」の下に「並びに第十九條第二項の規定による免許の取消し及び業務の停止を加える。」

(家畜伝染病予防法の一部改正)

第百十四條 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十六條の六第二項第九号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「第四十六條の九」を「第四十六條の九第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第四十六條の九」を「第四十六條の九第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 心身の故障により家畜伝染病病原体を適

正に所持することができない者として農林水産省令で定める者

第四十六條の九に次の一項を加える。

2 前項の規定による許可の取消し及び効力の停止に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(森林組合法の一部改正)

第百十五條 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四條の三第一項第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として農林水産省令で定める者

第四十四條の三第一項第四号中「禁錮」を「禁錮に改める。」

(農林中央金庫法の一部改正)

第百十六條 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の四第三号を次のように改める。

三 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第九十五條の六第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第九十五條の六第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第九章 経済産業省関係

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第百十七條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十五條の四第一項第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第三十五條の四第一項第四号中「禁錮」を「禁錮に改める。」

第六十九條の二第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第六十九條の二第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

(火薬類取締法の一部改正)

第百十八條 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同條第三号を次のように改める。

三 心身の故障により火薬類の製造又は販売の業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定めるもの

(商品先物取引法の一部改正)

第百十九條 商品先物取引法(昭和二十五年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項第一号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第十五條第二項第一号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第三十一條第一項中「第十五條第二項第一号イから」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 心身の故障により業務を適正に行うことができない者として主務省令で定める者

二 第十五條第二項第一号ロから又までのいづれかに該当する者

三 營業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前二号又は次号のいづれかに該当するもの

四 法人でその役員のうち前三号のいづれかに該当する者のあるもの

第三十一條第二項中「前項」を「前項第二号」に、「リ及び」に係る部分に限る。」を「及び」に係る部分に限る。」及び第四号に改める。

第八十二條第二項中「第十五條第二項第一号イから」を「第十五條第二項第一号ロから又まで又は第三十一條第一項各号(第二号を除く。)」に改め、同條第三項中「リ及び」を「及び」並びに第三十一條第一項第四号に改める。

第九十六條の二十第二項第一号中「第十五條第二項第一号イから」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として主務省令で定める者

ロ 第十五條第二項第一号ロから又までのいづれかに該当する者

ハ 營業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はこのいづれかに該当するもの

二 法人でその役員のうちイからハまでのいづれかに該当する者のあるもの

第二百四十條の五第一号中「第十五條第二項第一号イから」を「第三十一條第一項第一号から第三号まで」に改める。

第三百三十三條第二項第一号中「第十五條第二項第一号イから」を「第三十一條第一項各号」に改める。

第三百三十四條第一項ただし書中「第十五條第二項第一号イから」を「第三十一條第一項各号のいづれか」に改める。

第三百四十条第一項第二号中「第十五条第二項第一号イからフまで」を「第十五条第二項第一号ロからヌまで」に、「限る。」を「限る。」又は第三十一条第一項各号(第二号を除く。)に改める。

第三百四十三条第二項第一号中「第十五条第二項第一号イからフまで」を「第三十一条第一項各号」に改める。

(高压ガス保安法の一部改正)

第二百二十条 高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第七号第三号を次のように改める。

三 心身の故障により高压ガスの製造を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

第五十条第二項中「第七条各号の一に該当する者又は第五十三条の規定により登録を取り消され、取消の日から二年を経過しない者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第七条第一号又は第二号に掲げる者

二 第五十三条の規定により容器検査所の登録を取り消され、取消の日から二年を経過しない者

三 心身の故障により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

第五十三条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「から第四号まで」を「又は第五十条第二項第三号若しくは第四号」に改める。

(商工会議所法の一部改正)

第二百一十一条 商工会議所法(昭和二十八年法律第四百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十五条第二項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(武器等製造法の一部改正)

第二百二十二条 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百四十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号二を次のように改める。

二 心身の故障により武器の製造の事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

(商工会法の一部改正)

第二百二十三条 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項第一号を次のように改める。

一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者

第三十二条第二項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 未成年者

(技術研究組合法の一部改正)

第二百二十四条 技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第二十四条第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(割賦販売法の一部改正)

第二百二十五条 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の三の三十六第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者

第三十五条の三の三十六第一項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(商店街振興組合法の一部改正)

第二百二十六条 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。

第四十五条の三第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者

第四十五条の三第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第二百二十七条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号を次のように改める。

三 心身の故障により液化石油ガス販売事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

第三十条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により保安業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)

第二百二十八条 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号を次のように改める。

一 心身の故障により情報処理安全確保支援士の業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正)

第二百二十九条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により第一種特定化学物質の製造の事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

第二十三条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第十九条第三号中「製造」とあるのは、「輸入」と読み替えるものとする。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第三百十条 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の一部改正)

第三百一十一条 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号を次のように改める。

四 心身の故障により特定物質の製造を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

(対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律の一部改正)

第三百三十二条 対人地雷の製造の禁止及び所持の

規制等に関する法律(平成十年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第四号を次のように改める。

四 心身の故障により対人地雷を適正に所持することができない者として経済産業省令で定める者

(産業競争力強化法附則第十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法のの一部改正)

第百三十三条 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)附則第十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の五第四項第三号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第二十四条の五第四項第三号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(アルコール事業法の一部改正)

第百三十四条 アルコール事業法(平成十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号、第五号第六号、第十六条第二項第三号、第二十一条第二項第三号及び第二十六条第二項第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

(弁理士法の一部改正)

第百三十五条 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「禁錮」を「禁固」に改め、同条第九号中「成年被後見人又は被保佐人」を削る

り、同条第十号を次のように改める。

十 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正)

第百三十六条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「後見開始若しくは保佐開始の審判を受けた」を「心身の故障のため代表者の職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者に該当するに至った」に改める。

(クラスター等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律の一部改正)

第百三十七条 クラスター等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成二十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第四号を次のように改める。

四 心身の故障によりクラスター等を適正に所持することができない者として経済産業省令で定める者

(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律の一部改正)

第百三十八条 エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項第三号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第八条第四項第三号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第三十五条第六項中「第八条第一項から第三項まで」を「第八条」に改める。

(産業競争力強化法の一部改正)

第百三十九条 産業競争力強化法の一部を次のように改正する。

第四十一条第四項第三号イ中「成年被後見人若しくは被保佐人」を「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者」に改める。

(水銀による環境の汚染の防止に関する法律の一部改正)

第百四十条 水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により特定水銀使用製品の製造を適正に行うことができない者として主務省令で定める者

第二十八条第二項第二号中「第六条第二項」の下に「第七条第三号」を加える。

第十章 国土交通省関係

(船員職業安定法の一部改正)

第百四十一条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により船員派遣事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの

第五十六条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六十条第五項中「第四号」を「第五号」に改める。

第七十六条中「から第四号まで」を「第二号、第四号及び第五号」に改め、「未成年者」の下に「及び心身の故障により派遣元責任者の職務を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの」を加える。

第百三十二条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

(建設業法の一部改正)

第百四十二条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第十三号まで」を「第十四号まで」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第八条第九号中「第十三号」を「第十四号」に改め、同条第十三号を同条第十四号とし、同条第十二号中「第九号」を「第十号」に改め、同条第十三号を同条第十四号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

第十一条第五項及び第二十九条第一項第二号中「第十三号」を「第十四号」に改める。

(測量法の一部改正)

第百四十三条 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の六第一項第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五十五条の六第一項第四号中「又は成年被後見人」を削る。

(国際観光ホテル整備法の一部改正)

第百四十四条 国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は」を削り、「受け」を受けてに改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「前三号」を「第三号から前号まで」に改め、

令和元年六月七日 参議院会議録第二十四号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

四四

同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 申請者が心身の故障により次条第一項に規定する登録ホテル業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものであるとき。

第十六条第一項第一号中「第七号」を「第八号」に改める。

第十八条第二項中「同項第七号」を「同項第六号中「次条第一項に規定する登録ホテル業」とあり、並びに第十六条第二項及び第二項中「登録ホテル業」とあるのは「登録旅館業」と、第六条第一項第八号に改め、「第十六条第一項及び第二項中「登録ホテル業」とあるのは「登録旅館業」とを削る。

(建築基準法の一部改正)
第四百四十五条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項第一号中「点検」の下に「次項第四号及び」を加え、同条第二項第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項に次の一号を加える。

四 心身の故障により調査等の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第十二条の二第三項第二号中「前項第二号」を「前項第三号」に改める。

第十二条の三第四項中「と、」の下に「同項第四号及び」を加える。

第十八条の三第一項中「第七十七條の六十二第二項第一号」を「第七十七條の六十二第二項第三号」に改める。

第七十七條の十九第一号中「成年被後見人又は被保佐人を削り、同条第七号中「第七條第五号」を「第七條第四号」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 心身の故障により確認検査の業務を適正

に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第七十七條の三十五の三第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第七号中「第七條第五号」を「第七條第四号」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 心身の故障により構造計算適合性判定の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第七十七條の三十七第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により認定等の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第七十七條の五十九第二号を削り、同条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第二項」を「第二項第三号から第五号まで」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「第七十七條の六十二第二項」を「第七十七條の六十二第二項第三号から第五号まで」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「第七條第五号」を「第七條第四号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とし、同条の次に次の一号を加える。

第七十七條の五十九の二 国土交通大臣は、心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものについては、第七十七條の五十八第一項の登録をしないことができる。

第七十七條の六十一第二号を削り、同条第三号中「第七十七條の五十九第三号、第六号又は第七号」を「第七十七條の五十九第二号、第五号又は第六号」に改め、同号を同条第二号とし、同条に次の一号を加える。

三 心身の故障により確認検査の業務を適正

に行うことができない場合に該当するものとして国土交通省令で定める場合に該当するに至つたとき 本人又はその法定代理人若しくは同居の親族

第七十七條の六十二第二項第二号中「前条の下に」(第三号に係る部分を除く。次号において同じ。)を加え、同項第三号中「同条各号のいずれかを」(同条第一号又は第二号)に改め、同条第二項第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 前条(第三号に係る部分に限る。次号において同じ。)の規定による届出があつたとき

二 前条の規定による届出がなくて同条第三号に該当する事実が判明したとき

第七十七條の六十六第二項中「第七十七條の五十九」の下に「第七十七條の五十九の二」を加え、「第七十七條の五十九第五号及び第七十七條の六十二第二項第三号」を「第七十七條の五十九第四号、第七十七條の五十九の二、第七十七條の六十一第二号及び第七十七條の六十二第二項第五号」に、「同項第二号」を「同項第四号」に改める。

第六十六條第一項第二号中「第七十七條の六十一」の下に「第三号を除き、」を加える。

(建築士法の一部改正)
第四百四十六條 建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第五條第四項中「第九條第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第七條第二号を削り、同条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第八條第一号中「禁錮」を「禁錮」に、「前条第三号」を「前条第二号」に改め、同条第二号中「前条第四号」を「前条第三号」に改め、同条に次の

一号を加える。

三 心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第八條の二第二号を削り、同条第三号中「第七條第三号又は第四号」を「第七條第二号又は第三号」に改め、同号を同条第二号とし、同条に次の一号を加える。

三 心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない場合に該当するものとして国土交通省令で定める場合に該当するに至つたとき 本人又はその法定代理人若しくは同居の親族

第九條第一項第二号中「前条」の下に「(第三号に係る部分を除く。次号において同じ。)」を加え、同項第三号中「同条各号に掲げる場合のいずれかを」(同条第一号又は第二号に掲げる場合)に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消すことができる。

一 前条(第三号に係る部分に限る。次号において同じ。)の規定による届出があつたとき

二 前条の規定による届出がなくて同条第三号に掲げる場合に該当する事実が判明したとき

第十條の二の二第五項中「第九條第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第十條の二十三第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「禁錮」を「禁錮」

に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により講習事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第十條の三十六第一項中「第五号」を「第四号」に改める。

第二十二條の第三第二項中「この場合において」の下に、「第十條の二十三第五号中「講習事務」とあるのは「第二十二條の二の講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）と」を加え、「講習事務」とあるのは「第二十二條の二の講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）と」を削る。

第二十三條の四第一項第二号中「第五号」を「第四号」に改め、同項第五号中「第八号」を「第九号」に改め、同項第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同項第七号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 心身の故障により建築士事務所の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第二十三條の四第二項第一号中「第八号各号」を「第八号第一号又は第二号」に改める。

第二十六條第一項第二号中「第六号」の下に「第七号」を加え、「第七号」を「第八号」に、「第八号又は第九号」を「第九号又は第十号」に改める。

第二十六條の五第二項中「この場合において」の下に、「第十條の二十三第五号中「講習事務」とあるのは「第二十四條第二項の講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）と」を加え、「講習事務」とあるのは「第二十四條第二項の講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）と」を削る。

第三十八條第五号中「第十條の二十四第一項第一号」を「第十條の二十三第五号」に改める。第四十四條第一号中「第八條の二の下に」（第三号を除く。）を加える。

（港灣法の一部改正）

第四百四十七條 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第四十三條の十一 第七項第一号中「次号」を「以下この項に改め、成年被後見人若しくは被保佐人又は」を削り、同項に次の一号を加える。

三 役員のうちに、心身の故障により埠頭群の運営の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものがあること。

（海事代理士法の一部改正）

第四百四十八條 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三條第二号を削り、同条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条に次の一号を加える。

五 心身の故障により海事代理士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第十二條の見出しを「（登録の抹消）」に改め、同条中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」「まつ消し」を「抹消し」に改め、同条第三号中「から第四号までの二」を「第三号又は第五号のいずれか」に改める。

（港灣運送事業法等の一部改正）

第四百四十九條 次に掲げる法律の規定中「又は成年被後見人」を削る。

一 港灣運送事業法（昭和二十六年法律第六百六十一号）第六條第二項第四号

二 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第七條第七号、第四十九條第二項第三号及び第七十九條の四第一項第三号

三 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第八十條第一項第二号ハ

四 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）第五條第三号

五 小型船舶運送事業法（昭和四十一年法律第九号）第七條第一項第三号

六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五條第三号

（宅地建物取引業法の一部改正）

第五百十條 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五條第一項中第九号を第十五号とし、第八号の二を第十四号とし、同項第八号中「第五号」を「第十号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第七号中「第五号」を「第十号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第六号を第十一号とし、第五号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 心身の故障により宅地建物取引業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

第五條第一項中第四号を第八号とし、第三号の三を第七号とし、同項第三号の二中「第十八條第一項第五号の二」を「第十八條第一項第七号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第三号を第五号とし、第二号の三を第四号とし、第二号の二を第三号とする。

第十八條第一項第二号を次のように改める。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十八條第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第四号の二を第四号とし、第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号の三を第八号とし、第五号

の二を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号の三中「第五條第一項第二号の三」を「第五條第一項第四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

十二 心身の故障により宅地建物取引士の事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第二十一條第二号中「又は第三号から第五号の三まで」を「から第八号までのいずれか」に改め、同条第三号中「第十八條第一項第二号」を「第十八條第一項第十二号」に、「その後見人又は保佐人」を「本人又はその法定代理人若しくは同居の親族」に改める。

第四十七條の二の次に次の一条を加える。

（宅地建物取引業の業務に関し行つた行為の取消しの制限）

第四十七條の三 宅地建物取引業者（個人に限り、未成年者を除く）が宅地建物取引業の業務に関し行つた行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。

第五十條の二の五第一項第三号イ中「第三号又は第三号の二」を「第五号又は第六号」に改め、同号に次の一号を加える。

ハ 心身の故障により指定流通機構の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第五十二條第七号イを次のように改める。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五十二條第七号に次のように加える。

ホ 心身の故障により手付金等保証事業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

第六十四條の二第一項第四号イ中「第四号」を「第八号」に改め、同号に次の一号を加える。

ハ 心身の故障により宅地建物取引業保証協会の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第六十六条第一項第一号中「第三号から第三号の三まで又は第八号の二」を「第五号から第七号まで、第十号又は第十四号のいずれか」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「第三号の三まで」を「第七号まで又は第十号」に改める。

第六十八条の二第一項第一号及び第二項第一号中「第五号の三まで」を「第八号まで又は第十号」に改める。

(旅行業法の一部改正)

第一百五十一条 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第六号中「成年被後見人若しくは被保佐人」を「心身の故障により旅行業若しくは旅行業者代理業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの」に改める。

第二十六条第一項第一号中「第八号まで」を「第四号まで又は第八号」に改め、同項第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第六条第一項第一号から第四号まで又はこの項第四号のいずれかに該当するもの

三 心身の故障により旅行サービス手配業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四 法人であつて、その役員のうちに第六条第一項第一号から第四号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの

第二十八条第二項中「第六号まで」を「第四号まで若しくは第二十六条第一項第二号若しくは第三号」に改め、同条第五項中「第六号まで」を「第四号まで並びに第二十六条第一項第二号及び第三号」に改める。

第三十七条第一項第二号中「第五号から第八号まで」を「第八号若しくは第二十六条第一項第二号から第四号まで」に改める。

号まで」を「第八号若しくは第二十六条第一項第二号から第四号まで」に改める。

第四十一条第一項第五号中「又は第六号」を削り、同項に次の一号を加える。

六 申請者の役員のうちに心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者がないこと。

第五十八条第二項中「第四十一条第一項第五号の下に」若しくは第六号」を加える。

(土地区画整理法の一部改正)

第五十二条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第五項中「又は第三号」を削る。

第六十三条第四項第二号を削り、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第二号とする。

(空港法の一部改正)

第一百五十三条 空港法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 心身の故障により空港機能施設事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)
 第五十四条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二号を削り、同条第三号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条に次の一号を加える。

し、第七号を第六号とし、同条に次の一号を加える。

七 心身の故障により鑑定評価等業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第十九条第一項第一号中「とき」を「とき」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第十六条第三号から第五号までの二」を「第十六条第二号から第四号までのいずれかに」に、「とき」を「とき」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 第十六条第七号に該当するに至つたとき 本人又はその法定代理人若しくは同居の親族

第二十五条第一号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同条第三号中「第十六条第六号又は第七号」を「第十六条第五号又は第六号」に改め、同条第六号中「又は成年被後見人」を削る。

第六十一条中「第十九条第一項」の下に「(第三号を除く。)」を加える。

(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)
 第一百五十五条 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号を次のように改める。

三 申請者の役員のうちに、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者がいないこと。

第七条第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項に次の一号を加える。

五 申請者の役員のうちに、心身の故障により船員雇用促進等事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものがないこと。

(特定外貨埠頭の管理運営に関する法律の一部改正)
 第五十六条 特定外貨埠頭の管理運営に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項に次の一号を加える。

六 申請者の役員のうちに、心身の故障により外貨埠頭業務を適正に実施することができない者として国土交通省令で定めるものがないこと。

(鉄道事業法の一部改正)

第五十七条 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第三号を次のように改める。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六条第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 心身の故障により鉄道事業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの

(不動産特定共同事業法の一部改正)
 第五十八条 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「第十号」を「第十号」に改め、同条第十号イを削り、同号ロ中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同号ロを同号イとし、同号中ハをロとし、二からヲまでをハからルまでとし、同号に次のように加える。

ヲ 心身の故障により不動産特定共同事業

の業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの

(住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正)

第百五十九条 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中、「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第八条第三号中「禁錮」を「禁固」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により評価の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第二十六条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 心身の故障により講習の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第二十八条第一項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改める。

第四十五条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 心身の故障により認定等の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第五十五条第一項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改める。

第六十二条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 心身の故障により試験の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で

定めるもの
第六十五条第一項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改める。

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正)

第六十条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号を削り、同項第二号中「禁錮」を「禁固」に改め、同条を同項第一号とし、同項第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

六 心身の故障によりマンション管理士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第三十三条第一項第一号中「第四号」を「第三号」に改める。

第四十七条第一号を次のように改める。
一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第四十七条第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同条第八号中「第六号」を「第七号」に改め、同条を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 心身の故障によりマンション管理業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

第四十八条第二項中「前条第七号から第九号まで」を「前条第八号から第十号まで」に改める。

第五十九条第一項第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五十九条第一項に次の一号を加える。

七 心身の故障により管理業務主任者の事務

を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
第八十三条第一号中「第八号」を「第九号」に改める。

(高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正)

第六十一条 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第六号の前に次の一号を加える。

五 心身の故障によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うことができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの

第二十六条第一項第一号中「第八条第一項第一号、第三号」を「第八条第一項第二号、第四号」に改め、同項第二号中「から第三号まで」を「第二号、第四号」に改める。

第二十九条第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十九条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により登録事務を適正に行うことができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの

(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正)

第六十二条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第六号の前に次の一号を加える。

五 心身の故障により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第二十四条第一項第一号中「第四号」を「第三号」に改める。

第二十六条第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により登録事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

(民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部改正)

第六十三条 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項第四号中「イを削り、ロをイとし、ハからホまでをロからニまでとし、ヘの前に次のように加える。

ホ 心身の故障により前項の特定地方管理空港の運営等を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正)

第六十四条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により判定の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第五十七条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 心身の故障により評価の業務を適正に行

うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第六十条第一項中「又は第三号」を「第三号又は第四号」に改める。

(住宅宿泊事業法の一部改正)

第六十五号 住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号を次のように改める。

一 心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの

第二十五条第一項第一号を次のように改める。

一 心身の故障により住宅宿泊管理業を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの

第四十九条第一項第一号を次のように改める。

一 心身の故障により住宅宿泊仲介業を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの

第十一章 環境省関係

(自然公園法の一部改正)

第六十六号 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として環境省令で定める者

第二十五条第三項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十九条第二項中「第四号」を「第五号」に改

める。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第六十七号 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第三号を次のように改める。

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第十五条第三号を次のように改める。

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第二十五条第三号を次のように改める。

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第四十三条の三の七第三号を次のように改める。

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第四十三条の六第三号を次のように改める。

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第四十四条の三第三号を次のように改める。

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第五十一条の四第三号を次のように改める。

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第五十四条第三号を次のように改める。

規則で定める者

第六十一条の四第三号を次のように改める。

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第六十一条の四第四号中「行なう」を「行う」に改める。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第六十八号 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第二十六条第一項第一号中「から第四号まで」を「若しくは第三号」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第六十九号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「第五項第四号ハからホまで」を「第五項第四号ニからヘまで」に改める。

第七条第五項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

第七条第五項第四号又中「ト」を「チ」に改め、同号又を同号ルとし、同号リ中「ト」を「二」に改め、同号リを同号又とし、同号チ中「ト」を「チ」に改め、同号チを同号リとし、同号トを同号チとし、同号ハ中「ホ」を「ハ」に改め、同号ハを同号トとし、同号中ホをヘとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

る。

口 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第七十条第十項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第四号中「又」を「ル」に改める。

第七条の二第四項中「前条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまで」を「同号チからヌまで」を「前条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで」を「同号リからルまで」に、「同号ト」を「同号イ又はチ」に改め、同条に次の一項を加える。

5 一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又はこれらの者の前条第五項第四号リに規定する法定代理人、同号又に規定する役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用人が、同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当するに至つたときも、前項と同様とする。

第七条の四第一項第一号中「第七条第五項第四号ロ若しくはハ」を「第七条第五項第四号ハ若しくはニ」に、「同号ト」を「同号チ」に改め、同項第二号中「第七条第五項第四号チからヌまで」を「同号ロ若しくはハ」を「第七条第五項第四号リからルまで」を「同号ハ若しくはニ」に、「同号ト」を「同号チ」に改め、同項第三号中「第七条第五項第四号チからヌまで」を「同号ニ」を「第七条第五項第四号リからルまで」に改め、同項第四号リからヌまで「同号ホ」に改め、同項第四号中「ヘまで又はチからヌまで」を「トまで又はリからルまで」に改める。

第八条の二第一項第四号中「又」を「ル」に改める。

第九条第六項中「第七条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまで」を「同号チからヌまで」を「第七条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで」を「同号リからルまで」に、「同号ト」を「同号イ又はチ」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第八条第一項の許可を受けた者又はその者の第七項第五項第四号に規定する法定代理人、同号又は規定する役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用人が、同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当するに至ったときも、前項と同様とする。

第九条の二の二第一項第一号中「又」を「ル」に改める。

第十四条第五項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第二号イ中「ト」を「チ」に改める。

第十四条の二第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に、「前条第五項第四号イからへまで又はチから又まで」を「同号チから又まで」を「前条第五項第四号ロからトまで又はチからルまで」を「同号リからルまで」に、「同号ト」を「同号イ又はチ」に、「前条第五項第四号ト」を「前条第五項第四号イ又はチ」に、「前条第五項第四号ト又はチ」を「前条第五項第四号イ若しくはチ又は」に、「読み替える」を「同条第五項中「前条第五項第四号リ」とあるのは「第十四条第五項第二号ハ」と、「同号又」とあるのは「同号二」と、「同号ル」とあるのは「同号ホ」と、「同号イ」とあるのは「同号イ（前条第五項第四号イに係るものに限る。）」と読み替える」に改める。

第十四条の三の二第一項第一号及び第二号中「第七項第五項第四号ロ若しくはハ」を「第七項第五項第四号ハ若しくは二」に、「同号ト」を「同号チ」に改め、同項第三号中「第七項第五項第四号二」を「第七項第五項第四号ホ」に改める。

第十四条の五第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に、「前条第五項第四号イからへまで又はチから又まで」を「同号チから又まで」を「前条第五項第四号ロからトまで又はチからルまで」を「同号リからルまで」に、「同号ト」を「同号イ又はチ」に、「前条第五項第四号ト」を「前条第五項第四号イ又はチ」に、「前条第五項第四号ト」を「前条第五項第四号イ又はチ」に改める。

又は「前条第五項第四号イ若しくはチ又は」に、「読み替える」を「同条第五項中「前条第五項第四号リ」とあるのは「第十四条第五項第二号ハ」と、「同号又」とあるのは「同号二」と、「同号ル」とあるのは「同号ホ」と、「同号イ」とあるのは「同号イ（前条第五項第四号イに係るものに限る。）」と読み替える」に改める。

第十五条の二の六第三項中「第六項まで」を「第七項まで」に、「第七項第五項第四号イからへまで又はチから又まで」を「同号チから又まで」を「第七項第五項第四号ロからトまで又はチからルまで」を「同号リからルまで」に、「同号ト」を「同号イ又はチ」に、「第七項第五項第四号ト」を「第七項第五項第四号イ又はチ」に、「第七項第五項第四号ト又はチ」を「第七項第五項第四号イ若しくはチ又は」に、「読み替える」を「同条第七項中「第七項第五項第四号リ」とあるのは「第十四条第五項第二号ハ」と、「同号又」とあるのは「同号二」と、「同号ル」とあるのは「同号ホ」と、「同号イ」とあるのは「同号イ（第七項第五項第四号イに係るものに限る。）」と読み替える」に改める。

（動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正）
第百七十条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第十二条第一項第六号」を「第十二条第一項第七号」に改める。

第十二条第一項第一号を次のように改める。
一 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者

第十二条第一項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
第十九条第一項第五号中「第三号又は第五号

から第七号まで」を「第二号、第四号又は第六号から第八号まで」に改める。
第二十二條第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部改正）
第百七十一条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三十三條の六第六項第六号中「又は成年被後見人若しくは被保佐人」を削る。
（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部改正）
第百七十二條 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項第一号、第五十一條第二号イ及び第六十四條第二号イ中「成年被後見人若しくは被保佐人」を「心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの」に改める。

（使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正）
第百七十三條 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。
（引取業に関し行つた行為の取消しの制限）
第十条の二 引取業者（個人に限り、未成年者を除く。）が当該事業に関し行つた行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。

第十一條中「前条」を「第十条」に改める。
第四十五條第一項第一号を次のように改める。

一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

得ない者
第五十六條第一項第一号を次のように改める。
一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六十二條第一項第二号イを次のように改める。
イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十二章 防衛省関係
（自衛隊法の一部改正）
第百七十四條 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項第一号を削り、同項第二号中「禁錮」を「禁錮に」、「又は」を「又はその」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「前項各号の二」を「前項第一号又は第三号」に改める。

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十條、第五十九條、第六十一條、第七十五條（児童福祉法第三十四條の二十の改正規定に限る。）、第八十五條、第百二條、第百七條（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六條の改正規定に限る。）、第百十一條、第百四十三條、第百四十九條、第百五十二條、第百五十四條（不動産の鑑定評価に関する

法律の一部改正）
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

令和元年六月七日 参議院会議録第二十四号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

五〇

る法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第六十八号並びに次条並びに附則第三條及び第六條の規定 公布の日

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九号まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八号から第一百条まで、第一百四十二条、第一百四十三条、第一百四十四条、第一百四十五条、第一百四十六条、第一百四十七条、第一百四十八条、第一百四十九条、第一百零一条、第一百零二条、第一百零三条、第一百零四条、第一百零五条、第一百零六条、第一百零七条、第一百零八条、第一百零九条、第一百一十条、第一百一十一条、第一百一十二条、第一百一十三条、第一百一十四条、第一百一十五条、第一百一十六条、第一百一十七条、第一百一十八条、第一百一十九条、第一百二十条、第一百二十一条、第一百二十二条、第一百二十三条、第一百二十四条、第一百二十五条、第一百二十六条、第一百二十七条、第一百二十八条、第一百二十九条、第一百三十条、第一百三十一条、第一百三十二条、第一百三十三条、第一百三十四条、第一百三十五条、第一百三十六条、第一百三十七条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百四十条、第一百四十一条、第一百四十二条、第一百四十三条、第一百四十四条、第一百四十五条、第一百四十六条、第一百四十七条、第一百四十八条、第一百四十九条、第一百五十条、第一百五十一条、第一百五十二条、第一百五十三条、第一百五十四条、第一百五十五条、第一百五十六条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十条、第一百六十一条、第一百六十二条、第一百六十三条、第一百六十四条、第一百六十五条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十一条、第一百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）、並びに第七十三号並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 第四百四十五条（建築基準法第七十七条の十九第七号及び第七十七条の三十五の三第七号の改正規定並びに同法第七十七条の五十九の改正規定（同条第六号中「第七号第五号」を「第七号第四号」に改める部分に限る。）に限る。）及び第四百四十六号（建築土法第十條の二十三、第十條の三十六第一項、第二十二條の三

第二項、第二十六條の五第二項及び第三十八條第五号の改正規定を除く。）の規定 令和元年十二月一日 平成三十

四 第四百七十一條の規定 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）の施行の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国家公務員法の一部改正に伴う裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の適用に係る経過措置）

第四条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第二十六条第三項の規定により呼び出すべき裁判員候補者が選定された事件に係る同法第二章及び第五章第二節の規定の適用については、第一条の規定による改正後の国家公務員法第三十八條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 施行日前に第五条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第十九條の二第一項に規定する特定退職（施行日前に第一条の規定による改正前の国家公務員法（以下この条及び附則第

十條において「旧国家公務員法」という。）第三十八條第一号に該当して旧国家公務員法第七十六條の規定により失職した場合に限る。）をした者に係る国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七條第一項の規定による在職期間の計算については、第五条の規定による改正後の国家戦略特別区域法第十九條の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（信託法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（以下「第一号施行日」という。）前にされた信託については、第一号施行日以後にその効力を生ずるものであつても、第五十九條の規定による改正後の信託法第七條、第五十六條第一項（同法第二百二十八條第一項、第二百三十四條第一項及び第二百四十一條第一項において準用する場合を含む。）及び第二百二十四條（同法第二百三十七條及び第二百四十四條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（検討）

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（海上運送法の一部改正）

第八条 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第三十五條第三項第四号中「第五十六條第四号」を「第五十六條第五号」に改める。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第九条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和

二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十九條の四第一項中、「若しくは国家公務員法第三十八條第一号に該当して同法第七十六條の規定により失職し」を削り、同条第四項中「若しくは失職し」を削る。

第十九條の五第二号中「（同法第三十八條第一号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十九條の七第一項中、「若しくは国家公務員法第三十八條第一号に該当して同法第七十六條の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号イ中「若しくは失職し」を削る。

第二十三條第五項中「第七十九條に基づく」を「第七十九條の二に」、「の定める」を「で定める」に、「従い」を「より」に改め、同条第六項中「定が」を「定めが」に、「前五項」を「前各項」に、「外」を「ほか」に改め、同条第七項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「若しくは国家公務員法第三十八條第一号に該当して同法第七十六條の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第二項、第三項又は第五項の規定の」に改める。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十条 施行日前に旧国家公務員法第三十八條第一号に該当して旧国家公務員法第七十六條の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、前条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九條の四第一項及び第四項、第十九條の五第二号（同法第十九條の七第五項及び第二十三條第八項において準用する場合を含む。）、第十九條の七第一項及び第二項第一号イ並びに第二十三條第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)
 第十一条 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第三項中「第三十八条第二号から第五号まで」を「第三十八条各号」に、「場合によっては」ときは「に」に改め、同条第五項中「外」を「ほか」に、「定が」を「定めが」に改め、同条第六項中「第四項及び第五項」を「及び前二項」に改め、「以下本条において同じ」を削り、「第四条第三項」を「次条第三項」に改め、同条第七項中「者」の下に「その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。」を加える。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第十二条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「第三十八条第四号」を「第三十八条第三号」に改める。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)
 第十三条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第六項中「若しくは自衛隊法第三十八条第一項第一号に該当して同条第二項の規定により失職し」を削る。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 施行日前に第百七十四条の規定による改正前の自衛隊法第三十八条第一項第一号に該当して同条第二項の規定により失職した職員に係る期末手当の支給については、前条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律

第二十三條第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国家公務員退職手当法の一部改正)
 第十五条 国家公務員退職手当法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「(同法第三十八条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

(歯科技工士法の一部改正)

第十六条 歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第十七条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十七條第一項の表第十六條各号列記以外の部分の項中「第三号」を「第二号」に改め、同表第十六條第三号の項中「第十六條第三号」を「第十六條第二号」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十八条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四十七の項中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

第十九条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第六項の表第六條第四号の項中「第六條第四号」を「第六條第五号」に改め、同表第六條第五号の項中「第六條第五号」を「第六條第六号」に改め、同表第六條第六号の項中「第六條第六号」を「第六條第七号」に改め、同表第六條第七号の項中「第六條第七号」を「第六條第八

号」に改め、同表第十四條第一項の項中「第六條第四号から第七号まで」を「第六條第五号から第八号まで」に改める。

第四十五條中「第六條第五号の項及び第六條第七号の項」を「第六條第六号の項及び第六條第八号の項」に改める。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)
 第二十条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第百條第一項ただし書中「又は第二項」を削り、同条第三項中「第二項及び第三項前段」を「及び第二項前段」に改め、同項の表第七條第一項の項を削り、同表第七條第二項の項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改め、同表第七條第三項の項中「第七條第三項」を「第七條第二項」に改め、同表第七條第四項の項中「第七條第四項」を「第七條第三項」に改める。

第百一條第一項ただし書中「又は第二項」を削り、同条第二項中「第二項及び第三項前段」を「及び第二項前段」に改め、同項の表第七條第一項の項を削り、同表第七條第二項の項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改め、同表第七條第三項の項中「第七條第三項」を「第七條第二項」に改め、同表第七條第四項の項中「第七條第四項」を「第七條第三項」に改める。

第百一條第一項ただし書中「又は第二項」を削り、同条第二項中「第二項及び第三項前段」を「及び第二項前段」に改め、同項の表第七條第一項の項を削り、同表第七條第二項の項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改め、同表第七條第三項の項中「第七條第三項」を「第七條第二項」に改め、同表第七條第四項の項中「第七條第四項」を「第七條第三項」に改める。

第百一條第一項ただし書中「又は第二項」を削り、同条第二項中「第二項及び第三項前段」を「及び第二項前段」に改め、同項の表第七條第一項の項を削り、同表第七條第二項の項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改め、同表第七條第三項の項中「第七條第三項」を「第七條第二項」に改め、同表第七條第四項の項中「第七條第四項」を「第七條第三項」に改める。

第百一條第一項ただし書中「又は第二項」を削り、同条第二項中「第二項及び第三項前段」を「及び第二項前段」に改め、同項の表第七條第一項の項を削り、同表第七條第二項の項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改め、同表第七條第三項の項中「第七條第三項」を「第七條第二項」に改め、同表第七條第四項の項中「第七條第四項」を「第七條第三項」に改める。

第百一條第一項ただし書中「又は第二項」を削り、同条第二項中「第二項及び第三項前段」を「及び第二項前段」に改め、同項の表第七條第一項の項を削り、同表第七條第二項の項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改め、同表第七條第三項の項中「第七條第三項」を「第七條第二項」に改め、同表第七條第四項の項中「第七條第四項」を「第七條第三項」に改める。

第百一條第一項ただし書中「又は第二項」を削り、同条第二項中「第二項及び第三項前段」を「及び第二項前段」に改め、同項の表第七條第一項の項を削り、同表第七條第二項の項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改め、同表第七條第三項の項中「第七條第三項」を「第七條第二項」に改め、同表第七條第四項の項中「第七條第四項」を「第七條第三項」に改める。

第百一條第一項ただし書中「又は第二項」を削り、同条第二項中「第二項及び第三項前段」を「及び第二項前段」に改め、同項の表第七條第一項の項を削り、同表第七條第二項の項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改め、同表第七條第三項の項中「第七條第三項」を「第七條第二項」に改め、同表第七條第四項の項中「第七條第四項」を「第七條第三項」に改める。

第百一條第一項ただし書中「又は第二項」を削り、同条第二項中「第二項及び第三項前段」を「及び第二項前段」に改め、同項の表第七條第一項の項を削り、同表第七條第二項の項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改め、同表第七條第三項の項中「第七條第三項」を「第七條第二項」に改め、同表第七條第四項の項中「第七條第四項」を「第七條第三項」に改める。

第百一條第一項ただし書中「又は第二項」を削り、同条第二項中「第二項及び第三項前段」を「及び第二項前段」に改め、同項の表第七條第一項の項を削り、同表第七條第二項の項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改め、同表第七條第三項の項中「第七條第三項」を「第七條第二項」に改め、同表第七條第四項の項中「第七條第四項」を「第七條第三項」に改める。

(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正)

第二十一条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「第三号」を「第二号」に改める。

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正)
 第二十二条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一号中「第十号」を「第十一号」に、「第十一号」を「第十二号」に、「第十二号」を「第十三号」に、「第十三号」を「第十四号」に改める。

(地方独立行政法人法の一部改正)
 第二十三条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三條第三項の表第十六條第三号の項中「第十六條第三号」を「第十六條第二号」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)
 第二十四条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第四項中「第十九條第一項」を「第十八條第一項」に改める。

(地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)
 第二十五条 地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の表税理士法(昭和二十六年法律第百三十七号)の項中「第四條第四号」を「第四條第三号」に改める。

(産業競争力強化法の一部改正に伴う調整規定)

第二十六条 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)が産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)の施行の日以後である場合には、第百三十九條中「第四十一條第四項第三号イ」とあるのは、「第三十九條第四項第三号イ」とする。この場合において、同法附則第八

令和元年六月七日 参議院會議録第二十四号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

五二

条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法第四十一条第四項第三号イ中「成年被後見人若しくは被保佐人」とあるのは、「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者」とする。

(古物営業法の一部を改正する法律の一部改正)第二十七条 古物営業法の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第八条のうち質屋営業法第十九条第二項の改正規定中「第十九条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

(古物営業法の一部改正に伴う調整規定)

第二十八条 第二号施行日が古物営業法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に掲げる規定の施行の日前である場合には、第十条のうち、古物営業法第四条の改正規定中「第四条第十号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号ただし書中「第十号」を「第十一号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号」とあるのは「第四条第八号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号ただし書中「第八号」を「第九号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号」と、「八 心身」とあるのは「六 心身」と、同法第六条第一項第二号の改正規定中「第六条第一項第二号中「第九号」を「第十号」とあるのは「第六条第二号中「同条第七号」を「第八号」とする。

2 前項の場合において、古物営業法の一部を改正する法律のうち、古物営業法第四条の改正規定中「同条第八号中「第五号」を「第七号」とあるのは「同条第九号中「第六号」を「第八号」と、「同条第十号とし、同条第七号」とあるのは「同条第十一号とし、同条第八号」と、「同条第九号と

し、同条第六号ただし書中「第八号」を「第十号」とあるのは「同条第十号とし、同条第七号ただし書中「第九号」を「第十一号」と、「同条第八号とし」とあるのは「同条第九号とし、同条第六号を同条第八号とし」と、同法第六条第二号の改正規定中「同条第七号」を「第九号」とあるのは「第八号」を「第十号」と、附則第一条ただし書中「同条第七号」とあるのは「同条第八号」とする。(民法の一部を改正する法律の一部改正)

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、国及び地方公共団体は自ら率先して障害者の雇用を努めるといふ責務を規定することの意義を重く受け止め、障害者が自らの希望や障害の特性等に依りて、無理なく安心して、かつ働きがいを持って安定的に働くことができるよう、障害者の活躍の場の拡大に向けた取組を着実に進めること。また、民間企業における先進的な取組事例などを参考にしつつ、障害者権利条約が求めるインクルーシブ雇用の推進も念頭に置きながら、公務部門における重度障害者の雇用の促進に努めること。

二、国及び地方公共団体における障害者活躍推進計画の作成に当たっては、障害者団体や当事者の参画を得て指針を策定するとともに、現に就労している障害者や地域の関係者等からの意見も踏まえつつ、その内容について、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」を基準として、国及び地方公共団体における採用方法、採用後の労働環境等の実態の把握及び公表並びに実態を踏まえた改善策を当該計画に盛り込むこと。また、当該計画の実施に当たり、地方公共団体間で格差が生じないよう、各地方公共団体の財政状況や地域事情に応じ、計画実現のための必要な支援を検討すること。

三、国及び地方公共団体による障害者の大量採用の影響を受けて法定雇用率が未達成となった民間企業については、その実態把握に努め、当該企業に対して集中的な支援を行うことを含め、必要な支援策を速やかに検討すること。

四、対象者の範囲を含む障害者雇用率制度の在り方及び助成金の支給を含む障害者雇用納付金制

度の在り方について、障害者団体が参画する検討の場を設けること。その際、障害者雇用率制度の対象者の範囲については、障害者基本法及び障害者雇用促進法の障害者の定義を踏まえ、障害者手帳所持者以外も含めることを検討すること。

五、障害者雇用においては、障害者の能力を引き出して就労できるようにすることが重要であることを踏まえ、障害者手帳は取得できないが障害によって働きづらさを抱える者への就労支援と、そのために必要となる就労能力の判定の在り方について、専門家による検討の場を設け、速やかに検討を開始すること。

六、障害者雇用率制度において長期の雇用に対するインセンティブを付与することを検討する等、障害者の平均勤続年数の増加に向けた施策の実現に取り組むこと。

七、障害者雇用の促進等に関する取組が優良な中小事業主に対する認定制度の創設に当たっては、中小企業の障害者雇用や経営の実情等を踏まえ、評価項目等を検討すること。また、当該制度が広く普及するよう、国民に制度の周知啓発を行うとともに、認定制度の新たなメリットの付与について検討を進め、併せて、労働関係法令違反など、制度の趣旨にふさわしくない企業の不認定及び認定取消しについても基準を設けること。

八、除外率制度の廃止に向けて、除外率の段階的な引下げ等を労働政策審議会において遅滞なく検討すること。

九、在宅就業障害者支援制度について、民間企業を含む関係団体の意見を踏まえつつ、その充実に向けて取り組むこと。また、障害者就労施設等への仕事の発注に関して、民間企業等からの発注促進策について検討すること。

十、国、地方公共団体及び民間企業における障害者に対する差別的禁止及び合理的配慮の提供の

審査報告書

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和元年六月六日

厚生労働委員長 石田 昌宏

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、障害者の雇用を一層促進するため、事業主に對する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認め

る。なお、別紙の附帯決議を行った。

実施状況について、その実態を幅広く把握し、個人情報保護に留意しつつ公表すること。また、実態把握に当たっては、事業主だけでなく雇用されている障害者及び障害者団体からの意見や情報を十分に反映すること。

十一、障害者が働くための人的支援など合理的配慮を含む環境整備に関する支援策の充実強化に向けて検討すること。また、職場介助者や手話通訳者の派遣等の人的支援に関し、現行制度上の年限の撤廃及び制度利用の促進について検討すること。

十二、障害者の種別・程度に応じた男女別、年齢層別の障害者の雇用・就労状況等の実態把握を丁寧に行い、障害のある女性や中高年齢層の複合的困難、また労働時間など働き方に特段の対応が必要な障害者等に配慮したきめ細かい支援策を具体的に検討し、講じていくこと。

十三、労使、障害者団体等が参画して、雇用施策と福祉施策の一体的展開の推進を審議できる体制を速やかに整備し、制度の谷間で働く機会を得られない、又は必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障害者の置かれた現状を解消するため、現状の把握を行うとともに、通勤に係る障害者への継続的な支援や、職場等における支援の在り方等の検討を開始すること。

十四、教育委員会における障害者の雇用の促進のため、障害を有する教職員の採用を進めるに当たっては、文部科学省と厚生労働省が連携して、共生社会の形成の理念のもと、必要な施策を進めること。

十五、障害を有する者の勤労意欲が増進し、また、減退しないことを主眼に置いた上で、雇用、年金、福祉等の諸制度間の連続性が確保されるよう、必要な検討を行うこと。

令和元年六月七日 参議院会議録第二十四号

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

五三

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、よつて国会法第八十三条により送付する。
令和元年五月十六日
衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十三年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
目次中「第七条を」を「第七条の三」に改める。

第六条中「地方公共団体は」の下に、「自ら率先して障害者を雇用することにも」を加え、「とともに」を「ほか」に改める。
第一章中第七条の次に次の二条を加える。

（障害者活躍推進計画作成指針）
第七条の二 厚生労働大臣は、国及び地方公共団体が障害者である職員がその有する能力を有効に發揮して職業生活において活躍することの推進次項、次条及び第七十八条第一項第二号において「障害者である職員の職業生活における活躍の推進」という。）に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、障害者雇用対策基本方針に基づき、次条第一項に規定する障害者活躍推進計画(次項において「障害者活躍推進計画」という。)の作成に関する指針(以下この条及び次条第一項において「障害者活躍推進計画作成指針」という。)を定めるものとする。

2 障害者活躍推進計画作成指針においては、次に掲げる事項につき、障害者活躍推進計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 障害者活躍推進計画の作成に関する基本的な事項
二 障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
三 その他障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、障害者活躍推進計画作成指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（障害者活躍推進計画の作成等）
第七条の三 国及び地方公共団体の任命権者(委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。)は、障害者活躍推進計画作成指針に即して、当該機関(当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。)が実施する障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画(以下この条及び第七十八条第一項第二号において「障害者活躍推進計画」という。)を作成しなければならない。

2 障害者活躍推進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 計画期間
二 障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
三 実施しようとする障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
四 厚生労働大臣は、国又は地方公共団体の任命権者の求めに応じ、障害者活躍推進計画の作成に関し必要な助言を行うことができる。

4 国及び地方公共団体の任命権者は、障害者活躍推進計画を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 国及び地方公共団体の任命権者は、障害者活躍推進計画を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 国及び地方公共団体の任命権者は、毎年少なくとも一回、障害者活躍推進計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 国及び地方公共団体の任命権者は、障害者活躍推進計画に基づく取組を実施することにも、障害者活躍推進計画に定められた目標を達成するように努めなければならない。
第三十七條第二項中「第七十九條」を「第七十九條第一項」に改める。
第三十八條第一項中「(委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。)」を削り、「(限る。)」の下に「第七十九條第一項及び第八十一條第二項を除き、」を加え、同条に次の二項を加える。

6 当該機関に勤務する職員が対象障害者であるかどうかの確認は、厚生労働省令で定める書類により行うものとする。

7 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国及び地方公共団体の任命権者に対して、前項の規定による確認の適正な実施に関し、勧告をすることができる。

第四十條の見出し中「通報」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。
2 国及び地方公共団体の任命権者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により厚生労働大臣に通報した内容を公表しなければならない。

第四十三條第一項中「次章」の下に「及び第八十一條の二」を加え、同条に次の一項を加える。
9 当該事業主が雇用する労働者が対象障害者であるかどうかの確認は、厚生労働省令で定める書類により行うものとする。
第四十五條第一項第二号及び第四十五條の二第一項第一号中「第七十八條第一項各号」を「第七十八條第二項各号」に改める。
第四十八條第一項中「及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、同条第七項中「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条

労働省令で定めるところにより、国又は地方公共団体の任命権者に対し、障害者の雇用の状況その他の事項についての報告を求めることができる。

第八十五条の二第二項中「第八十二条第一項を『第八十二条第二項』に、『事業主等』を『事業主等（事業主、その団体、第四十九条第一項第四号の二に規定する法人又は同項第七号ロからニまでに掲げる法人をいう。以下この項において同じ。）』に改める。

第八十六条第五号、第八十六条の二第二号及び第八十六条の三第五号中「第八十二条第一項」を「第八十二条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八十六条の四 第七十七条の二第二項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十一条第二号中「第八十二条第一項」を「第八十二条第二項」に改める。

附則第三條第二項中「第七十八条第一項」を「第七十八条第二項」に改める。

附則第四條第八項中「第四十八条第六項」を「第四十八条第八項」に改める。

附則第五條第一項中「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

附則 附則 附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六條の改正規定、第五十二条第二項の改正規定、第八十二条の改正規定、第八十五条の二第二項の改正規定、第八十六条第五号、第八十六条の二第二号及び第八十六条の三第五号の改正規定並びに第九十一条第二号の改正規定並びに次条及び附則第三條の規定 公布の日

二 第三十七條第二項の改正規定、第三十八條第一項の改正規定（限る。）の下に「第七十九

令和元年六月七日 参議院會議録第二十四号

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

条第一項及び第八十一条第二項を除き、」を加える部分に限る。）、同条に二項を加える改正規定、第四十条の改正規定、第四十三条の改正規定、第四十五条第一項第二号及び第四十五条の二第一項第一号の改正規定、第四十八

条の改正規定、第五十条第四項の改正規定、第五十四条第五項及び第五十五条第三項の改正規定、第五十六条第七項の改正規定、第七十八條中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として一項を加える改正規定（同条第一項第二号に係る部分を除く）、第七十九条の改正規定、第八十一条の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、附則第三條第二項の改正規定、附則第四

条第八項の改正規定並びに附則第五條第一項の改正規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（準備行為）

第二条 この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「新法」という。）第七

条の二第一項に規定する障害者活躍推進計画作成指針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

2 新法第七條の三第三項の規定による助言は、この法律の施行前においても行うことができる。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

民法等の一部を改正する法律案 右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和元年六月六日 法務委員長 横山 信一 参議院議長 伊達 忠一殿

要領書 一、委員会の決定の理由

本法律案は、特別養子制度の利用を促進するため、養子となる者の年齢の上限を引き上げる措置を講ずるとともに、特別養子適格の確認の審判の新設、特別養子縁組の成立の審判に係る規定の整備、児童相談所長が特別養子適格の確認の審判の手続に参加することができる制度の新設等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用 本法律案の実施のため、別に費用を要しない。

民法等の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

令和元年五月二十八日 衆議院議長 大島 理森 参議院議長 伊達 忠一殿

民法等の一部を改正する法律案 民法等の一部を改正する法律案

（民法の一部改正）

第一条 民法明治二十九年法律第八十九号の二部を次のように改正する。

第八百七十七條の五中「六歳」を「十五歳」に改め、ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

特別養子縁組が成立するまでに十八歳に達

した者についても、同様とする。

2 前項前段の規定は、養子となる者が十五歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合において、十五歳に達するまでに第八百七十七條の二に規定する請求がされなかったことについてやむを得ない事由があるときは、適用しない。

3 養子となる者が十五歳に達している場合において、特別養子縁組の成立には、その者の同意がなければならない。

（家事事件手続法の一部改正）

第二条 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の五中「第六百六十四條第一項及び第二項において同じ」を「第六百六十四條において同じ」（特別養子適格の確認の審判事件 同条第二項に規定する特別養子適格の確認についての審判事件をいう。第六百六十四條の二第二項及び第四項において同じ。）を含むに改める。

第六百六十四條第八項第一号中「の父母、養子となるべき者に対し親権を行う者で養子となるべき者の父母でないもの、養子となるべき者の未成年後見人、養子となるべき者の父母に対し親権を行う者及び養子となるべき者の父母の後見人」を「及び第六項第二号に掲げる者」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第六項及び第七項を削り、同条第五項中「第三項第二号及び第三号」を「第六項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の五項を加える。

9 特別養子縁組の成立の審判は、養子となるべき者の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮してその者の利益を害すると認められる場合には、その者に告知することを要しない。ただし、養子となるべき者が十五歳に達している場合は、この限りでない。

10 特別養子縁組の成立の審判は、養子となるべき者の父母に告知することを要しない。た

だし、住所又は居所が知れている父母に対しては、審判をした日及び審判の主文を通知しなければならない。

11 家庭裁判所は、第二項の規定にかかわらず、特別養子縁組の成立の審判を、特別養子適格の確認の審判と同時にすることができ、この場合においては、特別養子縁組の成立の審判は、特別養子適格の確認の審判が確定するまでは、確定しないものとする。

12 家庭裁判所は、前項前段の場合において、特別養子適格の確認の審判を取り消す裁判が確定したときは、職権で、特別養子縁組の成立の審判を取り消さなければならない。

13 特別養子縁組の成立の審判は、養子となるべき者が十八歳に達した日以後は、確定しないものとする。この場合においては、家庭裁判所は、職権で、その審判を取り消さなければならない。

第百六十四条第四項を削り、同条第三項後段を削り、同項第一号中「の父母」を「十五歳以上のものに限る。」に改め、同項第二号中「前号に掲げる」を「養子となるべき者の父母及び養子となるべき者の親権者に対し親権を行う」に改め、同項第三号を削り、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 特別養子適格の確認の審判(児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判を含む。以下この項において同じ。)は、特別養子縁組の成立の審判事件の係属する裁判所を拘束する。この場合において、特別養子適格の確認の審判は、特別養子縁組の成立の審判事件との関係においては、特別養子縁組の成立の審判をする時においてしたものと同みなす。

第百六十四条第二項中「及び養子となるべき者の父母」を並びに養子となるべき者及び申立人の配偶者である民法第八百七条の三第二項ただし書に規定する他の一方に改め、同項を

同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 養子となるべき者は、特別養子適格の確認(養子となるべき者について民法第八百七条の六に定める要件があること及び同法第八百七条の七に規定する父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適当であることその他特別の事情がある場合に該当することについての確認をいう。以下この条及び次条において同じ。)の審判(申立人の同条第一項の規定による申立てによりされたものに限る。)を受けた者又は児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判(特別養子縁組の成立の申立ての日(六箇月前の日)以後に確定したものに限る。)を受けた者でなければならない。

3 養子となるべき者の親権者(申立人の配偶者である民法第八百七条の三第二項ただし書に規定する他の一方を除く。以下この項において同じ。)及びその親権者に対し親権を行う者は、特別養子縁組の成立の審判事件において養子となるべき者を代理して手続行為をすることができない。

4 養子となるべき者の父母(申立人の配偶者である民法第八百七条の三第二項ただし書に規定する他の一方を除く。第十項において同じ。)は、第四十二条第一項及び第三項の規定にかかわらず、特別養子縁組の成立の審判事件の手続に参加することができない。

15 養子となるべき者(十五歳未満のものに限る。)による特別養子縁組の成立の審判に対する即時抗告の期間は、養子となるべき者以外の者が審判の告知を受けた日(二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から進行する。第百六十四条の次に次の一条を加える。

(特別養子適格の確認の審判事件)
第百六十四条の二 家庭裁判所は、養親となるべき者の申立てにより、その者と養子となるべき者の間における縁組について、特別養子適格の確認の審判をすることができ、特別養子縁組となるべき者の出生の日から二箇月を経過する日まで及び養子となるべき者が十八歳に達した日以後は、この限りでない。

2 特別養子適格の確認の審判事件は、養親となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

3 特別養子適格の確認の申立ては、特別養子縁組の成立の申立てと同時にしなければならない。

4 第百十八条の規定は、特別養子適格の確認の審判事件における養親となるべき者並びに養子となるべき者及び養子となるべき者の父母について準用する。

5 民法第八百七条の六本文の同意は、次の各号のいずれにも該当する場合には、撤回することができない。ただし、その同意をした日から二週間を経過する日まででは、この限りでない。

一 養子となるべき者の出生の日から二箇月を経過した後にはされたものであること。
二 次のいずれかに該当するものであること。

イ 家庭裁判所調査官による事実の調査を経た上で家庭裁判所に書面を提出してされたものであること。
ロ 審問の期日においてされたものであること。

6 家庭裁判所は、特別養子適格の確認の審判をする場合には、次に掲げる者の陳述を聴かなければならない。この場合において、第二号に掲げる者の同意がないにもかかわらずその審判をするときは、その者の陳述の聴取は、審問の期日においてしなければならない。

い。
一 養子となるべき者(十五歳以上のものに限る。)
二 養子となるべき者の父母
三 養子となるべき者に対し親権を行う者(前号に掲げる者を除く。)及び養子となるべき者の未成年後見人
四 養子となるべき者の父母に対し親権を行う者及び養子となるべき者の父母の後見人

7 家庭裁判所は、特別養子縁組の成立の申立てを却下する審判が確定したとき、又は特別養子縁組の成立の申立てが取り下げられたときは、当該申立てをした者の申立てに係る特別養子適格の確認の申立てを却下しなければならない。

8 家庭裁判所は、特別養子適格の確認の申立てを却下する審判をする場合には、第六項第二号及び第三号に掲げる者の陳述を聴かなければならない。

9 特別養子適格の確認の審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、第六項第三号及び第四号に掲げる者に告知しなければならない。

10 特別養子適格の確認の審判は、養子となるべき者の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮してその者の利益を害すると認める場合には、その者に告知することを要しない。

11 家庭裁判所は、特別養子適格の確認の審判をする場合において、第六項第二号に掲げる者を特定することができないときは、同号及び同項第四号に掲げる者の陳述を聴くこと並びにこれらの者にその審判を告知することを要しない。

12 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができ、一 特別養子適格の確認の審判 養子となる

べき者及び第六項第二号から第四号までに掲げる者

二 特別養子適格の確認の申立てを却下する審判 申立人

13 養子となるべき者による特別養子適格の確認の審判に対する即時抗告の期間は、養子となるべき者以外の者が審判の告知を受けた日(二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から進行する。

14 特別養子縁組の成立の申立てを却下する審判が確定したとき、又は特別養子縁組の成立の申立てが取り下げられたときは、当該申立てをした者の申立てによる特別養子適格の確認の審判は、その効力を失う。

第二百三十四条中「及び児童相談所長」を「児童相談所長に」「は」を「及び児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件(同表の百二十八の三の項の事項についての審判事件をいう。以下この節において同じ。)」に改める。

第二百三十五条中「未成年後見人及び児童の下に」並びに児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件における児童及びその父母」を加える。

3 第六十四条の二第六項及び第八項の規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。
第二百三十七条に次の一項を加える。
2 第六十四条の二第九項から第十一項までの規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。
第二百三十八条に次の一項を加える。
2 第六十四条の二第十二項及び第十三項の規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。
第二百三十九条を次のように改める。
(児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判の特則)
第二百三十九条 家庭裁判所は、児童の出生の日から二箇月を経過する日まで及び児童が十八歳に達した日以後は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判をすることができない。
2 第六十四条の二第五項の規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。
別表第一の百二十八の二の項の次に次のように加える。

百二十八の三

児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認

児童福祉法第三十三条の六の二第二項

(児童福祉法の一部改正)
第三条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第十一條第一項第二号ト中「特別養子縁組の下に」(第三十三條の六の二において「特別養子縁組」という。)を加える。

第三十三條の六の次に次の二條を加える。

第三十三條の六の二 児童相談所長は、児童に

ついて、家庭裁判所に対し、養親としての適格性を有する者との間における特別養子縁組について、家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)第六十四条第二項に規定する特別養子適格の確認を請求することができる。
児童相談所長は、前項の規定による請求に係る児童について、特別養子縁組によつて養

親となることを希望する者が現に存しないときは、養子縁組里親その他の適当な者に対し、当該児童に係る民法第八百七条の二第二項に規定する請求を行うことを勧奨するよう努めるものとする。

第三十三條の六の三 児童相談所長は、児童に係る特別養子適格の確認の審判事件(家事事件手続法第三條の五に規定する特別養子適格の確認の審判事件をいう。)の手續に参加することが出来る。
前項の規定により手續に参加する児童相談所長は、家事事件手続法第四十二條第七項に規定する利害關係参加人とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この法律の施行の際現に係属している特別養子縁組の成立の審判事件に関する養子となる者の年齢についての要件及び当該審判事件の手續については、なお従前の例による。
(政令への委任)

3 前項に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

投票者氏名

国家公務員等の任命に関する件「検査官(田中弥生君)」
賛成者氏名

足立 敏之君 二二〇名
愛知 治郎君 阿達 雅志君
青山 繁晴君 青木 一彦君
朝日健太郎君 赤池 誠章君
井原 巧君

石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石井 みどり君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	江島 潔君
衛藤 晟一君	小川 克巳君
小野田紀美君	尾辻 秀久君
大家 敏志君	大沼みずほ君
大野 泰正君	太田 房江君
岡田 直樹君	岡田 広君
片山さつき君	金子原二郎君
木村 義雄君	北村 経夫君
こやり隆史君	上月 良祐君
佐藤 啓君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	酒井 庸行君
山東 昭子君	自見はなこ君
島村 大君	進藤金日子君
末松 信介君	世耕 弘成君
関口 昌一君	そのだ修光君
高階恵美子君	高野光二郎君
高橋 克法君	滝沢 求君
滝波 宏文君	武見 敬三君
柘植 芳文君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
徳茂 雅之君	豊田 俊郎君
中泉 松司君	中川 雅治君
中曾根弘文君	中西 健治君
中西 哲君	中西 祐介君
中野 正志君	二之湯 智君
二之湯武史君	西田 昌司君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
羽生田 俊君	長谷川 岳君
馬場 成志君	橋本 聖子君
林 芳正君	平野 達男君
福岡 資麿君	藤井 基之君
藤川 政人君	藤木 眞也君

藤末 健三君	古川 俊治君
堀井 巖君	舞立 昇治君
牧野たかお君	松川 るい君
松下 新平君	松村 祥史君
松山 政司君	丸川 珠代君
三木 亨君	三原じゅん子君
三宅 伸吾君	水落 敏栄君
宮沢 洋一君	宮島 喜文君
宮本 周司君	元榮太一郎君
森 まさこ君	森屋 宏君
柳本 卓治君	山下 雄平君
山田 修路君	山田 宏君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉川ゆうみ君
和田 政宗君	渡辺 猛之君
渡邊 美樹君	相原久美子君
有田 芳生君	石橋 通宏君
江崎 孝君	小川 勝也君
小川 敏夫君	風間 直樹君
神本美恵子君	川田 龍平君
小西 洋之君	斎藤 嘉隆君
芝 博一君	杉尾 秀哉君
那谷屋正義君	長浜 博行君
難波 奨二君	白 眞勲君
鉢呂 吉雄君	福島みずほ君
福山 哲郎君	藤田 幸久君
真山 勇一君	牧山ひろえ君
宮沢 由佳君	蓮 舫君
アトニオ猪木君	足立 信也君
青木 愛君	伊藤 孝恵君
石上 俊雄君	磯崎 哲史君
大塚 耕平君	大野 元裕君
川合 孝典君	木戸口英司君
小林 正夫君	古賀 之上君
櫻井 充君	榎葉賀津也君
田名部匡代君	徳永 エリ君

反対者氏名

○名

羽田雄一郎君	浜口 誠君
浜野 喜史君	舟山 康江君
増子 輝彦君	森 ゆうこ君
森本 真治君	矢田わか子君
柳田 稔君	山本 太郎君
秋野 公造君	伊藤 孝江君
石川 博崇君	魚住裕一郎君
河野 義博君	熊野 正士君
佐々木さやか君	里見 隆治君
杉 久武君	高瀬 弘美君
竹内 真二君	竹谷とし子君
谷合 正明君	新妻 秀規君
西田 実仁君	浜田 昌良君
平木 大作君	三浦 信祐君
宮崎 勝君	矢倉 克夫君
山口那津男君	山本 香苗君
山本 博司君	横山 信一君
若松 謙維君	浅田 均君
東 徹君	石井 章君
片山 大介君	片山虎之助君
儀間 光男君	中山 恭子君
藤巻 健史君	松沢 成文君
室井 邦彦君	山口 和之君
井上 哲士君	市田 忠義君
岩淵 友君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	武田 良介君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	山添 拓君
平山佐知子君	薬師寺みちよ君
伊波 洋一君	糸数 慶子君
郡司 彰君	渡辺 喜美君

国家公務員等の任命に関する件「原子力委員会委員(中西友子君)、日本放送協会経営委員会委員(明石伸子君、堀八義博君及び村田晃嗣君)、労働保険審査会委員(鈴木麻里子君)及び原子力規制委員会委員(石渡明君及び田中知君)」賛成者氏名

一七九名

足立 敏之君	阿達 雅志君
愛知 治郎君	青木 一彦君
青山 繁晴君	赤池 誠章君
朝日健太郎君	井原 巧君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石井みどり君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
今井絵理子君	岩井 茂樹君
宇都 隆史君	上野 通子君
江島 潔君	衛藤 晟一君
小川 克巳君	小野田紀美君
尾辻 秀久君	大家 敏志君
大沼みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	金子原二郎君
木村 義雄君	北村 経夫君
こやり隆史君	上月 良祐君
佐藤 啓君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	酒井 庸行君
山東 昭子君	自見はなこ君
島村 大君	進藤金日子君
末松 信介君	関口 昌一君
そのだ修光君	高階恵美子君
高野光二郎君	高橋 克法君
滝沢 求君	滝波 宏文君
武見 敬三君	柘植 芳文君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
堂故 茂君	徳茂 雅之君
豊田 俊郎君	中泉 松司君
中川 雅治君	中曾根弘文君

中西 健治君	中西 哲君
中西 祐介君	中野 正志君
二之湯 智君	二之湯武史君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	羽生田 俊君
長谷川 岳君	馬場 成志君
橋本 聖子君	林 芳正君
平野 達男君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
藤木 眞也君	藤末 健三君
古川 俊治君	堀井 巖君
舞立 昇治君	牧野たかお君
松川 るい君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君
丸川 珠代君	三宅 伸吾君
三原じゅん子君	水落 敏栄君
宮島 喜文君	宮本 周司君
森 まさこ君	柳本 卓治君
山下 雄平君	山田 修路君
山田 宏君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉川ゆうみ君	和田 政宗君
渡辺 猛之君	渡邊 美樹君
アトニオ猪木君	足立 信也君
青木 愛君	伊藤 孝恵君
石上 俊雄君	磯崎 哲史君
大塚 耕平君	大野 元裕君
川合 孝典君	木戸口英司君
小林 正夫君	古賀 之上君
櫻井 充君	榎葉賀津也君
田名部匡代君	徳永 エリ君
増子 輝彦君	舟山 康江君
浜野 喜史君	森 ゆうこ君
森本 真治君	矢田わか子君
柳田 稔君	秋野 公造君

令和元年六月七日 参議院会議録第二十四号 投票者氏名

伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 高木かおり君	伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

反対者氏名

○名

国家公務員等の任命に関する件「日本放送協会経営委員会委員(高橋正美君及び渡邊博美君)」

賛成者氏名

一九五名

藤巻 健史君	松沢 成文君
室井 邦彦君	山口 和之君
井上 哲士君	市田 忠義君
岩淵 友君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	武田 良介君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	山添 拓君
平山佐知子君	薬師寺みちよ君
伊波 洋一君	糸数 慶子君
郡司 彰君	渡辺 喜美君
足立 敏之君	阿達 雅志君
愛知 治郎君	青木 一彦君
青山 繁晴君	赤池 誠章君
朝日健太郎君	井原 巧君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石井みどり君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
今井絵理子君	岩井 茂樹君
宇都 隆史君	上野 通子君
江島 潔君	衛藤 晟一君
小川 克巳君	小野田紀美君
尾辻 秀久君	大家 敏志君
大沼みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	片山さつき君
金子原二郎君	木村 義雄君
北村 経夫君	こやり隆史君
上月 良祐君	佐藤 啓君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君

酒井 庸行君	山東 昭子君
自見はなこ君	島村 大君
進藤金日子君	末松 信介君
世耕 弘成君	関口 昌一君
そのだ修光君	高階恵美子君
高野光二郎君	高橋 克法君
滝沢 求君	滝波 宏文君
武見 敬三君	柘植 芳文君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
堂故 茂君	徳茂 雅之君
豊田 俊郎君	中泉 松司君
中川 雅治君	中曽根弘文君
中西 祐介君	中西 哲君
中西 健治君	中野 正志君
二之湯 智君	二之湯武史君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	羽生田 俊君
長谷川 岳君	馬場 成志君
橋本 聖子君	林 芳正君
平野 達男君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
藤木 眞也君	藤末 健三君
古川 俊治君	堀井 巖君
舞立 昇治君	牧野たかお君
松川 るい君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君
丸川 珠代君	三木 亨君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君
水落 敏栄君	宮沢 洋一君
宮島 喜文君	宮本 周司君
元榮太一郎君	森 まさこ君
森屋 宏君	柳本 卓治君
山下 雄平君	山田 修路君
山田 宏君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉川ゆうみ君	和田 政宗君
渡辺 猛之君	渡邊 美樹君
アトニ才猪木君	足立 信也君

青木 愛君	伊藤 孝恵君
石上 俊雄君	磯崎 哲史君
大塚 耕平君	大野 元裕君
川合 孝典君	木戸口英司君
小林 正夫君	古賀 之士君
櫻井 充君	榛葉賀津也君
田名部匡代君	徳永 エリ君
羽田雄一郎君	浜口 誠君
浜野 喜史君	舟山 康江君
増子 輝彦君	森 ゆうこ君
森本 真治君	矢田わか子君
柳田 稔君	秋野 公造君
伊藤 孝江君	石川 博崇君
魚住裕一郎君	河野 義博君
熊野 正士君	佐々木さやか君
里見 隆治君	杉 久武君
高瀬 弘美君	竹内 真二君
竹谷とし子君	谷合 正明君
新妻 秀規君	西田 実仁君
浜田 昌良君	平木 大作君
三浦 信祐君	宮崎 勝君
矢倉 克夫君	山口那津男君
山本 香苗君	山本 博司君
横山 信一君	若松 謙維君
浅田 均君	東 徹君
石井 章君	石井 苗子君
片山 大介君	片山虎之助君
儀間 光男君	清水 貴之君
高木かおり君	中山 恭子君
藤巻 健史君	松沢 成文君
室井 邦彦君	山口 和之君
井上 哲士君	市田 忠義君
岩淵 友君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	武田 良介君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	山添 拓君

反対者氏名

二八名

日程第二 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

二三名

平山佐知子君	薬師寺みちよ君
渡辺 喜美君	
相原久美子君	有田 芳生君
石橋 通宏君	江崎 孝君
小川 勝也君	小川 敏夫君
風間 直樹君	神本美恵子君
川田 龍平君	小西 洋之君
斎藤 嘉隆君	芝 博一君
杉尾 秀哉君	那谷屋正義君
長浜 博行君	難波 奨二君
白 眞勲君	鉢呂 吉雄君
福島みずほ君	福山 哲郎君
藤田 幸久君	真山 勇一君
牧山ひろえ君	宮沢 由佳君
蓮 舫君	伊波 洋一君
糸数 慶子君	郡司 彰君
足立 敏之君	阿達 雅志君
愛知 治郎君	青木 一彦君
青山 繁晴君	赤池 誠章君
朝日健太郎君	井原 巧君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石井みどり君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
今井絵理子君	岩井 茂樹君
宇都 隆史君	上野 通子君
江島 潔君	衛藤 晟一君
小川 克巳君	小野田紀美君
尾辻 秀久君	大家 敏志君
大沼みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	片山さつき君

金子原二郎君	木村 義雄君
北村 経夫君	こやり隆史君
上月 良祐君	佐藤 啓君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
酒井 庸行君	自見はなこ君
島村 大君	進藤金日子君
末松 信介君	世耕 弘成君
関口 昌二君	そのだ修光君
高階恵美子君	高野光二郎君
高橋 克法君	滝沢 求君
滝波 宏文君	武見 敬三君
柘植 芳文君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
徳茂 雅之君	豊田 俊郎君
中泉 松司君	中川 雅治君
中曽根弘文君	中西 健治君
中西 哲君	中西 祐介君
中野 正志君	二之湯 智君
二之湯武史君	西田 昌司君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
長谷川 岳君	馬場 成志君
橋本 聖子君	林 芳正君
平野 達男君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
藤木 眞也君	藤末 健三君
古川 俊治君	堀井 巖君
舞立 昇治君	牧野たかお君
松川 るい君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君
丸川 珠代君	三木 亨君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君
水落 敏榮君	宮沢 洋一君
宮島 喜文君	宮本 周司君
元榮太一郎君	森 まさこ君
森屋 宏君	柳本 卓治君
山下 雄平君	山田 修路君
山田 宏君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君

吉川ゆうみ君	和田 政宗君
渡辺 猛之君	渡邊 美樹君
相原久美子君	有田 芳生君
石橋 通宏君	江崎 孝君
小川 勝也君	小川 敏夫君
風間 直樹君	神本美恵子君
川田 龍平君	小西 洋之君
斎藤 嘉隆君	芝 博一君
杉尾 秀哉君	那谷屋正義君
長浜 博行君	難波 奨二君
白 眞勲君	鉢呂 吉雄君
福島みずほ君	福山 哲郎君
藤田 幸久君	真山 勇一君
牧山ひろえ君	宮沢 由佳君
蓮 舫君	アノト才猪末君
足立 信也君	青木 愛君
伊藤 孝恵君	石上 俊雄君
磯崎 哲史君	大塚 耕平君
大野 元裕君	川合 孝典君
木戸口英司君	小林 正夫君
古賀 之士君	櫻井 充君
榛葉賀津也君	田名部匡代君
徳永 エリ君	羽田雄一郎君
浜口 誠君	浜野 喜史君
舟山 康江君	増子 輝彦君
森 ゆうこ君	森本 眞治君
矢田わか子君	柳田 稔君
山本 太郎君	秋野 公造君
伊藤 孝江君	石川 博崇君
魚住裕一郎君	河野 義博君
熊野 正士君	佐々木さやか君
里見 隆治君	杉 久武君
高瀬 弘美君	竹内 真二君
竹谷とし子君	谷合 正明君
新妻 秀規君	西田 実仁君
浜田 昌良君	平木 大作君
三浦 信祐君	宮崎 勝君
矢倉 克夫君	山口那津男君

山本 香苗君	山本 博司君
横山 信一君	若松 謙維君
浅田 均君	東 徹君
石井 章君	石井 苗子君
片山 大介君	片山虎之助君
儀間 光男君	行田 邦子君
清水 貴之君	高木かおり君
中山 恭子君	藤巻 健史君
松沢 成文君	室井 邦彦君
山口 和之君	井上 哲士君
市田 忠義君	岩淵 友君
紙 智子君	吉良よし子君
倉林 明子君	小池 晃君
田村 智子君	大門実紀史君
武田 良介君	辰巳孝太郎君
仁比 聡平君	山下 芳生君
山添 拓君	平山佐知子君
薬師寺みちよ君	伊波 洋一君
糸数 慶子君	郡司 彰君
渡辺 喜美君	

反対者氏名

○名

日程第三 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(第百九十六回国会内閣提出、第百九十八回国会衆議院送付)

賛成者氏名

二二三名

足立 敏之君	阿達 雅志君
愛知 治郎君	青木 一彦君
青山 繁晴君	赤池 誠章君
朝日健太郎君	井原 巧君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石井みどり君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
今井絵理子君	岩井 茂樹君
宇都 隆史君	上野 通子君

江島 潔君	衛藤 晟一君
小川 克巳君	小野田紀美君
尾辻 秀久君	大家 敏志君
大沼みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	片山さつき君
金子原二郎君	木村 義雄君
北村 経夫君	こやり隆史君
上月 良祐君	佐藤 啓君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
酒井 庸行君	自見はなこ君
島村 大君	進藤金日子君
末松 信介君	世耕 弘成君
関口 昌二君	そのだ修光君
高階恵美子君	高野光二郎君
高橋 克法君	滝沢 求君
滝波 宏文君	武見 敬三君
柘植 芳文君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
徳茂 雅之君	豊田 俊郎君
中泉 松司君	中川 雅治君
中曽根弘文君	中西 健治君
中西 哲君	中西 祐介君
中野 正志君	二之湯 智君
二之湯武史君	西田 昌司君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
長谷川 岳君	馬場 成志君
橋本 聖子君	林 芳正君
平野 達男君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
藤木 眞也君	藤末 健三君
古川 俊治君	堀井 巖君
舞立 昇治君	牧野たかお君
松川 るい君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君
丸川 珠代君	三木 亨君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君
水落 敏榮君	宮沢 洋一君

宮島 喜文君	宮本 周司君	高瀬 弘美君	竹内 真二君	石田 昌宏君	磯崎 仁彦君	松村 祥史君	松山 政司君
元榮太一郎君	森 まさこ君	竹谷とし子君	谷合 正明君	磯崎 陽輔君	猪口 邦子君	丸川 珠代君	三木 亨君
森屋 宏君	柳本 卓治君	新妻 秀規君	西田 実仁君	今井絵理子君	岩井 茂樹君	三原じゅん子君	三宅 伸吾君
山下 雄平君	山田 修路君	浜田 昌良君	平木 大作君	宇都 隆史君	上野 通子君	水落 敏榮君	宮沢 洋一君
山田 宏君	山谷えり子君	三浦 信祐君	宮崎 勝君	江島 潔君	衛藤 晟一君	宮島 喜文君	宮本 周司君
山本 一太君	山本 順三君	矢倉 克夫君	山口那津男君	小川 克巳君	小野田紀美君	元榮太一郎君	森 まさこ君
吉川ゆうみ君	和田 政宗君	山本 香苗君	山本 博司君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	森屋 宏君	柳本 卓治君
渡辺 猛之君	渡邊 美樹君	横山 信一君	若松 謙維君	大沼みずほ君	大野 泰正君	山下 雄平君	山田 修路君
相原久美子君	有田 芳生君	浅田 均君	東 徹君	岡田 房江君	岡田 直樹君	山田 宏君	山谷えり子君
石橋 通宏君	江崎 孝君	石井 章君	石井 苗子君	岡田 広君	片山さつき君	山本 一太君	山本 順三君
小川 勝也君	小川 敏夫君	片山 大介君	片山虎之助君	金子原二郎君	木村 義雄君	吉川ゆうみ君	和田 政宗君
風間 直樹君	神本美恵子君	儀間 光男君	行田 邦子君	北村 経夫君	こやり隆史君	渡辺 猛之君	渡邊 美樹君
川田 龍平君	小西 洋之君	清水 貴之君	高木かおり君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	相原久美子君	有田 芳生君
斎藤 嘉隆君	芝 博一君	中山 恭子君	藤巻 健史君	酒井 庸行君	佐藤 正久君	石橋 通宏君	江崎 孝君
杉尾 秀哉君	那谷屋正義君	松沢 成文君	室井 邦彦君	島村 大君	進藤金日子君	小川 勝也君	小川 敏夫君
長浜 博行君	難波 奨二君	山口 和之君	井上 哲士君	末松 信介君	世耕 弘成君	風間 直樹君	神本美恵子君
白 眞勲君	鉢呂 吉雄君	市田 忠義君	岩渕 友君	関口 昌一君	そのだ修光君	川田 龍平君	小西 洋之君
福島みずほ君	福山 哲郎君	紙 智子君	吉良よし子君	高階恵美子君	高野光二郎君	斎藤 嘉隆君	芝 博一君
藤田 幸久君	真山 勇一君	倉林 明子君	小池 晃君	高橋 克法君	滝沢 求君	長浜 博行君	那谷屋正義君
牧山ひろえ君	宮沢 由佳君	田村 智子君	大門実紀史君	滝波 宏文君	武見 敬三君	白 眞勲君	難波 奨二君
蓮 舫君	アノ二才猪木君	仁比 聡平君	辰巳孝太郎君	高橋 宏文君	塚田 一郎君	福島みずほ君	鉢呂 吉雄君
足立 信也君	青木 愛君	山添 拓君	山下 芳生君	柘植 芳文君	堂故 茂君	藤田 幸久君	福山 哲郎君
伊藤 孝恵君	石上 俊雄君	薬師寺みちよ君	伊波 洋一君	鶴保 庸介君	豊田 俊郎君	牧山ひろえ君	真山 勇一君
磯崎 哲史君	大塚 耕平君	余数 慶子君	郡司 彰君	中泉 松司君	中川 雅治君	蓮 舫君	アノ二才猪木君
大野 元裕君	川合 孝典君	渡辺 喜美君		中西 哲君	中西 健治君	足立 信也君	青木 愛君
木戸口英司君	小林 正夫君			中野 正志君	二之湯 智君	伊藤 孝恵君	石上 俊雄君
古賀 之士君	櫻井 充君			二之湯武史君	野上浩太郎君	磯崎 哲史君	大塚 耕平君
榛葉賀津也君	田名部匡代君			長谷川 岳君	橋本 聖子君	大野 元裕君	川合 孝典君
徳永 エリ君	羽田雄一郎君			野上浩太郎君	野村 哲郎君	木戸口英司君	小林 正夫君
浜口 誠君	増子 喜史君			長谷川 岳君	馬場 成志君	古賀 之士君	櫻井 充君
舟山 康江君	森本 真治君			橋本 聖子君	林 芳正君	榛葉賀津也君	田名部匡代君
森 ゆうこ君	柳田 稔君			平野 達男君	福岡 資麿君	徳永 エリ君	羽田雄一郎君
矢田わか子君	秋野 公造君			藤井 基之君	藤川 政人君	浜口 誠君	増子 喜史君
山本 太郎君	石川 博崇君			藤木 眞也君	藤末 健三君	舟山 康江君	森本 真治君
伊藤 孝江君	河野 義博君			古川 俊治君	堀井 巖君	森 ゆうこ君	柳田 稔君
魚住裕一郎君	佐々木さやか君			舞立 昇治君	牧野たかお君	矢田わか子君	秋野 公造君
熊野 正士君	杉 久武君			松川 るい君	松下 新平君	山本 太郎君	
里見 隆治君							

反対者氏名

○名

日程第四 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二三名

足立 敏之君
愛知 治郎君
青山 繁晴君
朝日健太郎君
石井 準一君
石井 正弘君
石井 みどり君
阿達 雅志君
青木 一彦君
赤池 誠章君
井原 巧君
石井 浩郎君

伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 清水 貴之君 中山 恭子君 松沢 成文君 山口 和之君 市田 忠義君 紙 智子君 倉林 明子君 田村 智子君 武田 良介君 仁比 聡平君 山添 拓君 薬師寺みちよ君 糸数 慶子君 渡辺 喜美君	石川 博崇君 河野 義博君 佐々木さやか君 杉 久武君 竹内 真二君 谷合 正明君 西田 実仁君 平木 大作君 宮崎 勝君 山口那津男君 山本 博司君 若松 謙維君 東 徹君 石井 苗子君 片山虎之助君 行田 邦子君 高木かおり君 藤巻 健史君 室井 邦彦君 井上 哲士君 岩渕 友君 吉良よし子君 小池 晃君 大門実紀史君 辰巳孝太郎君 山下 芳生君 平山佐知子君 伊波 洋一君 郡司 彰君	青山 繁晴君 朝日健太郎君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君 磯崎 陽輔君 今井絵理子君 宇都 隆史君 江島 潔君 小川 克巳君 尾辻 秀久君 大沼みずほ君 太田 房江君 岡田 広君 金子原二郎君 北村 経夫君 上月 良祐君 佐藤 信秋君 酒井 庸行君 島村 大君 末松 信介君 関口 昌一君 高階恵美子君 高橋 克法君 滝波 宏文君 柘植 芳文君 鶴保 庸介君 徳茂 雅之君 中泉 松司君 中曽根弘文君 中西 哲君 中野 正志君 二之湯武史君 野上浩太郎君 長谷川 岳君 橋本 聖子君 平野 達男君 藤井 基之君	赤池 誠章君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君 猪口 邦子君 岩井 茂樹君 上野 通子君 衛藤 晟一君 小野田紀美君 大家 敏志君 大野 泰正君 岡田 直樹君 片山さつき君 木村 義雄君 こやり隆史君 佐藤 啓君 佐藤 正久君 自見はなこ君 進藤金日子君 世耕 弘成君 そのだ修光君 高野光二郎君 滝沢 求君 武見 敬三君 塚田 一郎君 堂故 茂君 豊田 俊郎君 中川 雅治君 中西 健治君 中西 祐介君 二之湯 智君 西田 昌司君 野村 哲郎君 馬場 成志君 林 芳正君 福岡 資麿君 藤川 政人君	藤木 眞也君 古川 俊治君 舞立 昇治君 松川 るい君 松村 祥史君 丸川 珠代君 三原じゅん子君 水落 敏栄君 宮島 喜文君 元榮太一郎君 森屋 宏君 山下 雄平君 山田 宏君 山本 一太君 吉川ゆうみ君 渡辺 猛之君 相原久美子君 石橋 通宏君 小川 勝也君 風間 直樹君 川田 龍平君 斎藤 嘉隆君 杉尾 秀哉君 長浜 博行君 白 眞勲君 福島みずほ君 藤田 幸久君 牧山ひろえ君 蓮 舩君 足立 信也君 伊藤 孝恵君 磯崎 哲史君 大野 元裕君 木戸口英司君 古賀之土君 榛葉賀津也君 徳永 エリ君 浜口 誠君	藤末 健三君 堀井 巖君 牧野たかお君 松下 新平君 松山 政司君 三木 亨君 三宅 伸吾君 宮沢 洋一君 宮本 周司君 森 まさこ君 柳本 卓治君 山田 修路君 山谷えり子君 山本 順三君 和田 政宗君 渡邊 美樹君 有田 芳生君 江崎 孝君 小川 敏夫君 神本美恵子君 小西 洋之君 芝 博一君 那谷屋正義君 難波 奨二君 鉢呂 吉雄君 福山 哲郎君 真山 勇一君 宮沢 由佳君 アトコ才雅君 青木 愛君 石上 俊雄君 大塚 耕平君 川合 孝典君 小林 正夫君 櫻井 充君 田名部匡代君 羽田雄一郎君 浜野 喜史君	舟山 康江君 森 ゆうこ君 矢田わか子君 山本 太郎君 伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 清水 貴之君 中山 恭子君 松沢 成文君 山口 和之君 市田 忠義君 紙 智子君 倉林 明子君 田村 智子君 武田 良介君 仁比 聡平君 山添 拓君 薬師寺みちよ君 糸数 慶子君 渡辺 喜美君	増子 輝彦君 森本 真治君 柳田 稔君 秋野 公造君 石川 博崇君 河野 義博君 佐々木さやか君 杉 久武君 竹内 真二君 谷合 正明君 西田 実仁君 平木 大作君 宮崎 勝君 山口那津男君 山本 博司君 若松 謙維君 市田 忠義君 紙 智子君 倉林 明子君 田村 智子君 武田 良介君 仁比 聡平君 山添 拓君 薬師寺みちよ君 糸数 慶子君 渡辺 喜美君

反対者氏名
○名
日程第五 民法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
二〇八名
足立 敏之君
阿達 雅志君
愛知 治郎君
青木 一彦君

令和元年六月七日 参議院会議録第二十四号 投票者氏名

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
三三〇円	二四二円